

障害者福祉のてびき



京都府健康福祉部
障害者支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
電話 075-414-4598 (地域支援・企画係)
414-4606 (認定・精神係)
414-4600 (福祉サービス・障害児支援係)
414-4599 (スポーツ・文化芸術等社会活動推進係)

—— 広く活用を ——

この冊子は、障害者についてのいろいろな支援の施策や制度、あるいは相談窓口などを紹介するものです。

京都府では、府民の皆様の御協力の下に、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府福祉のまちづくり条例」などにより、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、施策を推進しているところです。

こうした中で、今回のてびきも、障害者が社会、経済、文化・スポーツ等各分野で活動することができるよう、利用できる制度などは、幅広く取り上げるよう努めました。広く皆様に活用されれば幸いです。



シンボルマークの説明

国連は、国際障害者年に関連して使用されるべき公式シンボルマークを決定した。それは、二人の人間が連帯して手を取りあい、平等の立場から、互いに支え合っている姿を表現している。

このシンボルマークはフランスのIYDP国際委員会提供のオリジナルデザインに基づいているが、それは、“平等”“希望”“支援”を表している。マークの周囲の葉は、国連の紋章の一部を示すものである。

(1979年12月17日 国連広報局)

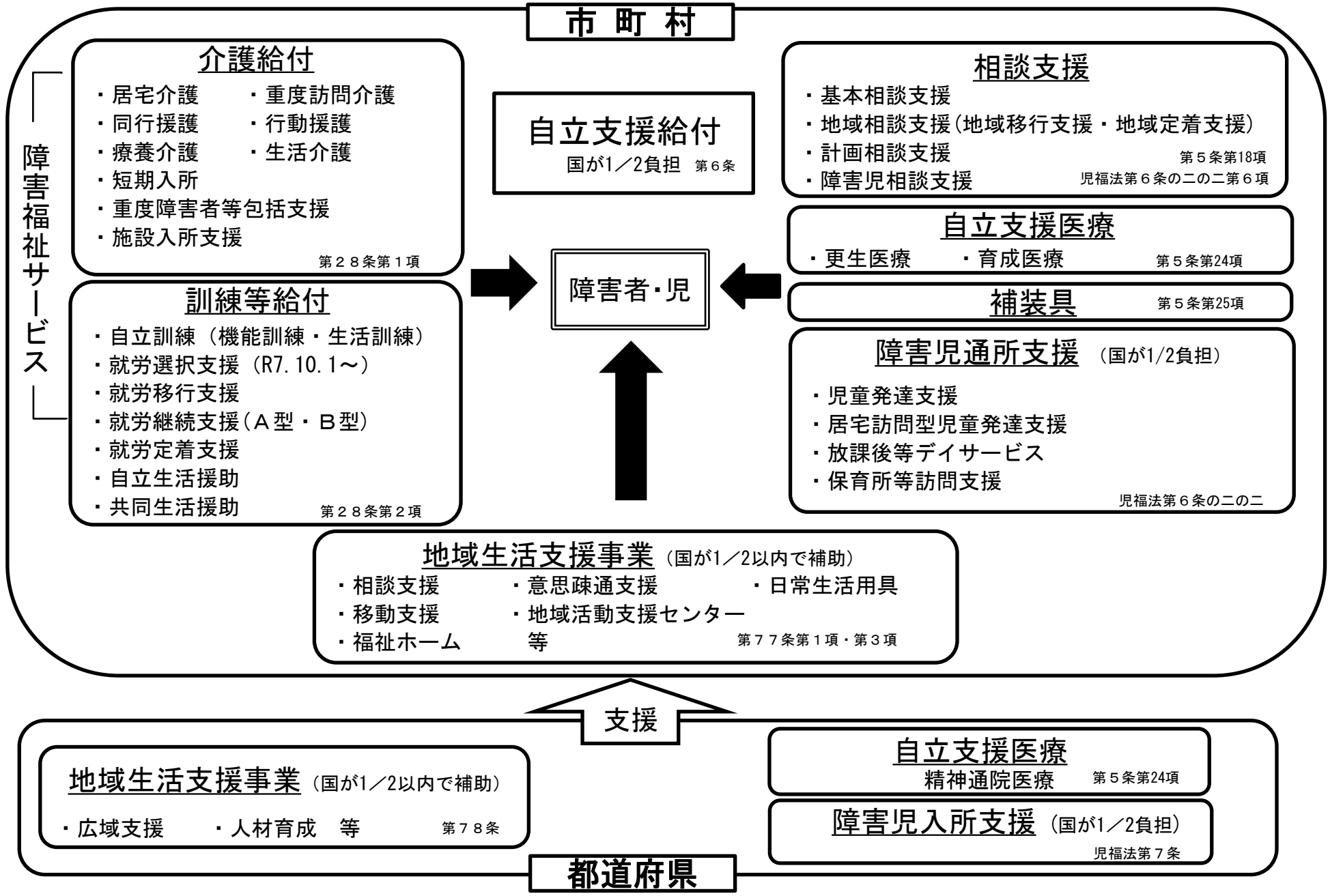
この冊子に掲載されている事業のうち、市町村が事業主体となるものについては、市町村により一部内容の異なるものもありますので、詳細はお住まいの市福祉事務所または市町村等にお問い合わせください。

目 次

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法の給付・事業	1
2. 施設・事業体系の見直し	2
3. 障害者総合支援法サービス体系表(概要)	6
4. 児童福祉法サービス体系表(概要)	8
5. 障害者福祉施策要覧	9
6. 手帳の交付	17
(1) 身体障害者手帳の交付	
(2) 療育手帳の交付	
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	
7. 医療の給付等	26
8. 補装具や日常生活用具の給付等	28
9. 家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは	30
10. 日常生活・社会活動の充実のために	31
(1) 移動・交通	
(2) 情報・通信・コミュニケーション	
(3) 文化・教養・スポーツ	
(4) 生活訓練等	
(5) 指導員・ボランティア等の養成	
(6) ふれあいサロン(障害者サロン)活動状況	

11 . 交通運賃、施設使用料等の減免、割引	39
(1) 交通・通信		
(2) 施設の利用		
12 . 税の控除・減免	49
13 . 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度	53
1 年金制度		
2 手当等制度		
3 心身障害者扶養共済制度		
4 生活福祉資金の貸付概要		
14 . 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために	56
(1) 障害者向け訓練		
(2) 障害者の雇用促進に向けて		
15 . 府営住宅の特定目的優先入居、住宅改修費助成等の制	60
16 . ほっとはあと事業の振興	61
17 . 障害福祉サービス・障害者支援施設等	63
(1) 障害福祉サービスの種類		
(2) 障害児通所・入所支援の種類		
18 . 身体・知的・精神障害者のための 施設サービス、施設等への入所・通所・訓練等	65
(1) 身体障害者のために		
(2) 精神障害者のために		
19 . 相談したいときは	70
20 . 相談窓口一覧	71
21 . 障害者虐待	98
22 . 障害者に関するシンボルマーク	100

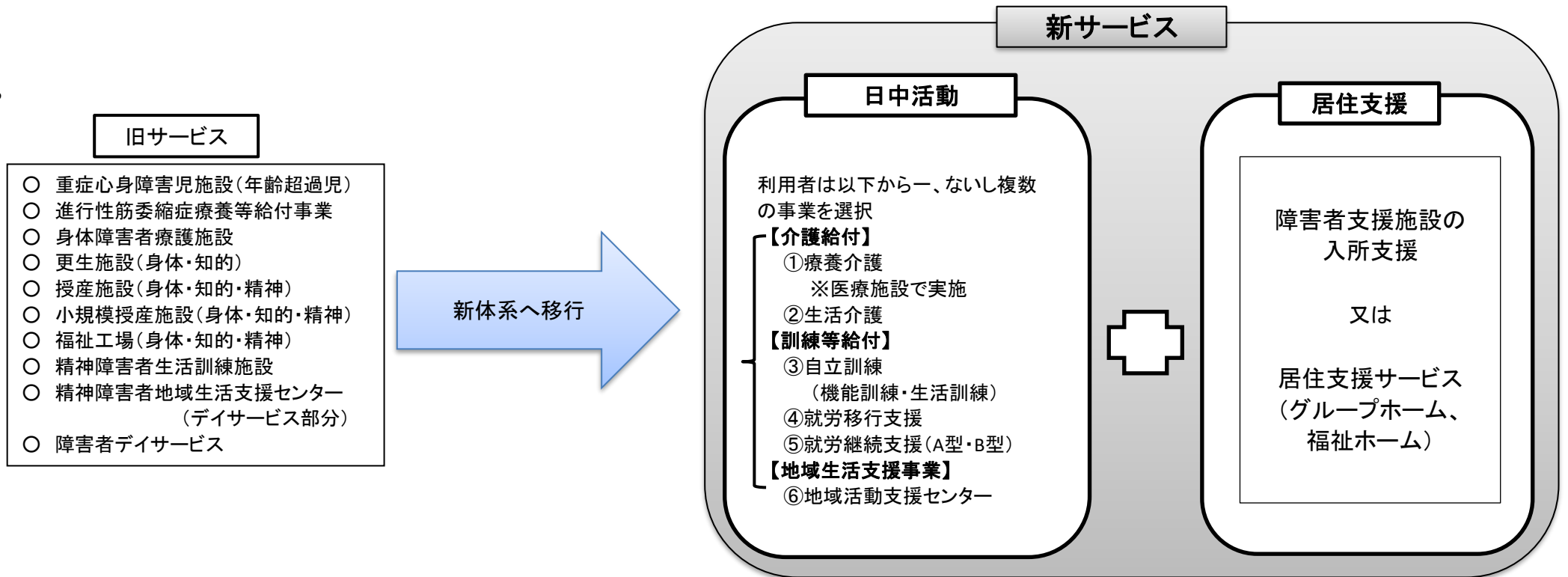
1. 障害者総合支援法及び児童福祉法の給付・事業



2. 施設・事業体系の見直し

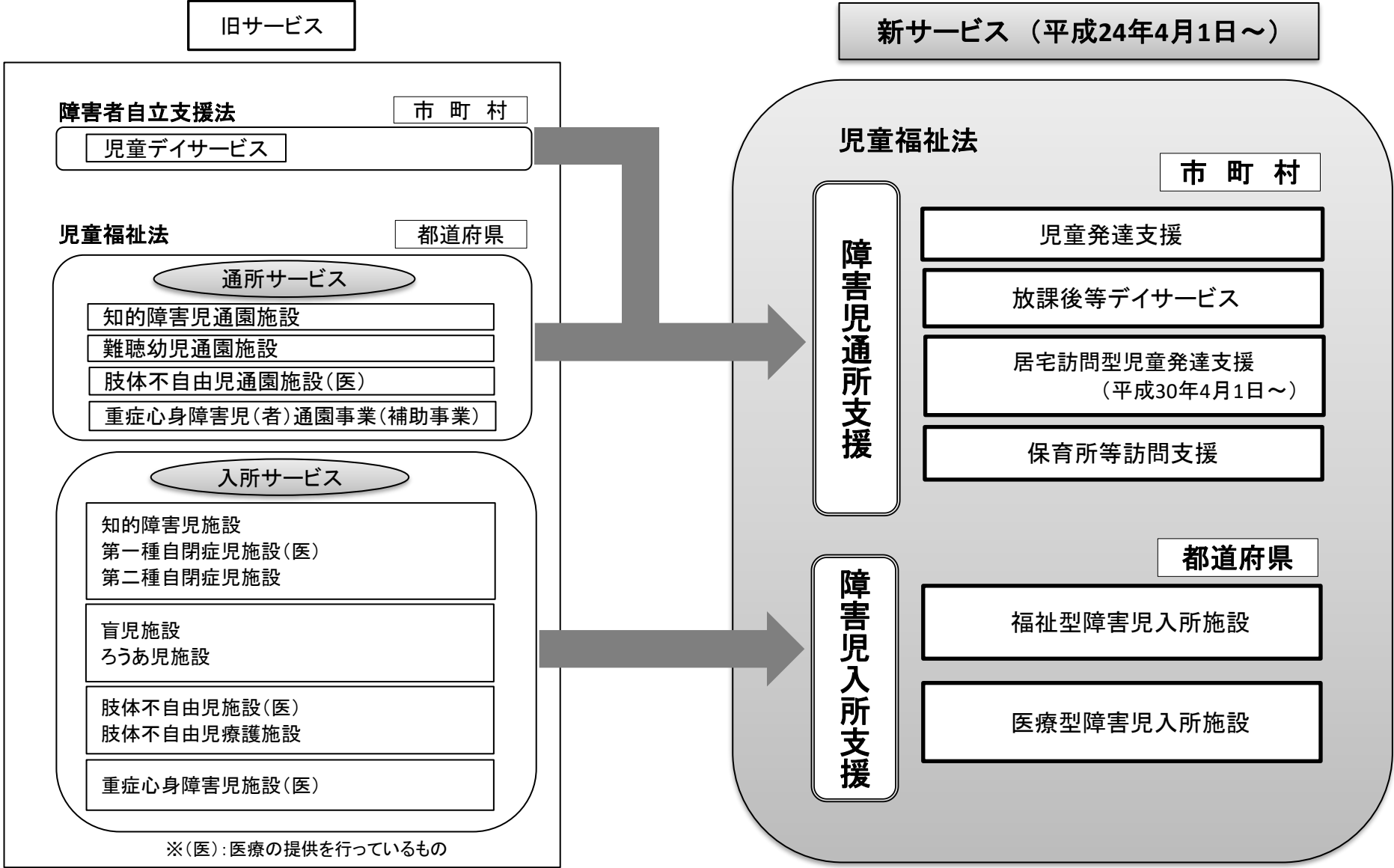
◆障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化
- ・24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築



障害児を対象としたサービス

- 障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援(障害児通所支援)、入所による支援(障害児入所支援)にそれぞれ一元化。
 - ・ 障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請。障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供も可能に。
 - ・ 学齢児を対象とした放課後等デイサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。



利用の手続き

サービス利用までの流れ

障害者(児)の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次の項目について把握し、その上で支給決定を行います。

- 必要とされる支援の度合(障害支援区分※)
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価

※障害支援区分とは

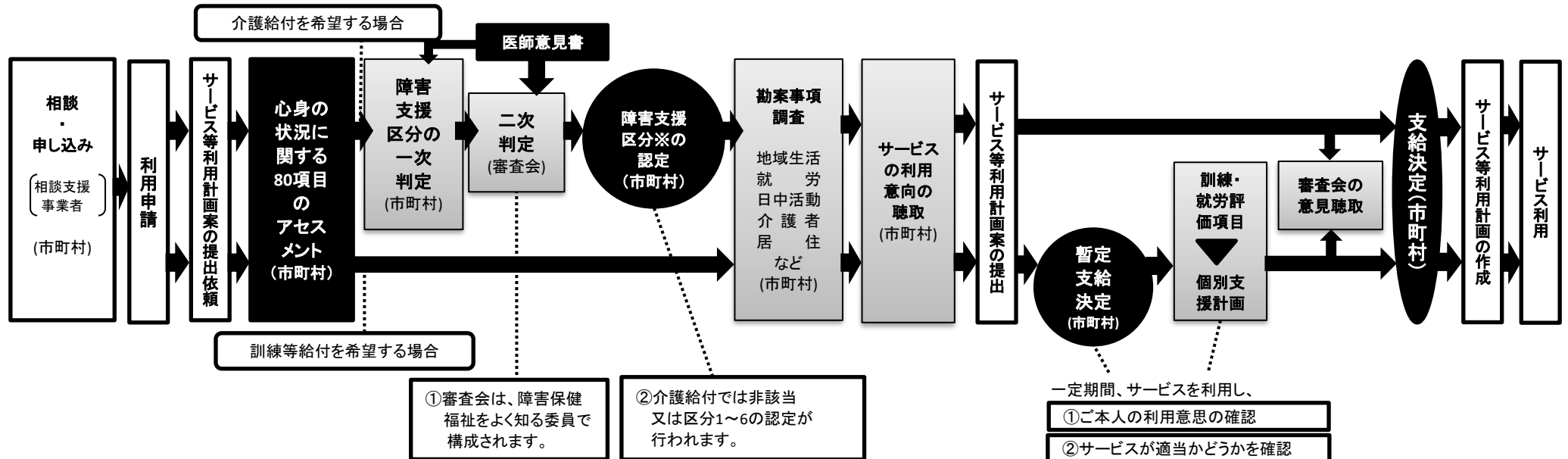
障害支援区分は、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分(非該当、区分1~6:区分6の方が必要度が高い)

従来の障害程度区分に替わって、平成26年4月から導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通、行動障害、特別な医療などに関する80項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

※障害児通所・入所支援の手続き

- ・障害児通所支援の利用の場合、アセスメント、一次判定及び二次判定は、行われません。
- ・必要に応じて、児童相談所等の意見を聴くことがあります。
- ・障害児入所支援の利用の手続きについては、京都府の各児童相談所にお問い合わせください。



確認ができたなら、評価項目にそった一人一人の個別支援計画を作成し、その結果を踏まえ本支給決定が行われます。

利用者負担の仕組みと軽減策

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(自己負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。
 定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

■利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
自己負担	利用者負担の月額負担上限額設定(所得段階別)					
	高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					医療型個別減免(医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定)
			事業主の負担による就労継続支援A型事業(雇用型)の減免措置			
生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)						
食費・光熱水費	補足給付(食費・光熱水費負担を減免)	食費については実費ですが、通所施設(事業)を利用した場合には、食費の person 費支給による軽減措置が受けられます。	食費の person 費支給による軽減措置		補足給付(食費・光熱水費負担を軽減)	
		補足給付(家賃の助成 上限月額1万円)				

3. 障害者総合支援法サービス体系表(概要)

※ 平成25年4月から難病等の方々が障害福祉サービス等の対象になりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。対象疾患や、詳しい手続き方法などについてはお住まいの市町村へお問い合わせください。

給付等体系	対象			分類	障害支援区分	備考 ＜利用者像・障害支援区分等＞	
	身体	知的	精神				
自立支援給付	居宅介護(身体介護・家事援助)	○	○	○	訪問系	1～	ホームヘルプサービス。区分1以上。(障害児はこれに相当する状態)
	重度訪問介護	○	○	○	訪問系	4～一部	常時介護を要する障害者。区分4以上で、次のいずれかに該当すること。 ①二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されていること。 ②認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上。
	同行援護	○	—	—	訪問系	—	アセスメント調査票による項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上かつ「移動障害」が1点以上の者。
	行動援護	—	○	○	訪問系	3～一部	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要する者。区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。(障害児はこれに相当する状態)
	重度障害者等包括支援	○	○	○	訪問系	6	常時介護を要する障害者で、その介護の必要の程度が著しく高い者。区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者で、次の①か②に掲げる者。 ①重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者。(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者。(イ)最重度知的障害者。②認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。個々の利用者のニーズや介護者の状況等により、居宅介護や短期入所、通所サービス等のサービスを組み合わせて提供。
	生活介護	○	○	△	日中活動系	2又は3～	常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当。①区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上、②50歳以上は区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上。
	療養介護	○	△	△	日中活動系	5～又は6	病院等への長期入院に加え、常時の介護が必要な障害者で次のいずれかに該当。 ①区分6で人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。②区分5以上で筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者。
	短期入所	○	○	○	同上	1～	ショートステイ。区分1以上。
	施設入所支援	○	○	○	居住系	3又は4～、通所困難	夜間において、介護等が必要な次のいずれかの者。①生活介護利用者のうち、区分4以上(50歳以上は、区分3以上)。②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難である者。
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	○	—	—	日中活動系	—
自立訓練(生活訓練)		—	○	○	日中活動系	—	社会的リハビリテーション(サービス提供期間は2年以内。入所・入院の場合は3年以内)
就労選択支援(R7.10.1～)		○	○	○	—	—	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。
就労移行支援		○	○	○	日中活動系	—	企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる障害者(65歳未満)に対し就労に必要な訓練。サービス提供期間2年以内。(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の資格取得は3年又は5年)
就労継続支援(A型)		○	○	○	日中活動系	—	当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者(利用開始時に65歳未満)。利用期間制限なし。
就労継続支援(B型)		○	○	○	日中活動系	—	就労移行支援や就労経験者及び50歳に達している障害者。利用期間制限なし。
就労定着支援		○	○	○	—	—	就労移行支援、就労継続支援等の利用を経て一般就労した者で、一般就労後6月を経過した者(サービス提供期間は3年以内)
自立生活援助		○	○	○	—	—	障害者施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した者等(サービス提供期間は1年以内)
共同生活援助		○	○	○	居住系	—	グループホーム。
相談支援給付	地域相談支援	○	○	○	—	—	障害者(児)の地域移行支援及び地域定着支援。
	計画相談支援	○	○	○	—	—	障害者(児)のサービス利用支援及び継続サービス利用支援。

具体的な各事業所情報については、独立行政法人福祉医療機構のWAMNET障害福祉サービス等情報検索(<https://www.wam.go.jp/sfokohyout/COP000100E0000.do>)をご参照ください。

給付等体系		対象			分類	障害 支援区分	備考 ＜利用者像・障害支援区分等＞
		身体	知的	精神			
自立支援給付	更生医療	○	—	—	医療	—	18歳以上の身体障害者の障害の軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)
	育成医療	○	—	—	医療	—	18歳未満の身体障害児の手術などの医療(更生医療に比べ対象は広い。斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析など)
	精神通院医療	—	—	○	医療	—	精神障害者の通院医療
	補装具	○	—	—	—	—	車椅子、義足義手、白杖、補聴器など。点字器、歩行補助つえ(1本つえ)等は日常生活用具へ。新たに重度障害者用意思伝達装置。世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は対象外(障害児の場合を除く)。
地域生活支援事業	相談支援事業	○	○	○	—	—	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
	成年後見制度利用支援事業	—	○	○	—	—	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であり、補助を受けなければ利用が困難であると認められる者。
	意思疎通支援事業	○	—	—	—	—	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業
	日常生活用具給付等事業	○	○	○	—	—	重度障害者等の日常生活の便宜を図るための自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与。
	移動支援事業	○	○	○	訪問系	—	屋外での移動が困難な障害者等に対する外出支援(個別支援型/グループ支援型/車両移送型の利用形態を想定。)
	地域活動支援センター	○	○	○	日中活動系	—	通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、交流促進等を行う。
	その他事業	○	○	○	—	—	福祉ホーム、盲人ホーム、訪問入浴、生活訓練等、社会参加支援事業、日中一時支援事業など
都道府県地域生活支援事業	専門性の高い相談支援事業	○	○	○	—	—	発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害支援普及事業
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	○	—	—	—	—	手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者 ※手話通訳・要約筆記には遠隔手話通訳、遠隔要約筆記を含む。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業	○	—	—	—	—	手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者 ※手話通訳・要約筆記には遠隔手話通訳、遠隔要約筆記を含む。
	広域的な支援事業	○	○	○	—	—	相談支援体制整備事業
	サービス・相談支援者、指導者育成事業	○	○	○	—	—	研修事業(サービス管理責任者・相談支援従事者・障害支援区分認定調査員など)、市町村身体・知的障害者相談員研修事業
	その他事業	○	○	○	—	—	オストメイト社会適応訓練等の日常生活支援事業、レクリエーション活動等の社会参加支援事業など
地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策支援事業	○	○	○	—	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応のための体制整備、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、連携協力体制の整備、普及啓発など
	発達障害児者及び家族等支援事業	—	—	○	—	—	発達障害児者及び家族に対する支援体制の構築
	その他事業	○	○	○	—	—	地域生活支援モデル事業、成年後見制度普及啓発事業
	障害者虐待防止対策支援事業	○	○	○	—	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応のための体制整備、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、連携協力体制の整備、普及啓発など
都道府県地域生活支援促進事業	発達障害児者及び家族等支援事業	—	—	○	—	—	発達障害児者及び家族に対する支援体制の構築
	障害者就業・生活支援センター事業	○	○	○	—	—	就職や職場への定着が困難また、就業経験のない障害者に対し、就業及び社会生活上の支援を行い、就業生活における自立を図る。
	その他事業	○	○	○	—	—	強度行動障害支援者養成研修事業、工賃向上計画支援等事業、身体障害者補助犬育成促進事業など

※ 地域生活支援事業、地域生活支援促進事業は、市町村ごとに内容が異なりますので詳細は各市町村へお問い合わせください。

4. 児童福祉法サービス体系表(概要)

サービス体系等	分類	備考 ＜対象利用者・概要等＞	
障害児支援給付	児童発達支援	通所系	乳幼児健診等で集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児や、肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児
	放課後等デイサービス	通所系	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
	居宅訪問型児童発達支援	訪問系	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児 ※ 重度の障害の状態その他これに準ずる状態 ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 ② 重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態
	保育所等訪問支援	訪問系	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
	福祉型障害児入所施設	入所系	施設に入所し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を受ける障害児
	医療型障害児入所施設	入所系	施設に入所又は指定発達支援医療機関に入院し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を受ける障害児
相談支援給付	障害児相談支援	—	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者 ・継続障害児支援利用援助 指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

具体的な各事業所情報については、独立行政法人福祉医療機構のWAMNET障害福祉サービス等情報検索 (<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>)をご参照ください。

5. 障害者福祉施策要覧

※ この表は施策の対象者である場合には、原則として○印を付しています。
 なお、年齢、所得状況等により対象とならない場合もありますので御注意願います。

事業種別		20. 相談窓口一覧								6. 手帳の交付			7. 医療の給付等								
事業名		福祉事務所、町村役場、府保健所	家庭支援総合センター	児童相談所（南部・北部家庭支援センター）	精神保健福祉総合センター	公共職業安定所	京都府障害者相談センター	各府立特別支援学校、地域支援センター	結婚相談	障害者専門相談事業	身体障害者手帳の交付	療育手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付	自立支援医療（更生医療・育成医療）	障害者自立支援医療特別対策事業	特定疾患に対する医療	特定医療費（指定難病）に対する医療	肝炎治療に対する医療	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	先天性血液凝固因子障害等に対する医療	小児慢性特定疾病医療費助成
障害種別	等級																				
視覚障害	1	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○							
	2	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○							
	3	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○							
	4	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○							
	5	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○							
	6	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○							
聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	3	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	4	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	5	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	4	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
肢体不自由	1	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	2	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	3	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	4	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	5	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
	6	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
内部障害	1	○	○			○	○	○	○	○			○								
	2	○	○			○	○	○	○	○			○								
	3	○	○			○	○	○	○	○			○	○							
	4	○	○			○	○	○	○	○			○								
知的障害	A	○	○	○		○	○	○	○	○		○									
	B	○	○	○		○	○	○	○	○		○									
精神障害	1	○			○	○	○	○		○		○									
	2	○			○	○	○	○		○		○									
	3	○			○	○	○	○		○		○									
備考					手帳の有無は問いません				手帳の有無は問いません				免疫不全ウイルスによるヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害も対象						20歳以上（20歳未満は小児慢性特定疾病の対象）	18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）	
頁		71	71	71	92	72	92	91	97	97	17	24	25	26	26	26	26	26	26	27	27

※ 平成25年4月から難病等の方々が障害福祉サービス等の対象になりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。対象疾患や詳しい手続き方法などについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

事業種別		7. 医療の給付等				8. 補装具や日常生活用具の給付等		9. 家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは															
事業名	障害種別	等級	重度心身障害児(者)医療助成制度	重度心身障害老人健康管理事業	腎臓機能障害者通院交通費助成	自立支援医療(精神通院医療)	補装具や日常生活用具の給付等	軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業	視力障害児療育訓練	中途失明者巡回生活指導員派遣	中途失明者点字・パソコン講習会	中途失明者巡回歩行訓練	身体障害者補助犬の貸与			難聴者教室	音声機能障害者発声訓練	話し方教室・ことばの相談	オストメイト社会適応訓練	保健所精神保健福祉相談指導事業	社会復帰相談指導事業	精神障害者デイ・ケア	
													盲導犬	介助犬	聴導犬								
視覚障害		1	○	○			障害等級等により給付する品目が異なる		○	○	○	○	○										
		2	○	○						○	○	○	○	○									
		3	一部	一部						○													
		4								○													
		5								○													
		6								○													
聴覚・平衡機能障害		2	○	○			障害等級等により給付する品目が異なる	軽・中等度の難聴児							○		○						
		3	一部	一部												○		○					
		4															○		○				
		5															○		○				
音声・言語・そしゃく機能障害		3	一部	一部			障害等級等により給付する品目が異なる								○	○							
		4															○	○					
肢体不自由		1	○	○			障害等級等により給付する品目が異なる																
		2	○	○																			
		3	一部	一部																			
		4																					
		5																					
		6																					
内部障害		1	○	○	○		障害等級等により給付する品目が異なる												○				
		2	○	○	○															○			
		3	一部	一部	○																○		
		4			○																	○	
知的障害		A	○	○			障害等級等により給付する品目が異なる																
		B	一部	一部																			
精神障害		1	○	○		○	障害等級等により給付する品目が異なる													○	○	○	
		2	一部	一部		○															○	○	○
		3				○																○	○
備考			所得制限	所得制限	透析を受けている者	手帳の有無は問いません	障害等級等により給付する品目が異なる		在宅の視力障害乳幼児	中途失明者	中途失明者	中途失明者				吃音のある者	人工肛門又は人工ぼうこう造設者	手帳の有無は問いません			手帳の有無は問いません		
頁	27	27	27	27	28	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		

事業種別		10. 日常生活・社会活動の充実のために																					
		(1)移動・交通							(2)情報・通信・コミュニケーション														
事業名	障害種別	等級	自動車運転免許取得教習費助成	自動車改造助成	リフト付きタクシーの運行	駐車禁止除外指定車標章の交付	京都おもいやり駐車場利用証制度	点字による即時情報ネットワーク事業	きょうと府民だより 文字拡大版・点字版・音声版発行	京都府ホームページ	知事記者会見	Web版/アプリ版の提供	ホームページ	人にやさしいまちづくり	障害者IT利用支援	声の京都	郵便等による不在者投票制度	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	失語症者向け意思疎通 支援者の派遣	電話リレーサービス	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	
			視覚障害	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
聴覚・平衡機能障害	3				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	4				△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	5	○																					
	6	○																					
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○																					
	4	○																					
肢体不自由	1	○	○		○	○																	
	2	○	○		△	○																	
	3	○	○		△	一部																	
	4	○	一部		△	一部																	
	5	○				一部																	
	6	○				一部																	
内部障害	1	○			○	○																	
	2	○			△	○																	
	3	○			○	○																	
	4	○				○																	
知的障害	A				○	○																	
	B																						
精神障害	1				○	○																	
	2																						
	3																						
備考			一部制限あり	一部制限あり	利用できない地域あり			希望者	希望者								対象は33ページのとおり	遠隔手話通訳サービスを含む	遠隔要約筆記を含む	失語症の方	対象は34ページのとおり		
頁			31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	33	33	33	33	34	34	34	34	34	34	

事業種別		10. 日常生活・社会活動の充実のために																			
		(2)情報・通信・コミュニケーション									(3)文化・教養・スポーツ										
事業名	障害種別	等級	字幕入り映像ライブラリー事業	対面朗読	点字図書 の閲覧・貸出	録音図書 の貸出	読み書き サービス	音声読書機 の使用	車椅子対応 閲覧席	視覚障害者 情報総合 ネットワーク (サピエ)の 利用	インター ネット 端末の 利用	電子書籍・ オーディオ ブック等 サービス	障害者福祉 研修会	全国障害者 スポーツ大会	天皇盃 全国車いす 駅伝競走 大会	全 京 都 障 害 者 総 合 ス ポ ー ツ 大 会	障 害 者 ふ れ あ い 広 場	障 害 者 ス ポ ー ツ の つ ど い	知 的 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会	障 害 者 レ ク リ エ ー シ ョ ン 教 室 開 催 事 業	障 害 者 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 支 援 事 業
視覚障害	1		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					
	2		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					
	3		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					
	4		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					
	5		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					
	6		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					
聴覚・平衡 機能 障害	2	○												○		○					
	3	○												○		○					
	4	○												○		○					
	5													○		○					
音声・言語・ そしゃく 機能障害	3													○		○					
	4													○		○					
肢体不自由	1													○		○					
	2													○		○					
	3													○		○					
	4													○		○					
	5													○		○					
	6													○		○					
内部障害	1													○		○					
	2													○		○					
	3													○		○					
	4													○		○					
知的障害	A													○		○			○	○	○
	B													○		○			○	○	○
精神障害	1													○		○					
	2													○		○					
	3													○		○					
備考			聴覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等		視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等	肢体障害者	一部制限あり	その他参加要件あり	一部制限あり					
頁		34	34	34	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	36	36	36	36	36	36

事業種別		11. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引																			
		(1)交通・通信																			
事業名	障害種別	等級	旅客鉄道株式会社（JR）の旅客運賃割引 （WILLER TRAINS株式会社 京都丹後鉄道）の旅客運賃割引	京都市営地下鉄の運賃割引及び 京都市バスの運賃割引	私鉄の旅客運賃割引	航空旅客運賃割引	タクシー運賃の割引	民営路線バスの運賃割引	有料道路の通行料金の割引	施設（電話）設置負担金の分割払	福祉用電話機器のレンタル料の減額	携帯電話料金の割引	電話番号案内	NHK放送受信料の全額減免	NHK放送受信料の半額減免	点字郵便物等の扱い	聴覚障がい者用ゆうパック	点字ゆうパック	心身障がい者用ゆうメール	青い鳥はがきの無料配布	
																					各社によって取扱いが異なる
視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的障害	A	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
精神障害	1	○	○	○	○	一部	一部	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	一部	一部	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	一部	一部	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備考	第一種、第二種の区分あり	第一種、第二種の区分あり	京都市在住で「福祉乗車証」を交付されている場合は無料	第一種、第二種の区分あり	一部の航空会社で割引を実施	一部のタクシー会社で割引を実施	一部のバス会社で割引を実施	△は介護者運転 第1種、第2種の区分あり						障害者の方を世帯構成員にする世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	障害者が世帯主の場合	一部制限あり	一部制限あり				
	頁	39	39	40	40-41	42	42	42	43	44	44	44	44	44	44	45	45	45	45	45	45

事業種別	11.		12. 税の控除・減免					13. 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度										14.																																		
	事業名	(2)	国税 (所得税等)	地方税				障害基礎年金	年金制度			手当等制度				(1)障害者向け訓練																																				
障害種別		等級		住民税	個人事業税	ゴルフ場利用税	自動車税の種別割 軽自動車税の環境性能割 自動車税の環境性能割		障害厚生年金	障害手当金(一時金)	特別障害給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当(対象児童)	児童扶養手当(対象児童の父又は母)	在日外国人重度障害者特別給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	公共職業訓練	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	職場適応訓練	京都ジョブパークはあとふる実習																													
事業名	障害種別	等級	施設の利用	国税(所得税等)	住民税	個人事業税	ゴルフ場利用税	自動車税の種別割 軽自動車税の環境性能割 自動車税の環境性能割	障害基礎年金	年金生活者支援給付金(障害)	障害厚生年金	障害手当金(一時金)	特別障害給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当(対象児童)	児童扶養手当(対象児童の父又は母)	在日外国人重度障害者特別給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	公共職業訓練	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	職場適応訓練	京都ジョブパークはあとふる実習																											
																										1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																										2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										3	○	○	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										備考	各施設ごとに異なる					軽減額に上限あり 村税自動車税の種別割は市町 せくたさい																				
頁	46-48	49-50	51	51	51	52	53	53	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	55	55	55	56	56	56	56																											

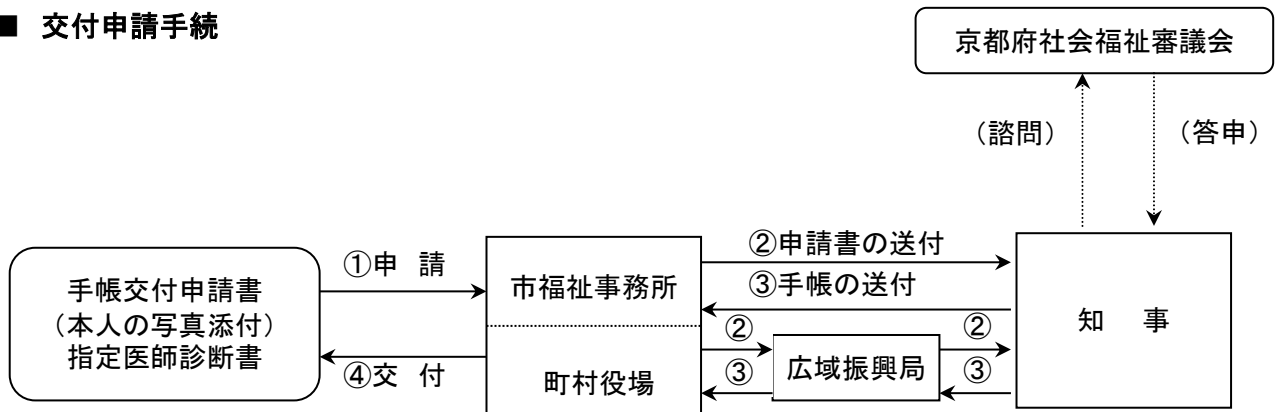
事業種別	14. 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために								15. 府営住宅特定目的の優先入居、住宅改修費助成等の制度							
	(2)障害者の雇用促進に向けて															
事業名	障害種別	等級	特定求職者雇用開発助成金	トライアル雇用助成金	キャリアアップ助成金	ジョブコーチによる支援 (職場適応援助者)	職業準備支援	障害者雇用納付金制度に基づく助成金	障害者雇用納付金制度	京都府障害者雇用企業サポートセンターによる企業支援	京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金	府営住宅への特定目的優先入居	身体障害者・高齢者向け府営住宅改善事業	エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)への住み替え	住宅改修費給付事業 「日常生活用具給付事業」	
																要件を満たす事業主に対して助成
視覚障害		1	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者及び、要件を満たす事業主に対して実施	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	○	○	○	○	○
		2														
		3														
		4														
		5														
		6														
聴覚・平衡機能障害		2	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者及び、要件を満たす事業主に対して実施	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	○	○	○	○	○
		3														
		4														
		5														
音声・言語・そしゃく機能障害		3	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者及び、要件を満たす事業主に対して実施	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	○	○	○	○	○
		4														
肢体不自由		1	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者及び、要件を満たす事業主に対して実施	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	○	○	○	○	○
		2														
		3														
		4														
		5														
		6														
内部障害		1	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者及び、要件を満たす事業主に対して実施	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	○	○	○	○	○
		2														
		3														
		4														
知的障害		A	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者及び、要件を満たす事業主に対して実施	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	○	○	○	○	○
		B														
精神障害		1	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者及び、要件を満たす事業主に対して実施	身体障害、知的障害、長期にわたり職業生活に相当な制限を受け、または他の心身の機能の障害が著しく困難な者	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	○	○	○	○	○
		2														
		3														
備考						手帳の有無は問いません	手帳の有無は問いません									下肢・体幹運動機能障害のある者
頁			57	57	58	59	59	59	59	59	59	60	60	60	60	60

6. 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳の交付

補装具、自立支援医療の給付、施設への入所等障害者総合支援法に定める各種の福祉サービスを受ける場合はもちろん、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は原則身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分されています。

■ 交付申請手続



交付申請書・診断書用紙は、市福祉事務所・町村役場にあります。
また京都府のホームページからもダウンロードできます。

15歳未満の児童については、保護者が代わって申請します。

交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

□ 変更・再交付申請手続

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書に写真を添えて申請をしてください。
居住地・氏名変更	転居された場合は、すみやかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「居住地変更届」を提出してください(他の都道府県及び京都市内から転居された場合で、京都府交付の手帳に作り替えを希望される際には、「写真」も必要です)。氏名を変更された場合は、「氏名変更届」及び「写真」を提出してください。
再交付	手帳を紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

- ※「写真」・・・
- 縦4cm、横3cmの大きさと、1年以内に撮影された上半身正面向きのもの。
 - 帽子、色眼鏡、マスク等の顔の判別を困難にするものの着用不可。
 - 脱帽して上半身を写したものの例外として、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うものも可とする。

□ 返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、亡失した手帳が発見された場合又は法律で定められた障害に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。

<※> 上記(■)の手続き時には、個人番号(マイナンバー)と本人であることを確認できる証明書等の提示をお願いします。

● 交付対象者の範囲

身体障害者手帳の交付を受けることができる障害の程度は次のとおりです。

1. 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - ① 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
 - ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - ④ 両眼による視野の2分の1以上欠けているもの
2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - ④ 平衡機能の著しい障害
3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害で永続するもの
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
4. 次に掲げる肢体不自由で永続するもの
 - ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害
 - ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害
 - ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

● 障害の程度

障害の程度によって1級から7級までに区分されています。なお、7級の障害が一つの場合のみは手帳交付の対象となりません。(20～23頁の身体障害者障害程度等級表参照)

● 「身体障害者」に含まれないもの

身体の機能からたとえ社会生活上の不自由があっても、身体障害者福祉法別表に該当しないものや認定基準に定める障害の程度に達していないものについては、身体障害者として認定しません。

(例) ・片眼の失明・夜盲症・低身長症・首が回らない・生殖機能の障害・血液の障害等

● 障害認定の時期

1. 身体の障害の認定は「永続する」障害に対して行いますので、障害の程度が一定固定したものであるか、将来とも回復する可能性が極めて少ないものに限ります。
2. 乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）以降に行うことが原則です。
ただし、3歳未満であっても四肢欠損や無眼球など程度や永続性が明確な障害や、医学的・客観的データから判定可能と思われる場合は、その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定します。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障害が軽減すると予想されるときは、残存すると予想される障害の限度でその障害を認定して手帳を交付し、必要とあれば適当な時期に診査等により再認定を行います。
3. 遷延性の意識障害を伴う場合は、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的・客観的な観点から機能障害が永続すると判断できるような時点（意識障害の原因疾患については積極的治療中から定常的管理へ移行した時点）で障害認定を行います。
4. 脳血管障害に係る障害認定は、ある程度の観察期間（発病後原則として6箇月）経過時点以降に障害認定しますが、近年の診断技術の発達により重度の場合には3箇月程度の比較的早い時期に障害認定することもあります。
5. 一定期間を経過しないと申請ができない障害があります。
 - ◆ ぼうこう・直腸機能障害の「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」
…ストマ造設後、6箇月以上経過した日
 - ◆ ぼうこう・直腸機能障害の「高度の排尿・排便機能障害」
…先天性疾患による場合を除き、障害発生後、6箇月以上経過した日
 - ◆ 小腸大量切除以外の小腸機能障害
…障害発生後、6箇月以上経過した日

身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号
(太線より上は第1種を、下は第2種を表します)

級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの										
	3 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による)が28度以下のもの										
	4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの										
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
	2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの										
	3 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による)が56度以下のもの										
	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの										

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号
(太線より上は第1種を、下は第2種を表します)

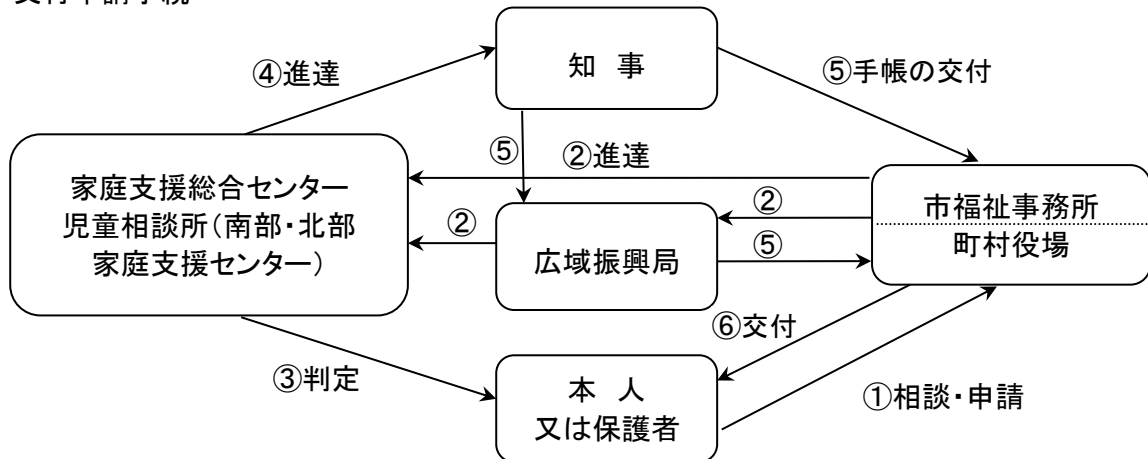
		肢 体 不 自 由				
級		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
					上肢機能	移動機能
1 級	1	両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
	2	両上肢を手関節以上で欠くもの	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの			
2 級	1	両上肢の機能の著しい障害	1 両下肢の機能の著しい障害	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	2	両上肢のすべての指を欠くもの				
	3	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの		
	4	一上肢の機能を全廃したもの				
3 級	1	両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	2	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの				
	3	一上肢の機能の著しい障害				
	4	一上肢のすべての指を欠くもの				
	5	一上肢のすべての指の機能を全廃したもの				
4 級	1	両上肢のおや指を欠くもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	2	両上肢のおや指の機能を全廃したもの	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの			
	3	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの			
	4	一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	4 一下肢の機能の著しい障害			
	5	一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの			
	6	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			
	7	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの				
	8	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害				
5 級	1	両上肢のおや指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	2	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの			
	3	一上肢のおや指を欠くもの	3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの			
	4	一上肢のおや指の機能を全廃したもの				
	5	一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害				
	6	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害				
6 級	1	一上肢のおや指の機能の著しい障害	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	2	ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	2 一下肢の足関節の機能の著しい障害			
	3	ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの				

級	肢 体 不 自 由						
	上 肢		下 肢		体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
						上肢機能	移動機能
7 級	1	一上肢の機能の軽度の障害	1	両下肢のすべての指の機能の著しい障害		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
	2	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2	一下肢の機能の軽度の障害			
	3	一上肢の手指の機能の軽度の障害	3	一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害			
	4	ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害	4	一下肢のすべての指を欠くもの			
	5	一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	5	一下肢のすべての指の機能を全廃したもの			
	6	一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	6	一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			
備 考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の級とすることができる。 3 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とする。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

(2) 療育手帳の交付

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA(重度)及びB(中度、軽度)に区分されます。

● 交付申請手続



交付申請書は、市福祉事務所・町村役場にあります。
交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

● 再判定・再交付等申請手続

再判定	療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。
再交付	紛失、破損又は余白がなくなったときは、再交付の申請をしてください。
記載事項の変更	手帳の記載事項に変更が生じたときは、「療育手帳変更届」を提出してください。 転居の場合は、新しい居住地で届けてください。 他府県へ転出される場合は、転出前の居住地にも届出が必要です。(他府県へ転居された場合も、転居先で手帳住所の訂正又は新しい手帳の交付が行われます。)

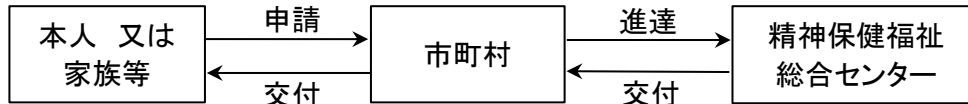
● 返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合又は、対象事項に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。
(他府県で新しい手帳の交付を受けられた場合は、その府県の指示に従ってください。)

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級までに区分されます。

● 交付申請手続



① 医師の診断書による申請

- ・ 申請書
- ・ 医師の診断書
- ・ 写真
- ・ マイナンバーカードまたは本人であることを確認できる証明書等

② 障害年金受給を事由とした申請

- ・ 申請書
- ・ 年金証書の写し
- ・ 最新の年金振込通知書または年金支払い通知書
- ・ 日本年金機構または共済組合に照会するための「同意書」
- ・ 写真
- ・ マイナンバーカードまたは本人であることを確認できる証明書等

※ 交付申請書及び診断書用紙は、市町村及び主な医療機関にあります。

※ 診断書による申請は精神障害に係る初診日から6か月以上を経過したものに限りです。

※ 手帳の有効期限は、2年です。交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

※ 写真 … 縦4cm、横3cmの大きさで、1年以内に撮影された上半身正面向きのもの。

帽子、色眼鏡、マスク等の顔の判別を困難にするものの着用不可。

脱帽して顔を写したもの(例外として宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うものも可とする。やむを得ない理由があるときに限り提出を不要とすることがある。)

● 変更・再交付等申請手続

障害程度の変更	・手帳に記載されている障害の程度(等級)が変化した場合は、新規の手続きと同様の手続き(写真添付)が必要となります。
居住地変更	・府内居住地を変更した場合 新しい居住地の市町村に、手帳を添付して「変更届」を提出し、書き換えを受けてください。 ・府外に居住地を変更した場合(京都市内への変更も含む) 新しい居住地の市町村に、「手帳交付申請書(写真添付)」等を提出し、旧手帳と引き換えに新しい居住地の都道府県(政令市)が発行する手帳の交付を受けてください。 詳しくは、新しい居住地の市町村へお問い合わせください。
氏名変更	・居住地の市町村に、手帳を添付して「変更届」を提出し、書き換えを受けてください。
再交付	・紛失又は破損した場合は、市町村で再交付の申請(写真添付)をしてください。
返還	・新しい手帳の交付を受ける時に、旧手帳を返還してください。 ・死亡した時、障害程度が非該当となった場合は、市町村を通じて知事に返還してください。

7. 医療の給付等

制度	対象者	内容	問い合わせ先
自立支援医療 (更生医療)	身体障害者 (18歳以上)	身体の機能障害を除去、又は軽減し日常生活や職業生活に適応するように改善する医療を指定の医療機関で受ける場合に医療費の一部が公費負担されます。 (角膜移植術、関節形成術、外耳道形成術、心臓移植術、人工透析療法、腎移植術、肝臓移植術など。) なお、本人又は家族の所得に応じて月額負担上限の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照) 府障害者支援課 TEL 075-414-4596
自立支援医療 (育成医療)	身体障害児 (18歳未満) ※身体障害者手帳を持っていないてもよい	身体に障害を有する児童や、将来障害をもつおそれのある児童が、手術などによってその障害の改善が見込まれる場合、医療費の一部が公費負担されます。 なお、本人又は家族の所得に応じて月額負担上限の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照) 府こども・子育て 総合支援室 TEL 075-414-4727
障害者自立支援 医療特別対策事業	身体障害者手帳3級所持者で ① 呼吸器機能障害で手帳3級所持者のうち、在宅酸素療法を受けている者 ② ぼうこう又は直腸の機能障害で手帳3級所持者のうち、障害の原因疾患及びストマ周辺の感染防止等の治療を受けている者	国制度の自立支援医療(更生医療)の対象とならない以下の対象医療費の一部が負担されます。 ① 在宅酸素療法に係る医療(薬剤に関する経費は対象外) ② ぼうこう又は直腸の機能障害となった原因疾患及びストマ(人工肛門、人工ぼうこう)周辺の感染防止等の治療に係る医療。なお、本人又は家族の所得に応じ月額負担上限額の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照) 府障害者支援課 TEL 075-414-4596
特定疾患に 対する医療	スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)、重症多形滲出性紅斑(急性期)	特定疾患と診断されている者について、入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。 ※一部の疾患は、新規申請は認められません。	保健所 (71頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4725
特定医療費 (指定難病)に対する医療	IgA腎症など333疾病の患者	指定難病と診断され、一定の基準を満たす者について、入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。(一部自己負担あり。) ※一定の基準を満たさない場合にも、当該疾病に係る医療費総額等により認定をうけられる場合があります。	保健所 (71頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4725
肝炎治療に対する 医療	1.以下の肝疾患にかかっている方で、認定基準を満たしておられる方 ・B・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎 ・B・C型肝炎ウイルスによる代償性肝硬変 ・B・C型肝炎ウイルスによる非代償性肝硬変 2.京都府内に住所を有する方 3.医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者	C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっている医療費が公費負担されます。(一部自己負担あり。)	保健所 (71頁参照) 京都市各区役所・支所 健康長寿推進課 府健康対策課 TEL 075-414-4766
肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業	・京都府に住所を有している ・B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者 ・世帯年収約370万円未満 ・研究班への臨床情報提供に同意 上記をすべて満たして、京都府知事から本事業の対象者として認定を受けた方	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院治療又は肝がんの通院治療で保険適用となっている医療費について一定の基準を満たした場合、公費負担されます。(一部自己負担あり)	保健所 (71頁参照) 京都市各区役所・支所 健康長寿推進課 府健康対策課 TEL 075-414-4766

制度	対象者	内容	問い合わせ先
先天性血液凝固因子障害等に対する医療	先天性血液凝固因子障害等患者(原則として20歳以上)	先天性血液凝固因子障害等患者に対して入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。	府健康対策課 TEL 075-414-4725
小児慢性特定疾病医療費助成	慢性腎疾患、慢性心疾患、膠原病等の16疾患群に罹患している18歳未満の児童(ただし、引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満まで延長可能)	小児慢性特定疾病について、指定医療機関で医療を受けている場合、その医療費の一部が公費負担されます。	保健所 (68頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4972
重度心身障害児(者)医療助成制度	65歳未満の者及び65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者でない者で、①身体障害1級・2級②知的障害概ねIQ35以下③身体障害3級かつ知的障害概ねIQ50以下④精神障害1級⑤精神障害1級から2級へ変更になった者(次回更新時まで)⑥精神障害2級かつ、身体障害3級又は知的障害概ねIQ50以下	医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額(ただし、入院給食に係る自己負担分を除く)を補助します。(所得制限あり) ※市町村において制度を拡充されている場合がありますので、詳細はお住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照) 府医療保険政策課 TEL 075-414-4576
重度心身障害老人健康管理事業	後期高齢者医療制度の被保険者で、①身体障害1級・2級②知的障害概ねIQ35以下③身体障害3級かつ知的障害概ねIQ50以下④精神障害1級⑤精神障害1級から2級へ変更になった者(次回更新時まで)⑥精神障害2級かつ、身体障害3級又は知的障害概ねIQ50以下	健康保持に係る指導を受けた場合に、その健康管理に要した費用として高齢者の医療の確保に関する法律に基づく一部負担金相当額(ただし入院給食に係る自己負担分を除く)を補助します。(所得制限あり) ※市町村において制度を拡充されている場合がありますので、詳細はお住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照) 府医療保険政策課 TEL 075-414-4576
腎臓機能障害者通院交通費助成	腎臓機能障害者で透析療法を受けるため通院している者	月額1万円以上の通院交通費(バス・電車等の公共交通機関の運賃)に対して、その超えた額の2分の1を補助します。	市福祉事務所 町村役場 保健所 (71頁参照)
自立支援医療(精神通院医療)	精神障害(てんかんを含む)で通院による精神医療を受けている者	都道府県・政令市が指定した自立支援医療機関で通院により受けた精神障害の医療費の一部が公費負担されます。 なお、本人及び家族の所得等に応じて毎日の本人負担上限額が設定されます。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照) 府精神保健福祉総合センター TEL 075-641-1810

8. 補装具や日常生活用具の給付等

身体障害児・者の障害のある部分を補う用具(補装具)や日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付又は貸与します。

なお、介護保険の対象となる方(①65歳以上の方又は②40歳以上で特定の病気により介護が必要になった方)については介護保険の貸与(又は給付)制度が適用され補装具や日常生活用具が給付されない場合があります。

● 補装具について

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替しかつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等

視覚障害者用	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ) (児童のみ)起立保持具、排便補助具

補装具費支給制度

- 平成18年10月から現物支給が、補装具費の支給へと変わりました。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することになります。
ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

● 在宅重度障害児・者に対する日常生活用具の給付例 (問い合わせ先：市福祉事務所・町村役場)

種 目	品 目	対 象
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ)	
	訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	上肢機能障害
	特殊便器	
	火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	

種 目	品 目	対 象
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	
	パルスオキシメーター	在宅酸素療法
	酸素ポンプ運搬車	
	盲人用体温計(音声式)	
情報・意思疎通支援用具	盲人用体重計	視覚障害
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	聴覚障害
	聴覚障害者用通信装置	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害	
点字図書		
排泄管理支援用具	ストマ装置(ストマ用品、洗腸用具)	ストマ造設
	紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害 かつ意思表示困難
	収尿器	高度の排尿機能障害
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

※ 市町村によって一部品目及び対象要件が異なることがありますので、市福祉事務所・町村役場へお問い合わせください。

● 軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業 (問い合わせ先:市福祉事務所・町村役場)

身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得や社会性の向上のために補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

対象者：両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、国の補装具費の支給対象とならない18歳未満の児童の保護者(所得要件があります)

助成額：補聴器の購入・修理に要する経費と国の補装具費支給制度における補聴器の基準額を比較し少ない方の額の一部

※ 市町村によって、実施の有無、支援要件が異なりますので、お住まいの市町村に直接お問い合わせください。

9. 家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは

制 度	内 容	問い合わせ先
視力障害児療育訓練	在宅視力障害乳幼児のために基本的な生活習慣の習得・集団生活などの療育訓練を行います。	府家庭支援総合センター 府児童相談所 (71頁参照) 京都ライトハウス TEL 075-462-4462
中途失明者 巡回生活指導員派遣	失明者巡回生活指導員が、中途失明者を巡回訪問し、心理的更生を中心に相談、指導を行います。	京都視覚障害者支援センター TEL 075-333-0171 丹後視力障害者福祉センター TEL 0772-72-0609
中途失明者 点字・パソコン講習会	中途失明者の点字やパソコン技術の修得を促進するため、講習会を実施します。	京都府視覚障害者協会 TEL 075-462-2414
中途失明者 巡回歩行訓練	専門の歩行訓練士が、中途失明者を巡回訪問し、歩行、感覚訓練等日常生活の基本動作の訓練を行います。	京都ライトハウス TEL 075-463-6455
身体障害者 補助犬の貸与	身体障害者補助犬法の施行を受け、障害のある方の自立及び社会参加を促進するために、盲導犬・介助犬・聴導犬の育成及び訓練を行い、府内の重度の身体障害のある方に貸与しています。(事業の詳細については、窓口にお問い合わせください。)	府障害者支援課 TEL 075-414-4601
難聴者教室	難聴者・中途失聴者を対象に、聞こえの理解を深めるための取り組み・補聴器装着訓練・福祉機器等の講習を行います。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 (直通) FAX 075-841-8312
音声機能障害者 発声訓練	喉頭摘出者のために食道発声訓練等を実施します。 京都市内 毎週水曜日、月1回土曜日(ひとまち交流館他) 午後1時～3時 京都府内 第2、第4土曜日 午後1時～3時(口丹波勤労者福祉会館他) 出張相談・発声指導及びオンライン指導(府下全域)	京都喉友会 TEL 075-951-5609 FAX 共用
話し方教室・ ことばの相談	吃音者を対象に発語、発音の訓練を行うとともに、ことばの悩みの相談を行います。 京都市聴覚言語障害センター 月1、2回(土・日を基本)	京都言友会 TEL 075-841-0845
オストメイト 社会適応訓練	人工肛門又は人工ぼうこう造設者に対して装具の使用等の指導及び社会生活に必要な基本事項についての相談に応じます。	日本オストミー協会 京都府支部 TEL 0774-46-5225
保健所精神保健福祉 相談指導事業	在宅の精神障害者や家族からの相談に応じ、家庭を訪問し必要な相談指導を行います。	市町村役場保健所 (71頁参照)
社会復帰相談 指導事業	市町村において社会復帰に意欲的な精神障害者に対して、相談指導、社会復帰集団指導を実施しています。	
精神障害者デイ・ケア	医師の指示及び指導のもとに、医療チームによって生活指導や作業指導等の通所訓練を行います。	精神保健福祉総合センター TEL 075-641-1890 及び実施医療機関

10. 日常生活・社会活動の充実のために

(1) 移動・交通

制 度	内 容	問い合わせ先																							
自動車運転免許取得 教習費助成	身体障害者が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費の一部を助成します。 (限度額あり。所得制限がある市町村もあります。) ※市町村によって要件・対象者等が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所町村役場 (71頁参照)																							
<p>(注) 身体障害者が運転免許を取得するには、まず、安全運転相談をして、免許の条件(自動車の改造、補聴器の使用等)が必要か確認を受ける必要があります。また、政令で定められた病気等(統合失調症、躁うつ病等の精神障害、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、睡眠障害等)の方についても安全運転相談を受け付けています。安全運転相談は、運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター又は居住地を管轄する警察署で受け付けていますので、まずはお問い合わせください。</p> <p>※安全運転相談窓口(運転免許試験課臨時適性検査係) 〒612-8486 京都市伏見区羽東師古川町647 安全運転相談ダイヤル #8080(9:00~17:00 ※土、日、休日を除く)</p>																									
自動車改造助成	重度肢体障害者等が、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成します。(限度額あり。所得制限がある市町村もあります。) ※市町村によって要件・対象者等が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所町村役場 (71頁参照)																							
リフト付きタクシーの 運行	民間のタクシー会社に補助をして、車いすやストレッチャーのまま乗車できるタクシーを配備しています。 料金は大型車相当分です。 〔現在運行している会社名及び営業エリア〕 ・京都タクシー(口丹地域、舞鶴地域) ・日交タクシー(福知山、綾部地域) ※市町村単位で配備されていますので、利用できない地域があります。	市福祉事務所町村役場 (71頁参照) 当該タクシー会社 ※一部の市町村のみ実施																							
駐車禁止除外指定車 標章の交付	<p>一定の要件を満たしている身体障害者等に対し、審査の上、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章が交付され、交付を受けた本人が現に使用している車両が駐車禁止等の対象から除外されます。</p> <p>身体障害者手帳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等区分</th> <th>等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級から2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級から4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>移動機能: 1級から4級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級から4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級及び3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> </tbody> </table>	障害等区分	等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)	上肢不自由	1級から2級の2	下肢不自由	1級から4級	平衡機能障害	3級	体幹不自由	1級から3級	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	移動機能: 1級から4級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級	視覚障害	1級から4級の1	聴覚障害	2級及び3級	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級	肝臓機能障害	1級から3級	<p>※必要書類</p> <p>【本人が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳 交付している旧標章(更新の場合) <p>注) 色素性乾皮症により申請される場合は、<u>医師の診断書</u>が必要です。</p> <p>【代理人のみが申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記手帳 標章交付対象者の住民票 運転免許証等の身分証明書等 交付している旧標章(更新の場合)
障害等区分	等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)																								
上肢不自由	1級から2級の2																								
下肢不自由	1級から4級																								
平衡機能障害	3級																								
体幹不自由	1級から3級																								
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)																								
	移動機能: 1級から4級																								
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級																								
視覚障害	1級から4級の1																								
聴覚障害	2級及び3級																								
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級																								
肝臓機能障害	1級から3級																								

駐車禁止除外指定車 標章の交付	療育手帳	※ご不明な点があれば、下記問 い合わせ先までお問い合わせせ ください。 ※問い合わせ先 住所地を管轄する警察署交通課 又は警察本部交通規制課 TEL 075-451-9111(代表)				
	<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(A)</td> </tr> </table>		障害等区分	等級別	知的障害	重度(A)
	障害等区分		等級別			
知的障害	重度(A)					
<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	精神障害	1級		
障害等区分	等級別					
精神障害	1級					
	精神障害者保健福祉手帳					
	<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	精神障害	1級	
障害等区分	等級別					
精神障害	1級					
	小児慢性特定疾患児手帳					
	<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>色素性乾皮症(紫外線要保護者)</td> <td>昼間に限り除外</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	色素性乾皮症(紫外線要保護者)	昼間に限り除外	
障害等区分	等級別					
色素性乾皮症(紫外線要保護者)	昼間に限り除外					
京都おもいやり駐車場 利用証制度	身体障害者など歩行困難な方に京都おもいやり駐車場の利用証を交付し、車いす マークの駐車場等の適正な利用を促進する制度です。 [ホームページ] URL http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/	府地域福祉推進課 地域福祉・福祉のまち 推進係 TEL 075-414-4551				

(2)情報・通信・コミュニケーション

制 度	内 容	問い合わせ先
点字による即時情報 ネットワーク事業	毎日の新聞情報等の一部を希望者に点字で提供します。	丹後視力障害者 福祉センター TEL 0772-72-0609
きょうと府民だより 文字拡大版、点字版、 音声版発行	きょうと府民だよりの文字拡大版、点字版、音声版を希望する視覚障害者等に無料で郵送配布しています。	府広報課 TEL 075-414-4074
京都府ホームページ	府の施策や施設、行事などの暮らしや手続きに関する情報について、視覚障害者等が利用しやすいアクセシビリティに配慮したホームページにより発信しています。緊急性の高い情報(知事記者会見等)については、知事発言の概要を文字にして当日中に掲載し、後日、記者からの質疑応答を含めた全文の文字起こしを掲載しています。また、手話通訳をワイプで表示し、字幕を付与した動画も後日公開しています。	府広報課 TEL 075-414-4078
知事記者会見	知事発言の概要を文字にして当日中にホームページに掲載し、後日、記者からの質疑応答を含めた全文の文字起こしを掲載しています。また、手話通訳をワイプで表示し字幕を付与した動画も後日掲載しています。より緊急性の高い内容については、youtubeにおいて同時手話通訳付きのライブ配信を実施しています。	府広報課 TEL 075-414-4072
「電話お願い手帳 Web版/アプリ版」 の提供	耳や言葉の不自由な方向けに、外出先でのコミュニケーションツールとして1983年より「電話お願い手帳」(冊子版)を継続して発行してまいりましたが、近年、インターネットに接続できる携帯端末(スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォン等)の普及が進んでいることを踏まえ、「電話お願い手帳Web版/アプリ版」を提供しております。 【アクセス方法】 ■スマートフォン向け https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/	NTT西日本 <ファクスによる お問い合わせ> NTTふれあいファクス 0120-409199 <お電話による お問い合わせ> お客様相談センター 0120-019000

	<p>■フィーチャーフォン向け https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/mobile/</p> <p>これまでの紙媒体の手帳の機能をお持ちの携帯端末で実現できるように提供しております。 なお、災害等緊急時の利用を想定し、入力補助として、名前、電話番号等を事前に登録・記憶する機能を備えております。</p> <p>「電話お願手帳」(冊子版)については、「電話お願手帳Web版/アプリ版」を補充補完する手段(ツール)として、発行しております。 数に限りがありますのでご要望にお応えできない場合があります。あらかじめご了承ください。</p>	<p>受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日・ 年末年始<12/29～ 1/3>を除きます)</p>
人にやさしいまちづくり ホームページ	<p>障害のある方や高齢者の方の社会参加支援のためのバリアフリー情報等を掲載</p> <p>URL https://www.pref.kyoto.jp/f-machi/hitoyasa.html</p>	<p>府地域福祉推進課 地域福祉・福祉のまち 推進係 TEL 075-414-4551</p>
障害者IT利用支援	<p>初心者から中級者までのIT講習会、ITを活用した在宅就労の相談等を行います。</p>	<p>京都障害者 ITサポートセンター TEL 075-744-1620</p>
	<p>パソコン初心者の聴覚障害者に基本操作等について個別講習を行います。</p>	<p>京都府聴覚言語 障害センター TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708</p>
	<p>パソコン初心者の肢体・内部・知的・精神障害者及びその人を支援する家族等に基本操作等について集合講習を行います。</p>	<p>地域生活支援センター 「きらリンク」 TEL 075-752-0106</p>
	<p>視覚障害者向けパソコン個別指導及びITに関する相談等を行います。</p>	<p>京都ライトハウス IT相談 TEL 075-462-4400</p>
声の京都	<p>毎月、視覚障害者向けに京都に関する情報の録音版を郵送します。</p>	<p>京都ライトハウス TEL 075-462-4400</p>
郵便等による 不在者投票制度	<p>身体に重度の障害のある有権者は、選挙の際に投票所に行って投票しなくても、自宅等現在おられる場所で郵便等により投票することができます。ただし、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。</p> <p>対象 ① 身体障害者手帳に両下肢若しくは体幹の障害又は移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者</p> <p>② 身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸若しくは小腸の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者</p> <p>③ 身体障害者手帳に免疫又は肝臓の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者</p> <p>④ 両下肢等(※参照)の障害の程度が①～③の障害の程度に該当することにつき、市町村長が書面により証明した者</p> <p>⑤ 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者</p> <p>※両下肢等・・・両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓、移動機能</p> <p>また併せて次に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載を代筆させることができます。</p> <p>対象 ① 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者</p> <p>② 上肢又は視覚の障害の程度が①の障害の程度に該当することにつき、知事又は京都市長が書面により証明した者</p>	<p>市区町村 選挙管理委員会 京都府選挙管理 委員会事務局 TEL 075-414-4450</p>

手話通訳者の派遣	聞こえに障害のある方とのコミュニケーション支援のために手話通訳者の派遣を行います。(遠隔手話通訳サービスを含む)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)
要約筆記者の派遣	聞こえに障害のある方とのコミュニケーション支援のために要約筆記者の派遣を行います。(遠隔要約筆記を含む)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	失語症の方とのコミュニケーション支援のために失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行います。	京都府言語聴覚士会 MAIL: kyotost@nifty.com
電話リレーサービス	聴覚障害者等に対しサービスが提供されています。 ※要事前登録 公式HP: https://nftrs.or.jp/	(一財)日本財団 電話リレーサービス TEL 0120-528-071
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	聞こえと視覚に障害のある方のコミュニケーション及び移動等の支援を行うため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 (直通)
字幕入り映像ライブラリー事業	字幕や手話を挿入したビデオテープ等を制作するとともに、制作したビデオテープやDVDの貸出しを行っています。 貸出場所 京都府聴覚言語障害センター 京都市聴覚言語障害センター 京丹後市聴覚言語障害センター 与謝郡聴覚言語障害センター 相楽聴覚言語障害センター ふない聴覚言語障害センター 福知山市聴覚言語障害センター 舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	京都府聴覚言語障害センター TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708
対面朗読	視覚障害者に音訳者の協力による対面朗読をしています。 (府立図書館では「Zoom」を使用したオンラインでの対面朗読も行っています。)	府立図書館 TEL 075-762-4655 京都ライトハウス TEL 075-462-4400
点字図書の閲覧・貸出	点字図書の製作をするとともに、視覚障害者に閲覧・貸出をしています。	(閲覧・貸出) 丹後視力障害者福祉センター TEL 0772-72-0609 京都ライトハウス TEL 075-462-4400 (閲覧のみ) 府立図書館 TEL 075-762-4655

制 度	内 容	問い合わせ先
録音図書の貸出	録音図書の製作をするとともに、視覚障害者に貸出をしています。 〔 府立図書館では、貸出のみです。 なお、ページをめくれないなど視覚以外の障害のため活字での読書が 困難な方にも貸出をしています。 〕	府立図書館 TEL 075-762-4655 丹後視力障害者 福祉センター TEL 0772-72-0609 京都ライトハウス TEL 075-462-4400
読み書きサービス	視覚障害者に、あらゆる文書等の読みと書きを行っています。	京都ライトハウス TEL 075-462-4400
音声読書機の使用	活字を音声で読み上げる機械を利用できます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
車椅子対応閲覧席	車椅子のまま図書を閲覧できる席を3席設けています。	府立図書館 TEL 075-762-4655
視覚障害者情報 総合ネットワーク (サピエ)の利用	視覚などの障害のため活字などによる読書が困難な方は、点字・録音図書の提供 などを行っている「サピエ」をご利用いただくことができます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
インターネット 端末の利用	音声化ソフトが入ったパソコンで、辞書・事典類や雑誌のデータベースなどをご利用 いただけます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
電子書籍・オーディオ ブック等サービス	府内在住もしくは府内に通学・通勤されている方は、府立図書館の図書館カード及 びマイページのご登録等をしていただくと、インターネットを通じて当館が提供する 電子書籍、オーディオブック、音楽配信サービス(ナクソス・ミュージック・ライブラ リー)が利用できます。	府立図書館 TEL 075-762-4655

(3)文化・教養・スポーツ

制 度	内 容	問い合わせ先
障害者福祉研修会	身体障害者福祉について、研修を行うとともに社会見学等を通じて、社会参加、親 睦と交流を図ります。	京都府肢体障害者協会 TEL 075-953-0302 (三好(庶務)会計自宅)
全国障害者 スポーツ大会	障害のある選手の自立と社会参加を促進するため、生活の中で楽しむことができる スポーツ、さらに競技としてのスポーツとして振興を図ることを目的に開催されてい ます。(国民スポーツ大会開催地で開催) ＜身体障害のある方＞ 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。(13歳以上の身体障害者手帳を持つ者) ・ 個人種目／陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボッチャ ・ 団体種目／グランドソフトボール、車椅子バスケットボール、バレーボール ＜知的障害のある方＞ 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。(13歳以上の療育手帳を持つ者、あるいはその取得の対象に準ずる 障害のある者) ・ 個人種目／陸上競技、水泳、卓球、ボウリング、フライングディスク ・ 団体種目／バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール、フットソフトボール ＜精神障害のある方＞ 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。 (13歳以上の精神障害者保健福祉手帳を持つ者、あるいはその取得の対象に準ずる 障害のある者) ・ 個人種目／卓球 ・ 団体種目／バレーボール	府障害者支援課 TEL 075-414-4603 京都障害者 スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
天皇盃 全国車いす駅伝 競走大会	全国の身体障害者が参加する車いすによる駅伝競走大会を通じて、障害者の社会 参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に関する理解と 認識を深めることを目的としています。 ・ 参加資格／身体障害者手帳を持つ満13歳以上の車いす使用者等で、主催者 が認めた者ほか	京都障害者 スポーツ振興会 TEL 075-712-6006

全京都障害者総合スポーツ大会	障害のある人々が力と技を競うことにより健康及び体力の保持並びに社会参加を図るために、毎年開催されています。 ・ 競技種目／卓球パレー、卓球、水泳、陸上競技、アーチェリー、フライングディスク、ボッチャ ・ 参加資格／京都府内在住・在勤・在学する障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ12歳以上の者等	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」	障害者スポーツの振興と障害に関する理解の促進を図るため、毎年開催しています。	府障害者支援課 TEL 075-414-4603

制 度	内 容	問い合わせ先
障害者スポーツのつどい	日ごろスポーツを楽しむ機会の少ない障害者にスポーツの指導、振興を図ります。 会場：島津アリーナ京都(府立体育館)、府立丹波自然運動公園、府立伏見港公園、サン・アビリティーズ城陽、他、各地域体育館等(年度により会場が変わります。) 開催日：各会場ごとに異なります。 詳細は振興会にお問合せください。	京都障害者スポーツ振興会 TEL075-712-7010 島津アリーナ京都(府立体育館) TEL075-462-9191 サン・アビリティーズ城陽 TEL0774-53-6644
知的障害者スポーツ大会	知的障害者のスポーツの振興と知的障害者に対する理解の促進を図るため、スポーツ大会(ボウリング)を開催しています。	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
障害者レクリエーション教室開催事業	知的障害者のためのレクリエーション教室(ハイキング、キャンプ、音楽、料理教室等)を行います。	京都障害児者親の会協議会 TEL 075-702-1180
障害者ボランティア活動支援事業	ボランティア活動を希望する知的障害者に対し、その活動の場を提供し必要な支援を行います。	
特別支援学校スポーツ交流会	特別支援学校の生徒がスポーツを通して交流と相互理解を深めます。	京都府教育庁 指導部特別支援教育課 TEL 075-414-5834
特別支援学校文化芸術推進事業	特別支援学校の幼児、児童及び生徒が、文化芸術に直接親しむ機会や文化芸術を発表し自己表現する機会を創出し、豊かな感性を養うとともに地域との交流を深めます。	
ふれあい・心のステーション	特別支援学校の職業教育等の学習成果の発表を通じて、障害のある生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、府民との交流、企業の理解促進を図ります。	
京しごと技能検定	府立特別支援学校の高等部生徒が、学校で学んだ技術を発表し、個々の技能だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会で必要な力について検定します。 各検定は1～10級で評価し、就労等の自立と社会参加につながる技能や態度の向上をめざしています。 種目「清掃」「接客」「介護」「パソコン実務」	
アビリンピック京都大会(障害者技能競技大会)	障害のある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、府民の皆様へ障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として開催しています。 種 目／〔共通競技〕 DTP、ワード・プロセッサ、表計算、ホームページ作成、ビルクリーニング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、電子機器組立 〔知的障害者対象競技〕 パソコンデータ入力、紙箱組立(貼り箱) 〔視覚障害者対象競技〕 パソコン操作 参加資格 京都府内在住・在勤・在学する障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ者、またはこれに準じる判定を受けている満15歳以上の者	府雇用推進課 TEL 075-682-8913 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7481

きょうと障害者文化芸術推進機構 (art space co-jin)	障害のある方の文化芸術活動を支援しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ギャラリー (art space co-jin 河原町荒神口交差点北へ20メートル 西側) での企画展・講座の開催 ・ 「アートと障害のアーカイブ・京都」の運営 ・ 共生の芸術祭の開催、芸術活動の調査、支援、相談 	府障害者支援課 TEL 075-414-4599 art space co-jin TEL 050-1110-7655
京都とっておきの芸術祭	府内に居住地を有する障害のある個人又はグループを対象とする公募展 (絵画、陶芸、写真、書、俳句、川柳、諸工芸の7部門) 募集時期は右記へ確認 (例年7月～9月)	京都障害者芸術祭 実行委員会 府障害者支援課 TEL 075-414-4601

(4) 生活訓練等

制 度	内 容	問い合わせ先
視覚障害者生活訓練	視覚障害者の家庭生活、社会生活に必要な機能訓練や福祉機器の使い方などについて指導を行います。	京都府視覚障害者協会 TEL075-462-2414
ろうあ者教室	聴覚障害者を対象に系統的な手話学習などを行います。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 (直通) FAX 075-841-8312
聴覚障害者社会生活教室	聴覚障害者が社会生活に必要な知識の習得を図り、あるいは意見・情報の交換をする学習教室を開催します。	京都府聴覚障害者協会 TEL 075-432-7705 FAX 075-841-8433

(5) 指導員・ボランティア等の養成

制 度	内 容	問い合わせ先
点訳奉仕員養成	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、点訳の指導を行うことにより、点訳奉仕員を養成します。	京都府視覚障害者協会 TEL 075-462-2414
朗読奉仕員養成	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、朗読の指導を行うことにより、朗読奉仕員を養成します。	丹後視力障害者福祉センター TEL 0772-72-0609
手話通訳者養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、手話等の学習教室を行うことにより、手話通訳者を養成します。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 (直通) FAX 075-841-8312 (直通)
要約筆記者養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、要約筆記 (聞こえに障害のある方のために、会議や集会の内容や様子をわかりやすく書いて知らせます) の学習教室を行うことにより、要約筆記者を養成します。	
盲ろう者向け通訳・介助員養成	盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する方に、盲ろう者向けの通訳及び移動介助を行う通訳・介助員を養成します。	
障害者スポーツ指導員の養成	京都府内に在住・在勤・在学する18歳以上で障害者スポーツの振興・普及に理解と熱意を有する方に、スポーツ活動の指導を行うことにより、障害者スポーツ指導員を養成します。	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
失語症者向け意思疎通支援者養成	失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に、失語症者の意思を理解する方法の指導を行うことにより、支援者を養成します。	府障害者支援課 TEL 075-414-4603
聞こえのサポーター養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、聴覚障害とはどのような障害なのか理解していただくことにより、聞こえのサポーターを養成します。	京都聴覚言語障害者福祉協会 TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708

(6)ふれあいサロン(障害者サロン)活動状況

主な対象者	障害者						対象限定なし	問い合わせ先
	肢体障害	視覚障害	聴覚障害	知的障害	精神障害	障害の重複限定なし		
福知山市		○		○	○		○	福知山市社会福祉協議会 TEL 0773-25-3211 FAX 0773-24-5282
舞鶴市							○	舞鶴市社会福祉協議会 TEL 0773-62-7044 FAX 0773-62-7039
綾部市			○			○	○	綾部市社会福祉協議会 TEL 0773-43-2881 FAX 0773-43-2882
宇治市				○	○		○	宇治市社会福祉協議会 TEL 0774-22-5650 FAX 0774-22-5654
宮津市							○	宮津市社会福祉協議会 TEL 0772-22-2090 FAX 0772-25-2414
亀岡市				○	○		○	亀岡市社会福祉協議会 TEL 0771-23-6711 FAX 0771-24-0350
城陽市			○					城陽市社会福祉協議会 TEL 0774-56-0909 FAX 0774-56-2800
向日市	○	○	○	○	○		○	向日市社会福祉協議会 TEL 075-932-1990 FAX 075-933-4425
長岡京市			○				○	長岡京市社会福祉協議会 TEL 075-963-5508 FAX 075-963-5509
八幡市							○	八幡市社会福祉協議会 TEL 075-983-4450 FAX 075-983-5798
京丹後市					○			京丹後市社会福祉協議会 TEL 0772-65-2100 FAX 0772-65-3294
南丹市							○	南丹市社会福祉協議会 TEL 0771-72-3220 FAX 0771-72-3222
木津川市	○	○			○	○	○	木津川市社会福祉協議会 TEL 0774-71-9559 FAX 0774-72-7690
井手町							○	井手町社会福祉協議会 TEL 0774-82-3449 FAX 0774-82-3642
宇治田原町			○				○	宇治田原町社会福祉協議会 TEL 0774-88-3294 FAX 0774-88-4094
精華町				○				精華町社会福祉協議会 TEL 0774-94-4573 FAX 0774-93-2278
京丹波町			○				○	京丹波町社会福祉協議会 TEL 0771-86-1440 FAX 0771-88-0422
伊根町							○	伊根町社会福祉協議会 TEL 0772-32-1444 FAX 0772-32-0037
与謝野町			○					与謝野町社会福祉協議会 TEL 0772-43-0294 FAX 0772-43-2294

※各サロンの状況(定員等)により新規利用ができない場合もあります。

11. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引

(1) 交通・通信

制 度	対 象 者 及 び 内 容				問 い 合 わ せ 先	備 考	
旅客鉄道株式会社(JR)の旅客運賃割引	旅客鉄道株式会社の経営する鉄道・航路及び自動車線の運賃が次のとおり割引されます。				各 駅	公営及び民営の鉄道においても旅客鉄道株式会社に準じて割引を行っているところもあります。利用する際は各鉄道会社にお問い合わせください。	
		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者		第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者			
		本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者
	普通乗車券	片道100kmを超える場合 5割引	本人と介護者1名ともに 5割引	片道100kmを超える場合 5割引			片道100kmを超える場合 本人のみ5割引
	定期乗車券	—	同上	—			12歳未満の場合、本人のみ5割引
回数乗車券	—	同上	—	—			
普通急行券	—	同上	—	—			
<p>※本人が、高校生・中学生・小学生の場合は、大人通学定期運賃(大学生用)の半額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特急券(指定席・自由席)、グリーン券、寝台券などの割引はありません。 ・ 旅客鉄道株式会社の乗車券発売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(いずれも顔写真が貼付され、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの)を呈示して割引乗車券を購入できます。(手帳のコピー等は不可) ・ 身体障害者割引または知的障害者割引を適用した割引乗車券は、マイROIDの呈示でもご購入できます。(ただし、マイナポータルとデータ連携されたものに限る。) ・ 自動車線の定期乗車券については3割引です。 							
WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の旅客運賃割引(丹鉄)		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者		第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者		WILLER TRAINS株式会社 (京都丹後鉄道) TEL 0772-22-8571 (平日9時~18時) 又は 有人駅の乗車券 発売窓口	乗車券等は、有人駅の乗車券発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は、精神障害者福祉手帳(旅客鉄道株式会社(等)旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもので、顔写真が貼付けられているもの。かつ、精神障害者保健福祉手帳については有効期限が超過していないもの。)を呈示して、駅窓口にて営業時間内にお買い求め下さい。
		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者		
	普通乗車券	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人のみ5割引		
	定期乗車券	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)12歳未満の本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引		
回数乗車券	—	丹鉄線内区間 本人と介護者1名ともに5割引	—	—			
<p>※本人と介護者がご乗車の場合は、同一行程となります。</p> <p>※有人駅の乗車券発売窓口でマイROIDでマイナ連携された身体障害者手帳、療育手帳を呈示して割引乗車券を購入できます。</p>							
<p>参考<有人駅> 福知山駅、西舞鶴駅、宮津駅、天橋立駅、豊岡駅、丹後由良駅、栗田駅、与謝野駅、京丹後大宮駅、峰山駅、網野駅、夕日ヶ浦木津温泉駅、小天橋駅、久美浜駅、大江駅の15駅</p>							

制 度	対 象 者 及 び 内 容				問 い 合 わ せ 先	備 考
京都市営 地下鉄の運 賃割引及び 京都市バス の運賃割引	対象者		割引内容		京都市交通局 TEL 075-863-5061	* 身体障害者手帳、療育手帳(スマートフォンアプリ「ミライロID」を含む)等の呈示が必要。 (市バス:運賃支払時に呈示 地下鉄:乗車券購入時に呈示 定期券:定期券購入時に呈示) * 小児については、一部を除いて、介護者を認める。 * 京都市在住で「福祉乗車証」を交付されている場合は無料となる。
	・ 身体障害者手帳(1~6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。		・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 (地下鉄:50%割引 市バス:30%割引)			
	・ 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。		・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 (地下鉄:50%割引 市バス:30%割引)			
	・ 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 ・ 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。		・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 (地下鉄:50%割引 市バス:30%割引)			
私鉄の 旅客運賃 割引	京阪電車				【京阪電車】 お客さまセンター TEL 06-6945-4560 平日 9時~19時 土休日 9時~17時 年中無休(12/30~1/3を除く)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、もしくはアプリケーション「ミライロID」の呈示が必要です。 ※ミライロIDは、事前にマイナポータルAPI連携が必要です。 詳細については、鉄道会社、各駅等にお尋ねの上、お買い求めください。
		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者			
		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者	
	普通券 普通回数券	—	本人と介護者ともに5割引	—	—	
	定期券	—	本人と介護者ともに5割引 (12歳未満は割引なし、介護者のみ5割引)	—	本人が12歳未満の場合 介護者のみ5割引	
	※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※介護者が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちでも、介護者は割引の通勤定期券をご利用ください。 ※ご本人が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちの場合は、割引の通学定期券をご利用ください。					
	阪急電車				【阪急電鉄】 交通ご案内センター TEL 0570-089-500 TEL 06-6133-3473 9時~19時(年中無休)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、もしくはアプリケーション「ミライロID」の呈示が必要です。 詳細については、鉄道会社、各駅等にお尋ねの上、お買い求めください。
		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者			
		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者	
	普通券	片道100kmを超える場合のみ5割引	本人と介護者1名ともに5割引	片道100kmを超える場合のみ5割引	片道100kmを超える場合 本人のみ5割引	
	回数券	—	本人と介護者1名ともに5割引	—	—	
	定期券	—	本人と介護者1名ともに5割引 (12歳未満は割引なし)	—	本人12歳未満の場合、 介護者1名のみ5割引	
	※片道101km以上単独で旅行する場合の普通券は5割引となります。 ※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※定期券について、介護者には通勤定期券に限り発売します。					

私鉄の 旅客運賃 割引	近鉄電車				【近鉄】 近鉄電車テレホンセンタ TEL 050-3536-3957 8時～21時(年中無休)	身体障害者手帳、療 育手帳、精神障害者 保健福祉手帳、もし くはアプリケーション 「ミライロID」の呈示 が必要です。 ※ミライロIDは、事 前にマイナポータル API連携が必要で す。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。	
		第1種身体障害者・知的障 害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障 害者・精神障害者				
		本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者
	普通券	片道100kmを 超える場合の み5割引	本人と介護 者1名ともに 5割引	片道100kmを 超える場合 のみ5割引			片道100kmを 超える場合 本人のみ5割 引
回数券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引	—	—			
定期券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引 (12歳未満は 割引なし)	—	本人12歳未 満の場合、 介護者1名の み5割引			
<p>※片道101km以上単独で旅行する場合の普通券は5割引となります。 ※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※定期券について、介護者には通勤定期券に限り発売します。</p>							
嵐電(京福電車)				【嵐電(京福電車)】 運輸課 TEL 075-801-2511	身体障害者手帳、療 育手帳、精神障害者 保健福祉手帳、もし くはアプリケーション 「ミライロID」の呈示 が必要です。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。		
	第1種身体障害者・知的障 害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障 害者・精神障害者					
	本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者	
普通券 回数券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引	—			—	
定期券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引 (12歳未満は 割引なし)	—	本人12歳未 満の場合、 介護者1名の み5割引			
<p>※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。</p>							
叡山電車				【叡山電車】 鉄道部運輸課 TEL 075-781-5121	身体障害者手帳、療 育手帳、精神障害者 保健福祉手帳、もし くはアプリケーション 「ミライロID」の呈示 が必要です。 ※ミライロIDは、事 前にマイナポータル API連携が必要で す。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。		
	第1種身体障害者・知的障 害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障 害者・精神障害者					
	本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者	
普通乗車券 回数券	—	本人と介護 者ともに5割 引	—			—	
定期券	—	本人と介護 者ともに5割 引 (12歳未満は 割引なし、介護 者のみ5割引)	—	本人が12歳 未満の場合 介護者のみ5 割引			
<p>※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※介護者が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちでも、介護者 は割引の通勤定期券をご利用ください。 ※ご本人が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちの場合は、割 引の通学定期券をご利用ください。</p>							
坂本ケーブル				【坂本ケーブル】 各 駅	当日乗車券をご購 入される際に、窓口 にて各種手帳の呈 示が必要です。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。		
<p>・「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は、割引の適用があります。 ・第1種の方、「精神障害者保健福祉手帳(1級)」をお持ちの方が、単独 又はご本人様と介護者(1名まで)が同乗のとき、それぞれ5割引となり ます。第2種の方、「精神障害者保健福祉手帳(2級・3級)」をお持ちの 方は、ご本人様が5割引となります。 ※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。</p>							

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考
航空旅客 運賃割引	<p>国内航空会社の国内路線の運賃が割引されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率 各航空運送事業者が設定 (航空運送部業者又は路線によって異なることがある) ・ 割引対象者 以下の手帳をお持ちの方及び同一便に搭乗する介護者1名 …身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 <p>※航空券発売窓口にご手帳を呈示して、割引航空券を購入できます。</p>	各航空会社店 営業所 指定代理店	航空会社によっても異なりますので、詳細については直接各航空会社にお問い合わせください。
タクシー 運賃の割引	<p>京都府内の全事業者のタクシーに乗車するとき、乗務員に手帳(身体障害者・療育)を呈示すると割引が受けられます。(割引率1割)</p> <p>※ 本人確認は原則として当該手帳に貼付された写真を確認することにより行います。なお、この割引制度は、市町村で実施している『福祉タクシー利用券』も同時に使用することができます。ただし、市町村によって利用できない事業者もありますので、発行された市町村へお問い合わせください。</p> <p>※ 精神障害者割引を一部タクシー会社が適用あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者割引(1割引)の適用 乗務員に精神障害者保健福祉手帳の呈示により割引 ・ 適用される会社 都タクシー(株)・都大路タクシー(株)・西都交通(株)・城南タクシー(株)・帝産京都自動車(株)・(株)キャビック・エムケイ(株)・加茂タクシー(株)・ギオン自動車(株)・アオイ自動車(株)・第二ヤサカ交通(株)・南ヤサカ交通(株)・彌榮自動車(株)・銀鈴タクシー(株)・洛陽交運(株)・山城ヤサカ交通(株)・興進タクシー(株)・高速タクシー(株)・京都タクシー(株)・谷智恵美(南丹タクシー)・(株)マツシマモビリティサービス・(有)洛南タクシー・NuVe(株)・ひがし都交通(株) 	各タクシー会社 京都運輸支局 TEL 075-681-9765	
民営路線 バスの 運賃割引	<p>京都府の路線バスに乗車するとき、手帳(身体障害者・療育)の写真票欄を呈示すると半額の割引が受けられます。(「バス介護付」のスタンプ表示がある場合は、介護者も含めての割引が受けられます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率…5割引 ・ 適用される会社等 京都バス(株) (075-871-7521)、京阪バス(株) (075-682-2308)、 京都交通(株) (0773-75-5000)、丹後海陸交通(株) (0772-42-0320)、 近鉄バス(株) (06-6618-5300)、阪急バス(株) (06-6866-3154)、 奈良交通(株) (0742-20-3150)、西日本ジェイアールバス(株) (075-672-2851)、 (株)ヤサカバス (075-692-2360)、京都京阪バス(株) (075-981-8800)、 京阪京都交通(株) (0771-23-8000)、プリンセスライン(株) (075-632-3171)、 (株)ケイルック (075-661-1234) 	各バス会社	※バス会社によっては、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示すると半額の割引が受けられる場合もありますので、各バス会社へお問い合わせください。

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																					
有料道路の 通行料金の 割引	<p>本割引の適用を受けるためには、手帳を管理している(手帳に住所記載のある)市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請が必要です。本割引の適用を受ける要件を満たしている場合、手帳に必要事項が記載されたシールを貼付いたします。</p> <p>※申請の前に「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。</p> <p>※自動車を事前登録のうえETC利用申請をされる方については、オンライン申請が可能です。なお、オンラインで申請される場合は、マイナンバーカードが必要になります。(https://www.expressway-discount.jp/)</p> <table border="1" data-bbox="300 450 997 1298"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人運転</th> <th>介護運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>身体障がい者手帳の交付を受けている方が対象</td> <td>身体障がい者手帳又は療育手帳(以下、「手帳」といいます。)の交付を受けている方のうち、重度の障がい※をお持ちの方が対象 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。</td> </tr> <tr> <td>対象となる自動車</td> <td>【車両を事前登録する場合】 自動車検査証等の「家用・事業用の別」に「家用」と記録されている自動車で、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの。 事前登録できる自動車は1台まで。 (「事業用」と記録されている場合、対象となりません。)</td> <td>【車両を事前登録する場合】 同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有するものも対象。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> ※自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車が本割引の対象となります。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。 ※自動車を事前登録されない場合も、シールの添付が必要となります。その場合、シールの自動車登録番号等の記載箇所には「自動車登録なし」と記載されます。 </td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td colspan="2">通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2">申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)</td> </tr> <tr> <td>ご利用方法</td> <td colspan="2"> ●現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車をご利用いただく場合 料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。 料金精算機又は自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお知らせください。 ●ETC無線通行(ノンストップ走行)の場合 事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、正常に作動していることを確認のうえ、ETCレーン無線通行(ノンストップ走行)してください※。 やむを得ない理由でETCレーンを利用できない場合がありますので、その場合は現金等でお支払いされる場合と同様の方法でご通行ください。そのため、ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合であっても、必ず手帳を携帯してください。 ※料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。 </td> </tr> </tbody> </table>		本人運転	介護運転	対象者	身体障がい者手帳の交付を受けている方が対象	身体障がい者手帳又は療育手帳(以下、「手帳」といいます。)の交付を受けている方のうち、重度の障がい※をお持ちの方が対象 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。	対象となる自動車	【車両を事前登録する場合】 自動車検査証等の「家用・事業用の別」に「家用」と記録されている自動車で、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの。 事前登録できる自動車は1台まで。 (「事業用」と記録されている場合、対象となりません。)	【車両を事前登録する場合】 同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有するものも対象。		※自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車が本割引の対象となります。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。 ※自動車を事前登録されない場合も、シールの添付が必要となります。その場合、シールの自動車登録番号等の記載箇所には「自動車登録なし」と記載されます。		割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)		有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)		ご利用方法	●現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車をご利用いただく場合 料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。 料金精算機又は自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお知らせください。 ●ETC無線通行(ノンストップ走行)の場合 事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、正常に作動していることを確認のうえ、ETCレーン無線通行(ノンストップ走行)してください※。 やむを得ない理由でETCレーンを利用できない場合がありますので、その場合は現金等でお支払いされる場合と同様の方法でご通行ください。そのため、ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合であっても、必ず手帳を携帯してください。 ※料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。		市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)	
	本人運転	介護運転																						
対象者	身体障がい者手帳の交付を受けている方が対象	身体障がい者手帳又は療育手帳(以下、「手帳」といいます。)の交付を受けている方のうち、重度の障がい※をお持ちの方が対象 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。																						
対象となる自動車	【車両を事前登録する場合】 自動車検査証等の「家用・事業用の別」に「家用」と記録されている自動車で、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの。 事前登録できる自動車は1台まで。 (「事業用」と記録されている場合、対象となりません。)	【車両を事前登録する場合】 同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有するものも対象。																						
	※自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車が本割引の対象となります。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。 ※自動車を事前登録されない場合も、シールの添付が必要となります。その場合、シールの自動車登録番号等の記載箇所には「自動車登録なし」と記載されます。																							
割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)																							
有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)																							
ご利用方法	●現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車をご利用いただく場合 料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。 料金精算機又は自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお知らせください。 ●ETC無線通行(ノンストップ走行)の場合 事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、正常に作動していることを確認のうえ、ETCレーン無線通行(ノンストップ走行)してください※。 やむを得ない理由でETCレーンを利用できない場合がありますので、その場合は現金等でお支払いされる場合と同様の方法でご通行ください。そのため、ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合であっても、必ず手帳を携帯してください。 ※料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。																							

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 せ 先	備 考																				
施設(電話)設置負担金の分割払	市町村民税の非課税証明者や生活保護の決定通知書の提示により新規に電話を引くときにかかる施設設置負担金が分割払いできます。	NTT西日本 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も受付、年末年始12/29～1/3を除きます。)																					
福祉用電話機器のレンタル料の減額	65歳以上の一人暮らしの方、または身体障がいなどの認定を受けている方が次の福祉用電話機器をレンタル利用する場合に、使用料が減額されます。シルバーホン(あんしんSVI、めいりょう、ふれあいSⅡ、ひびきSⅢ)	NTT西日本 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も受付、年末年始12/29～1/3を除きます。)																					
携帯電話料金の割引	各種手帳(※)・証明書をお持ちの方 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等 ※事前に会社への申し込みが必要です。 ※割引内容等は各社によって異なりますのでお問い合わせください。	携帯電話サービス提供各社																					
電話番号案内	無料扱いの対象範囲 (注) (1)身体障害者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視覚障がい</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)</td> <td>1、2級</td> </tr> <tr> <td>・ 聴覚障がい</td> <td>2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)</td> </tr> <tr> <td>・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>3級、4級 (1級、2級はなし)</td> </tr> </tbody> </table> (注)身体障害者福祉法、施行規則 (2)戦傷病者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等級表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視力の障がい</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>・ 上肢の障がい</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> <tr> <td>・ 聴覚障がい</td> <td>第2項症、第4項症</td> </tr> <tr> <td>・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>第1項症、第2項症、第4項症</td> </tr> </tbody> </table> ・療育手帳(愛護の手帳・愛の手帳・みどりの手帳)を持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方	障害区分	身体障害者等表による級別	・ 視覚障がい	1～6級	・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級	・ 聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)	・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)	障害区分	身体障害者等級表による級別	・ 視力の障がい	特別項症～第6項症	・ 上肢の障がい	特別項症～第2項症	・ 聴覚障がい	第2項症、第4項症	・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症	NTT西日本 ふれあい案内担当 TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134 受付 午前9時～17時 (土日祝・年末年始除く) ※FAXによるお問い合わせに関する注意事項 ・お客様のお名前、FAX番号を用紙に記載し、FAX送信してください。	ご利用には、事前登録が必要です。 ふれあい案内はNTT西日本・NTT東日本のお客さまに提供するサービスです。
障害区分	身体障害者等表による級別																						
・ 視覚障がい	1～6級																						
・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級																						
・ 聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)																						
・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)																						
障害区分	身体障害者等級表による級別																						
・ 視力の障がい	特別項症～第6項症																						
・ 上肢の障がい	特別項症～第2項症																						
・ 聴覚障がい	第2項症、第4項症																						
・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症																						
NHK放送受信料の減免	全額免除 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> </tbody> </table> 半額免除 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>視覚・聴覚障害者</td> <td>視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合	重度の身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合	放送局 市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)	市福祉事務所長又は町村長の証明が必要 半額免除は、NHKの窓口でも受け付けません。詳細は、NHKまでお問い合わせください。						
身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合																						
重度の身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合																						
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合																						
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合																						

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																																
(第四種郵便物) 点字郵便物	点字のみを内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ 最大:長さ60cm、幅及び厚さの合計が90cm 最小:長さ14cm、幅9cm	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790																																	
(第四種郵便物) 特定録音物 等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ:同上	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	日本郵便株式会社の 指定する施設との 発受に限ります。																																
定期刊行物の 低料第三種 郵便物承認	心身障がい者団体が発行する定期刊行物を内容とし、発行人または売り さばき人から差し出されるもの ① 月3回以上発行の新聞 50gまで8円 ② その他 50gまで15円	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	第三種郵便物として 差し出すためには、 発行する定期刊行 物が、事前に第三種 郵便物の承認を受 けていることが必要 です。																																
聴覚障がい者 用ゆうパック・ 点字ゆうパック	聴覚障がい者用ゆうパックの運賃(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="325 885 950 958"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table> 点字ゆうパック(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="325 1056 950 1129"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table>	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	日本郵便株式会社の 指定を受けた聴 覚に障がいのある方 の福祉を増進するこ とを目的とする施設 と聴覚に障がいのある 方との間で発受され るビデオテープを 内容とするゆうパッ ク及び大型の点字 図書等を内容とする ものに限ります。
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
心身障がい者 用ゆうメール	心身障がい者用ゆうメールの運賃 <table border="1" data-bbox="325 1260 950 1360"> <tr><th>重量</th><td>150gま で</td><td>250g まで</td><td>500g まで</td><td>1kg まで</td><td>2kg まで</td><td>2kg超え3kg までのもの</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>92</td><td>110</td><td>150</td><td>180</td><td>230</td><td>310</td></tr> </table> サイズ 長さ(A)+厚さ(B)+幅(C) 最大:A+B+C=1.7 最小:長さ14 幅9cm	重量	150gま で	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの	運賃額(円)	92	110	150	180	230	310	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	図書館法に規定す る図書館で日本郵 便株式会社に届け 出た図書館と身体に 重度の障がいのある 方又は知的障がい の程度が重い方と の間で図書閲覧の ために発受するもの に限ります。																		
重量	150gま で	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの																													
運賃額(円)	92	110	150	180	230	310																													
青い鳥はがき の無料配布	・ 対象者 (1)重度の身体障害者 身体障害者手帳に「1級」または「2級」の表記がある 方 (2)重度の知的障がい者 療育手帳に「A」または「1度」または「2度」の表記がある 方 ・ 配布枚数 1人20枚/回 (1回限り) ・ 申込受付期間 4月1日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日) ・ 配布期間 4月20日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日)	日本郵便株式会社 の郵便局 TEL 0570-943-790	発行日以降、最寄りの 配達を担当する郵 便局からお届けしま す。																																

(2) 施設の利用

府立施設等

* 減免対象者の詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
府立植物園	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者 介護者を含む 	無料 (入園料 駐車料)	受付で手帳の呈示 植物園(正門、北山門、賀茂川門、北泉門)、温室 * 駐車禁止指定除外車であっても、園駐車場の優先駐車や園内の場外駐車はできません。	府立植物園 TEL 075-701-0141 FAX 075-701-0142
府立陶板名画の庭	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者 介護者1名 	入園料無料	受付で手帳の呈示	府立陶板名画の庭 TEL 075-724-2188 FAX 075-724-2189
府立堂本印象美術館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者1名 	観覧料無料	受付で手帳の呈示	府立堂本印象美術館 TEL 075-463-0007 FAX 075-465-3099
京都府京都文化博物館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者1名 	総合展示・特別展 観覧料無料	受付で手帳の呈示	京都府京都文化博物館 TEL 075-222-0888 FAX 075-222-0889
府立総合社会福祉会館 (ハートピア京都)	① 満65歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合	①② 5/10免除	申請書の提出	府立総合社会福祉会館 TEL 075-222-1777 FAX 075-222-1778
	② 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」に基づく療育手帳を所持する者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合			
	③ その他知事が特に必要と認める場合(社会福祉関係事業を実施する団体)	③ 3/10免除		
府立山城郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者を含む 	入館料無料	受付で手帳の呈示	府立山城郷土資料館 TEL 0774-86-5199 FAX 0774-86-5589
府立丹後郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者を含む 	入館料無料	受付で手帳の呈示	府立丹後郷土資料館 TEL 0772-22-2333 FAX 0772-22-2344 (リニューールに向けた準備のため、令和9年3月下旬まで)
ぶらり嵐山	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者又はこれらの者の福祉増進を図ることを目的とする団体 	ギャラリー使用料を5/10に減じる	使用申込書による	ぶらり嵐山 TEL 075-865-0339 FAX 075-873-1296
サン・アビリティーズ城陽 (府立心身障害者福祉センター体育館)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者及び介護者 	体育館、会議室の使用料が無料	受付で手帳の呈示 所定の申請書の提出	サン・アビリティーズ城陽 TEL 0774-53-6644 (FAX共用)
サンガスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための競技会、講習会等の催しに使用する時 	利用料金の1/2	所定の申請書の提出	サンガスタジアム by KYOCERA TEL 0771-25-3331 FAX 0771-25-3332

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
島津アリーナ京都 (府立体育館)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	競技場、会議室の利用料金の1/2 (団体使用のみ)	所定の申請書の提出	府立体育館 TEL 075-462-9191 FAX 075-462-9192
府立伏見港公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免。個人使用ができる施設は、個人使用についても減免。	府立伏見港公園 TEL 075-611-7081 FAX 075-621-8844
府立洛西浄化センター公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	球技場、テニスコートの利用料金の1/2	受付で手帳の呈示	府立洛西浄化センター公園 TEL 075-951-9161
府立山城総合運動公園 (太陽が丘)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名 (個人使用の場合は、以下も対象) ・被爆者健康手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・小児慢性特定疾患医療受診券	利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免。個人使用ができる施設は、個人使用についても減免。	府立山城総合運動公園 TEL 0774-24-1313 FAX 0774-21-0381
木下アカデミー京都 アイスアリーナ	(同上)	利用料金から500円 引き	受付で手帳の呈示 * 一般利用のみ対象	木下アカデミー京都アイスアリーナ TEL 0774-24-6101
府立関西文化学術 研究都市記念公園 (けいはんな記念公園)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	庭園利用料金(入園 料)免除	受付で手帳の呈示	けいはんな記念公園 TEL 0774-93-1200 FAX 0774-93-2688
府立丹波自然運動公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免。個人使用ができる施設は、個人使用についても減免。	府立丹波自然運動公園 TEL 0771-82-0300 FAX 0771-82-0480
府立府民スポーツ広場 (みどりが丘)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	利用料金の1/2	所定の申請書の提出 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免	府立府民スポーツ広場 TEL 0774-24-1313 0774-20-8881 FAX 0774-21-0381
府立丹後 海と星の見える丘公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	宿泊施設の 利用料金の1/2	減免申請書の提出及 び受付で手帳の提示	府立丹後 海と星の見える丘公園 TEL 0772-28-9111 FAX 0772-28-9025
府立青少年海洋センター (マリーンピア)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための研修会等の催しに使用するとき(介護者は除く) ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している者が附属施設(野外炊事施設、トレーニング場、ボルダリング場、フィールドアスレチックコース)を個人使用するとき(介護者は除く) ・児童福祉法に定める児童福祉施設の入所児童が使用するとき(介護者は除く)	宿泊施設、研修施設 等利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 所定の申請書等の 提出	府立青少年海洋センター TEL 0772-22-0501 FAX 0772-22-0503
府立り溪 少年自然の家 (グリーンパルり溪)	・児童福祉法に規定する児童福祉施設の入所児童 ・特別支援教育就学奨励事業の対象となっている児童生徒及び付添人	宿泊費無料	減免申請書の提出	府立り溪 少年自然の家 TEL 0771-65-0190 FAX 0771-65-0191
前島みなと公園 テニスコート(舞鶴)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳を所持している者	テニスコートの利用 料金の1/2	所定の申請書の提出 * 利用者の2分の1以上を 左記手帳所持者が占める 場合に減免	前島みなと公園 テニスコート TEL0773-63-8963
京都府民総合 交流プラザ (京都テルサ)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	駐車場サービス券 (無料)の発行 ピジター利用料20%割 引	サービスカウンターで 手帳と駐車券の呈示 フィットネスクラブ受付で 手帳の呈示	京都テルサ TEL 075-692-3400 FAX 075-692-3402 京都テルサ フィットネスクラブ TEL 075-692-3464

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
府立京都学・歴彩館	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための催しの開催のために大ホール又は小ホールを使用するとき	使用料の2/10免除	所定の申請書の提出	府立京都学・歴彩館 TEL 075-723-4831 FAX 075-791-9466
	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	駐車料金を無料	総合案内で手帳と駐車券の呈示(閉館時は精算機横のインターホンで連絡。手帳を精算機上のカメラにかざす)	
丹後王国「食のみやこ」	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	ホテル丹後王国宿泊料金10%割引 ※手帳提示で2名様まで ※他の割引との併用はできません。	割引の対象にならないプランもあります	ホテル丹後王国 TEL 0772-65-4567 FAX 0772-65-4593

その他の施設

* 共催展の観覧料等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
京都国立博物館	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者 ・介護者が必要な場合は、減免対象者と同人数まで	平成知新館名品ギャラリー及び当館自主企画展は無料。 共催展は共催者と協議の上、決定。	障害者手帳などの提示が必要。	京都国立博物館 TEL 075-525-2473 (テレホンサービス)
京都国立近代美術館	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳及び被爆者健康手帳を所持している者 ・特別支援学校が教育活動の一環として観覧する場合 ・社会福祉法人等の団体が社会福祉事業の一環として観覧する場合	コレクション・ギャラリー及び当館単独主催の企画展は無料。 共催展は共催者と協議の上決める。	・受付で手帳の呈示(ミライロIDでの呈示も可) ・事前に申請書の提出が必要 ・事前に申請書の提出が必要	京都国立近代美術館 TEL 075-761-4111
京都市京セラ美術館 (京都市美術館)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳を所持している者 ・介助の必要な方に限り介助者1名	コレクションルーム観覧料の免除。 特別展等は、展覧会により異なる。	受付で手帳の呈示	京都市京セラ美術館 TEL 075-771-4334 FAX 075-761-0444
アサヒグループ 大山崎山荘美術館	障害者手帳、ミライロIDをお持ちの方	一律500円あわせて付き添いの方1名に限り無料	受付で手帳・ミライロIDの呈示	アサヒグループ 大山崎山荘美術館 TEL 075-957-3123 (総合案内) FAX 075-957-3126
京都市障害者 スポーツセンター	障害のある方とその介護者及びセンター登録ボランティア ※その他の方も有料で利用可能	体育館・プール・卓球室、アーチェリーレンジ、トレーニング室、研修室及び会議室が無料	・身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳又は国の指定難病に該当する証明(診断書等)を受付に提示し、利用交付申請書の記入・提出を行い、利用証を受け取る	京都市障害者 スポーツセンター TEL 075-702-3370 FAX 075-702-3372
京都市障害者 教養文化体育会館	障害のある方とその介護者 ※その他の方も有料で利用可能	体育室、会議室、トレーニング室、視聴覚室が無料	同上	京都市障害者 教養文化体育会館 TEL・FAX 075-682-7140

12. 税の控除・減免

・税制度

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先				
国 税	所得税	小規模企業共済等掛金控除 1 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金 2 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDecoの掛金など) 3 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金	支払った掛金の全額が所得控除	税務署 (73頁参照)			
	障害者控除	(障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B又はC、精神障害者保健福祉手帳2～3級など (特別障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	一人につき所得控除27万円 一人につき所得控除40万円 同居の特別障害者である場合75万円				
	基礎控除【令和7年12月以降】						
	本人の合計所得金額		控除額				
			令和7・8年分		令和9年分以後		
	132万円以下		95万円				
	132万円超	336万円以下	88万円		58万円		
	336万円超	489万円以下	68万円				
	489万円超	655万円以下	63万円				
	655万円超	2,350万円以下	58万円				
2,350万円超		2,400万円以下		48万円			
2,400万円超		2,450万円以下		32万円			
2,450万円超		2,500万円以下		16万円			
2,500万円超				0円			
配偶者(特別)控除							
		本人の合計所得金額			控除の種類		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		1,000万円超	
配偶者の合計所得金額	58万円以下 (令和7年11月までは48万円以下)		38万円	26万円	13万円	配偶者控除	
	老人控除対象配偶者(70歳以上)		48万円	32万円	16万円		
	58万円超 95万円以下		38万円	26万円	13万円	0円	配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下		36万円	24万円	12万円		
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円			
133万円超		0円	0円	0円			

扶養控除等【令和7年12月以降】

	扶養親族等の合計所得金額	控除額	控除の種類
一般の控除対象扶養親族 (16歳以上)	58万円以下	38万円	扶養控除
老人扶養親族 (70歳以上)		58万円	
同居老親等 同居老親等以外		48万円	
特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)		63万円	
特定親族 (19歳以上23歳未満)	58万円超 85万円以下	63万円	特定親族 特別控除
	85万円超 90万円以下	61万円	
	90万円超 95万円以下	51万円	
	95万円超100万円以下	41万円	
	100万円超105万円以下	31万円	
	105万円超110万円以下	21万円	
	110万円超115万円以下	11万円	
	115万円超120万円以下	6万円	
	120万円超123万円以下	3万円	
123万円超	0円		

※所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与と所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与と所得の金額から控除するというものです。
 所得金額調整控除には、次の1又は2のとおり、二種類の控除があります。
 このうち1の控除は年末調整において適用することができます。

1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
 その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与と所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

- (1) 適用対象者
- イ 本人が特別障害者に該当する者
 - ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
 - ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額
 $\{ \text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円超の場合は}1,000\text{万円}) - 850\text{万円} \} \times 10\% = \text{控除額}$
 年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除額申告書を提出する必要があります。

2 給与と所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除
 その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与と所得から控除するものです(注)。

(1) 適用対象者
 その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者

(2) 所得金額調整控除額
 $\{ \text{給与所得控除後の給与等の金額}(10\text{万円超の場合は}10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10\text{万円超の場合は}10\text{万円}) - 10\text{万円} \} = \text{控除額(注)}$

(注) 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与と所得の金額から控除します。

種 類	内 容		問い合わせ先	
国 税	預貯金等の 利子所得	金融機関等で事前に必要な手続を行うことにより、障害者の預貯金等の利子等について下記のとおり、非課税となります。 ・ 預金、信託、公社債等 元本の合計額 350万円まで ・ 国債又は地方債等 額面の合計額 350万円まで (合計700万円まで非課税)	各金融機関等	
	相続税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 相続人が障害者の場合は、その人の相続税額から、10万円(特別障害者である場合には20万円)に相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額を控除します。 控除しきれない金額があるときは、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます。	税務署 (73頁参照)	
	贈与税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、金銭・有価証券その他の財産が信託されたときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては3,000万円)までの金額は非課税です。 この非課税の適用を受けるためには、信託の際に、「障害者非課税信託申告書」を提出しなければなりません。	税務署 (73頁参照)	
	消費税	身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品(以下「身体障害者用物品」という)の譲渡、貸付け等は、消費税法上の非課税取引となります。 ただし、非課税取引の対象となる身体障害者用物品は、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子、その他の物品で、身体障害者用物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。	税務署 (73頁参照)	
地 方 税	住民税	障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者控除 前年の合計所得金額が135万円(65歳以上の場合年金収入245万円)以下の障害者	所得控除26万円 所得控除30万円 所得控除53万円 非課税	市町村 税担当課
	個人事業税	視力障害者(両眼の視力の和が0.06以下)が行うあんま・はり等医業に類する事業	非課税	府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所
	ゴルフ場 利用税	次に該当する障害者の方がゴルフ場を利用される場合 (ただし、障害者手帳等を呈示し、非課税申請書を提出された場合に限られます。) 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 療育手帳の交付を受けている者 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 4 戦傷病者手帳の交付を受けている者 5 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者 等	非課税	府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所

種 類	内 容		金 額	問い合わせ先																															
地 方 税	自動車税の環境性能割	専ら障害者のために使用される自家用自動車 (自動車検査証等に「自家用」と記載されているもので、障害者1人につき1台(軽自動車・バイク含む)に限る。)	減免 (別表のとおり)	府税事務所自動車税管理事務所 TEL 075-672-6155 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所																															
	軽自動車税の環境性能割																																		
	自動車税の種別割																																		
	※環境性能割については、令和8年3月末廃止予定																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2～4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1～3級、5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(療育手帳A)</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分		障害の級別	視覚障害	1～4級	聴覚障害	2～4級	平衡機能障害	3級、5級	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級	上肢不自由	1～3級	下肢不自由	1～6級	体幹不自由	1～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級	移動機能	1～6級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	肝臓機能障害		知的障害	重度(療育手帳A)	精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)	
	障害の区分	障害の級別																																	
	視覚障害	1～4級																																	
	聴覚障害	2～4級																																	
	平衡機能障害	3級、5級																																	
	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級																																	
	上肢不自由	1～3級																																	
	下肢不自由	1～6級																																	
	体幹不自由	1～3級、5級																																	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級																																
		移動機能	1～6級																																
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級																																		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級																																		
肝臓機能障害																																			
知的障害	重度(療育手帳A)																																		
精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)																																		
	<p>自動車の所有(取得)者と運転者との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者の状況・障害の程度等</th> <th>自動車の所有(取得)者</th> <th>自動車の運転者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者が18歳以上の場合</td> <td rowspan="4">障害者本人又は障害者と生計を一にする者</td> <td>①障害者が生徒又は学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②重度の障害者 (身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA)</td> <td>③精神障害の程度が1級又は1級と同程度</td> </tr> <tr> <td>④上記①～③以外の場合</td> </tr> <tr> <td>障害者が18歳未満の場合</td> <td>障害者本人</td> <td>障害者本人又は障害者と生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>音声機能の障害者の場合</td> <td>障害者本人</td> <td>障害者本人</td> </tr> <tr> <td>障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。</td> <td>障害者本人</td> <td>常時介護する者</td> </tr> </tbody> </table>	障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	障害者が18歳以上の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	①障害者が生徒又は学生	②重度の障害者 (身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA)	③精神障害の程度が1級又は1級と同程度	④上記①～③以外の場合	障害者が18歳未満の場合	障害者本人	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	音声機能の障害者の場合	障害者本人	障害者本人	障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。	障害者本人	常時介護する者																
障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者																																	
障害者が18歳以上の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	①障害者が生徒又は学生																																	
②重度の障害者 (身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA)		③精神障害の程度が1級又は1級と同程度																																	
		④上記①～③以外の場合																																	
障害者が18歳未満の場合		障害者本人	障害者本人又は障害者と生計を一にする者																																
音声機能の障害者の場合	障害者本人	障害者本人																																	
障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。	障害者本人	常時介護する者																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申請書の提出期限</th> <th>申請書の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)</td> <td>①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき</td> <td rowspan="2">登録の日 (登録前に申請してください)</td> </tr> <tr> <td>②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき</td> </tr> <tr> <td>③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき</td> <td>登録の翌年度の4月1日～納期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自動車ですでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)</td> <td>①4月1日に減免要件に該当しているとき</td> <td>申請年度の4月1日～納期限</td> </tr> <tr> <td>②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき</td> <td rowspan="2">4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)</td> </tr> <tr> <td>③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	申請書の提出期限	申請書の提出先	自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)	①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき	登録の日 (登録前に申請してください)	②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき	③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限	自動車ですでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	①4月1日に減免要件に該当しているとき	申請年度の4月1日～納期限	②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき	4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)	③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき																			
区分	申請書の提出期限	申請書の提出先																																	
自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)	①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき	登録の日 (登録前に申請してください)																																	
	②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき																																		
	③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限																																	
自動車ですでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	①4月1日に減免要件に該当しているとき	申請年度の4月1日～納期限																																	
	②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき	4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)																																	
	③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき																																		
	(注1) 環境性能割については、登録日を過ぎて申請された場合、減免を受けることができません。																																		
	(注2) 軽自動車税の種別割の減免については、軽自動車の定置場の所在地の市町村税務所管課へお問い合わせください。																																		

(別表)

自動車税の環境性能割 軽自動車税の環境性能割	課税標準額が300万円以下の場合 全額減免 課税標準額が300万円を超える場合 課税標準額300万円分を減免(差額分は課税)
自動車税の種別割	税額が45,000円以下の自動車の場合(※)全額減免 税額が45,000円を超える自動車の場合(※)45,000円を減免(差額分は課税) 納期限後に申請があった場合は申請日の翌月以降の月数に応じて減免 ※グリーン化税制の適用を受ける場合の減免額は次のとおりです。 ・おおむね10%重課の場合…49,500円 ・おおむね15%重課の場合…51,700円 ・おおむね50%軽減の場合…22,500円 ・おおむね75%軽減の場合…11,500円

13. 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度

1 年金制度

公的年金制度に加入している期間中等に初診日のある傷病等により障害者になった場合に年金、手当金(一時金)が支給されます。

(1) 受給要件

次の①～③に該当する場合に支給されます。

- ① 初診日(注1)においていずれかにあてはまる者
 - 国民年金・厚生年金保険の被保険者である者
 - 被保険者であった者で日本に住む60歳以上65歳未満の者
 - 20歳未満の者
- ② 障害認定日(注2)の障害の程度が1級または2級(障害厚生年金は3級まで)の者(注3)
 なお、障害認定日では障害等級に該当していなくても、その後、65歳になるまでに該当すれば請求することができます。
- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間等を合わせて2/3以上あること。
 なお、初診日が令和8年3月31日までの間にあるときは初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。(65歳未満に限る)

(注1) 障害の原因となった病気やケガについて初めて医師又は、歯科医師の診療を受けた日

(注2) 初診日から1年6か月経過した日又は、それまでに治った場合には治った日
 (その症状が固定し、治療効果が期待できない状態に至った日を含む。)

(注3) 国民年金・厚生年金保険法施行令別表で定められた等級で、身体障害者手帳の等級とは異なります。

(2) 年金額等

種 類	内 容	問い合わせ先	備 考
国民年金	障害基礎年金 <1級> S31.4.2～ 1,039,625円 ～S31.4.1 1,036,625円 <2級> S31.4.2～ 831,700円 ～S31.4.1 829,300円 (生計を維持する18歳到達年度の末日までの間にある子または20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子がいる場合に加算されます。 1子・2子各年額 239,300円 3子以降各年額 79,800円)	市町村役場 (①～③) (71頁参照) 年金事務所 (④) (73頁参照) ※②第3号は年金事務所	① 20歳前の未加入の初診 ② 国民年金第1号、第3号被保険者期間中の初診 ③ 喪失後60歳以上65歳未満の日本居住中の初診 ④ その他(詳細はお問い合わせください)
	年金生活者支援給付金(障害) 年金生活者支援給付金(障害)の金額及び支給要件は次の通りです。 <障害基礎年金 1級受給者>6,275円 <障害基礎年金 2級受給者>5,020円 ○障害基礎年金の受給権者であること ※旧法国民年金、旧法厚生年金、旧法船員保険、旧法共済各法の障害年金、その他の障害を支給事由とする年金であって政令で定めるものを含みます。 ○前年(1月～9月分)の支援給付金については前々年の所得額が、4,721,000円+扶養親族等の人数×38万円以下であること。 ※生計同一配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。 以下の条件に該当した場合は不該当(不支給)となります。 ○日本国内に住所を有していないとき ○障害基礎年金の全額につき、その支給が停止されているとき ○所得要件に該当しなくなったとき ○刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき ○少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき	年金事務所(73頁参照)	

種 類	内 容	問い合わせ先	備 考
厚生年金保険（船員保険の職務外を含む）	障害厚生年金 <1級> 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 （配偶者加給年金額 239,300円） <2級> 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 （配偶者加給年金額 239,300円） <3級> 報酬比例の年金額 （最低保障額 S31.4.2～ 623,800円） （最低保障額 ～S31.4.1 622,000円）	年金事務所 （73頁参照）	○ 被保険者期間中に初診日があること。 ○ 1級又は2級の障害の状態にあるときは、同時に障害基礎年金が支給されます。（65歳以上の初診は除く） ○ 被保険者期間の月数が300月（25年）に満たないときは、300月として報酬比例の年金額が計算されず。
	障害手当金（一時金）		
特別障害給付制度	特別障害給付金 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、又は昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方に支給されます。 支給額 1級 56,850円（月） 2級 45,480円（月）	請求窓口 住所地の市町村役場 （71頁参照） 詳細は年金事務所 （73頁参照）	○ 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ○ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度等の加入者等の配偶者

※ 年金額は令和7年度の額ですが、経過措置により適用される率等が異なることがあります。

※ 本表の1級、2級、3級は身体障害者手帳の等級とは異なります。

※ 20歳前の障害による障害基礎年金には納付の要件はありませんが、本人の所得により、支給に制限があります。

2 手当等制度

名 称	内 容	問い合わせ先
特別障害者手当	身体又は精神（知的障害を含む）の重度の障害が2つ以上重複する等により、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に支給されます。 ※ただし、障害者本人、その配偶者又は障害者の扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、支給が停止されます。 手当月額は 令和7年度 29,590円（物価スライドにより改定される場合あり）	市福祉事務所 保健所福祉課 （71頁参照） 府障害者支援課 TEL 075-414-4732
障害児福祉手当	身体又は精神（知的障害を含む）に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給されます。 ※ただし、障害児本人、その配偶者又は障害児の扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、支給が停止されます。 手当月額は 令和7年度 16,100円（物価スライドにより改定される場合あり）	市福祉事務所 保健所福祉課 （71頁参照） 府障害者支援課 TEL 075-414-4732
特別児童扶養手当	重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育する方に支給されます。 ※1級障害：身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A程度 2級障害：身体障害者手帳3級及び4級の一部又は療育手帳Bの一部程度（診断書による） 手当月額（所得制限あり） 1級障害の児童1人につき 56,800円（令和7年4月1日以降） 2級障害の児童1人につき 37,830円（同上）	市福祉事務所 町村役場 （71頁参照） 府家庭・青少年支援課 TEL 075-414-4585
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童又は父若しくは母が重度障害の状態にある家庭の児童を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している者に支給されます。 手当月額 所得に応じた段階制（所得制限あり） 児童 第1子 11,010円～46,690円（令和7年4月1日以降） 第2子以降 5,520円～11,030円を加算（同上） ※ 公的年金を受給されている方は年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、障害基礎年金等を受給されている方は障害基礎年金等の子加算部分の額が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。	市福祉事務所 町村役場 （71頁参照） 町村域： 府家庭・青少年支援課 TEL 075-414-4585

※（注）認定には原則として、診断書が必要です。

名 称	内 容	問い合わせ先
在日外国人重度障害者特別給付金	<p>国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日(基準日)前に20歳に達していた等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度の障害のある在日外国人に給付されます。</p> <p>京都府制度の支給条件は、府内の市町村の住民基本台帳に記録されている外国人又は外国人であった者のうち次に掲げる要件のすべてを満たす者。</p> <p>(1) 基準日前に満20歳に達し、同日において日本国内に外国人登録をしていたこと。</p> <p>(2) 重度障害(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)のある者</p> <p>(3) 基準日前に重度障害者であった者又は同日以後に重度障害者となった者で、その障害の発生原因となった傷病に係る初診日が基準日前に属すること。</p> <p>(4) 老齢基礎年金等の公的年金(月額20,000円以上)を受けていないこと。</p> <p>(5) 給付月額は20,000円。(公的年金の受給月額が20,000円未満の場合、本給付金20,000円(月額)との差額を支給)なお、所得制限等があります。</p>	<p>保健所福祉課 (71頁参照)</p> <p>府障害者支援課 TEL 075-414-4598</p>

3 心身障害者扶養共済制度

心身障害児・者の保護者を加入者とし一定の掛金を納めていただき、加入者が死亡又は重度障害になった場合、心身障害児・者に終身給付金を支給することにより、心身障害児・者の将来の生活の安定と福祉の向上を図ろうとする制度です。

- (掛金) … 2口目まで加入できます。(加入時の年齢により掛金は違います。)
- (掛金の減免) … 生活保護世帯、前年度市町村民税所得割非課税世帯等の加入者については、1口目の掛金が免除されます。
- (給付金) … 1口月額 20,000円 (2口月額 40,000円)
- (問い合わせ先) … 各市町村福祉担当課(パンフレット等を用意しています。)
府障害者支援課 TEL 075-414-4599

4 生活福祉資金の貸付概要 (実施主体: 京都府社会福祉協議会 TEL 075-252-6293) (問い合わせ先: 市区町村社会福祉協議会)

障害者世帯(身体障害者、知的障害者、精神障害者の手帳の交付を受けた者の属する世帯)で所得水準が生活保護基準の2.5倍以内の世帯に対して必要な資金の貸付と相談支援を行い、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

他法・他制度が優先適用されることとなります。

生活福祉資金の貸付に当たっては他法・他制度の利用が困難な世帯への貸付となります。

借入申込に当たっては、資金種類等で別に定める貸付条件がありますので、詳細については窓口で御相談ください。(京都市内在住者を含む。)

なお、貸付には審査があります。審査の結果、御希望に添えない場合もあります。

資金の種類	貸付限度額(円)	貸付利子	据置期間	償還期限	備 考	
福 祉 資 金	生業	4,600,000	3月以内	10年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先	
	技能習得	5,800,000		8年以内	技能習得する期間により貸付月額等を積算のうえ貸付額を決定する(要相談)	
	住宅	2,500,000		7年以内		
	福祉用具購入	1,700,000		8年以内		
	自動車購入	2,500,000		8年以内	排気量は1,600cc(ディーゼル車は1,800cc)以内のもので、諸経費を含む購入額は2,500,000円以内また、買替の場合は8年以上経過していること	
	中国残留邦人等国民年金追納	5,136,000		10年以内		
	療養・介護等	1,700,000		5年以内	「介護サービス受給期間及び障害福祉サービス受給期間が1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立のために必要とみとめられるとき」の貸付限度額は2,300,000円	
	冠婚葬祭	500,000		3年以内		
	転宅					
	支度					
一般福祉						
災害援護	1,500,000	7年以内	措置期間の設定等、特例の取扱あり			
緊急小口資金	100,000	無利子	2月以内	1年以内		

※ 据置期間中は無利子

14. 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために

障害のある方を雇用されている事業主に就職を考えている方及び障害のある方を雇用されている事業主に対して、次のような制度があります。

(1) 障害者向け訓練

制 度	内 容	問 い 合 せ 先	
公共職業訓練	<p>障害のある方が必要な知識・技能を習得することにより、職業的自立を図ることを目的とした訓練を行っています。</p> <p>【令和7年度 障害のある方向けの訓練科】</p> <p>〈京都障害者高等技術専門学校〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合実務科(知的障害者対象 訓練期間1年) ・ITシステムサポート科(身体・精神・発達障害者対象 訓練期間1年) ・インテリアCADサポート科(身体・精神・発達障害者対象 訓練期間1年) ・ものづくりサポート科(身体・精神・発達障害者対象 訓練期間1年) <p>〈福知山高等技術専門学校〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合実務科(知的障害者対象 訓練期間1年) ・キャリア・プログラム科(精神・発達障害者対象 訓練期間1年) <p>※ その他、一般の訓練科では、身体、知的、発達、精神等に障害のある方(各種手帳を所持していない方を含む)で出願を希望される場合、障害の特性・程度と訓練科での配慮等の確認のため、事前相談を受け付けていますので、各専門学校にお問い合わせください。</p>	<p>① 授業料は不要。教科書・作業服代等は本人負担。</p> <p>② 職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当等が支給されます。</p> <p>※ 一般校の場合、授業料、選考料の必要な訓練科があります。詳細は、各専門学校にお問い合わせください。</p>	<p>府人材育成課 TEL 075-414-5101</p> <p>府立京都障害者高等技術専門学校 TEL 075-642-1510</p> <p>府立福知山高等技術専門学校 TEL 0773-27-6212</p> <p>府立京都高等技術専門学校 TEL 075-642-4451</p> <p>府立陶工高等技術専門学校 TEL 075-561-2943</p> <p>公共職業安定所 (72頁参照)</p>
障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	<p>障害のある方の就労を支援するため、多様な委託先を活用した職業訓練を行っています。</p> <p>主な訓練コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識・技能習得訓練コース(民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース) ・実践能力習得訓練コース(企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース) <p>訓練期間: 原則3か月以内 訓練時間: 1月当たり標準100時間 委託料: 委託先には、対象者1人につき、1か月64,000円又は96,000円(上限)が支給されます。</p>	<p>① 受講料は無料(教材費等は本人負担)</p> <p>② 職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当等が支給されます。</p>	<p>府人材育成課 TEL 075-414-5101</p> <p>府立京都障害者高等技術専門学校 TEL 075-642-1510</p> <p>府立福知山高等技術専門学校 TEL 0773-27-6212</p> <p>府雇用推進課 TEL 075-682-8913</p> <p>公共職業安定所 (72頁参照)</p>
職場適応訓練	<p>作業環境に適応することを容易にするため府又は国が民間事業所に委託して訓練を実施します。訓練期間が6か月以内(重度障害者等は1年以内)である一般職場適応訓練と、2週間以内(重度障害者等は4週間以内)である短期職場適応訓練(職場実習)とがあります。</p>	<p>① 訓練生には、訓練手当等が支給されます。</p> <p>② 事業主には訓練生1人につき、一般職場適応訓練については月額24,000円(重度障害者は25,000円)、職場実習については日額960円(重度障害者は1,000円)の委託料が支給されます。</p>	<p>府雇用推進課 TEL 075-682-8913</p> <p>公共職業安定所 (72頁参照)</p>
京都ジョブパークはあとふる実習	<p>障害者の雇用促進を図るため、障害者等の企業体験及び企業実習を実施します。 (京都ジョブパークはあとふるコーナーに登録が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習期間: 1～5日程度 <p>〈実習等受入謝金〉 受け入れ企業に対し、実習者1人につき、日額 1,000円</p>		<p>府雇用推進課 TEL 075-682-8913</p>

(2)障害者の雇用促進に向けて

制度	内 容	問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金	<p>I 特定就職困難者コース</p> <p>障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること。</p> <p><助成額></p> <p>【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円)</p> <p>【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(中小企業以外100万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円)</p> <p>(※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)</p> <p>II 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p> <p>発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること</p> <p><助成額></p> <p>1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)</p> <p>III 成長分野人材確保・育成コース</p> <p>障害者などの就職が特に困難な者、発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ(※)、デジタル、DX化関係業務又はグリーン、カーボンニュートラル化関係業務に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること</p> <p><助成額></p> <p>【身体・知的障害者(重度以外)】【発達障害者または難治性疾患患者】 1人あたり180万円(中小企業以外75万円) 短時間労働者は120万円(中小企業以外45万円)</p> <p>【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 1人あたり360万円(中小企業以外150万円) 短時間労働者は120万円(中小企業以外45万円)</p>	公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・伏見・宇治・京都田辺公共職業安定所管轄は助成金センター)
トライアル雇用助成金	<p>I 障害者トライアルコース</p> <p>就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成</p> <p>【精神障害者の場合】 ・助成期間:最長6か月 ・助成額:雇入れから3か月間→一人あたり月額最大8万円 雇入れから4か月以降→一人あたり月額最大4万円</p> <p>【上記以外】 ・助成期間:最長3か月 ・助成額:一人あたり月額最大4万円</p> <p>II 障害者短時間トライアルコース</p> <p>直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成</p> <p>・助成期間:最長12か月 ・助成額:一人あたり月額最大4万円</p>	公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・伏見・宇治・京都田辺公共職業安定所管轄は助成金センター)

制 度	内 容	問い合わせ先
キャリアアップ助成金	<p>障害者正社員化コース</p> <p>障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成。</p> <p>①有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること ②無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること</p> <p>重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者</p> <p>有期雇用から正規雇用への転換 120万円(中小企業以外90万円) 60万円×2期(中小企業以外45万円×2期)</p> <p>有期雇用から無期雇用への転換 60万円(中小企業以外45万円) 30万円×2期(中小企業以外22.5万円×2期)</p> <p>無期雇用から正規雇用への転換 60万円(中小企業以外45万円) 30万円×2期(中小企業以外22.5万円×2期)</p> <p>重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者</p> <p>有期雇用から正規雇用への転換 90万円(中小企業以外67.5万円) 45万円×2期(中小企業以外33.5万円※×2期) ※第2期の支給額は34万円</p> <p>有期雇用から無期雇用への転換 45万円(中小企業以外33万円) 22.5万円×2期(中小企業以外16.5万円×2期)</p> <p>無期雇用から正規雇用への転換 45万円(中小企業以外33万円) 22.5万円×2期(中小企業以外16.5万円×2期)</p> <p>※支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といたします。</p>	<p>公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・伏見・宇治・京都田辺 公共職業安定所管轄 は助成金センター)</p>

※ここに記載しているのは、主な助成金となります。他の助成金等については、助成金センター(69頁参照)へお問い合わせください。

制 度	内 容	問い合わせ先
ジョブコーチ (職場適応援助者) による支援	ジョブコーチ(職場適応援助者)が事業所へ訪問し、障害のある方や事業主の方双方に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行い、職場定着を目指すものです。ジョブコーチの支援が終了した後に事業主の方が、障害特性に応じた効果的な雇用管理、作業指導ができるようになることを目指します。支援開始のタイミングは、雇用を目指しての職場実習(雇用前)、採用と同時に、採用後のいずれのタイミングでも支援できます。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 京都障害者職業センター TEL 075-341-2666
職業準備支援	職業準備支援は、求職中の方、在職者の方、休職中の方に対してひとり一人の状況や希望に合わせて効果的な就職活動(または復職準備)を行うこと、就職後(または復職後)、安定した職業生活を送ることを目指しています。支援期間は最大12週間の間で個別に設定し、講座や作業体験などを通じて、ストレス対処スキルの習得、作業遂行力やコミュニケーション力の向上、自分に合った働き方の検討、障害特性や職場に求める配慮事項、内容の整理等に関する支援を行います。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 京都障害者職業センター TEL 075-341-2666
障害者雇用納付金 制度に基づく助成金	事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、認定・支給要件を満たした事業主に対し独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の予算の範囲内において、助成金が支給されます。 ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者福祉施設設置等助成金 ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 ・企業在籍型職場適応援助者助成金 ・重度障害者等通勤対策助成金	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7481
障害者雇用 納付金制度	法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主又は一定数を超えて障害者を雇用している事業主からの申請に基づき、障害者雇用納付金を財源とした障害者雇用調整金又は報奨金を支給しております。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7478
京都障害者雇用企業 サポートセンター による企業支援	企業に対して、障害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバイスなどを総合的に行い、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進します。 <支援内容> ・アドバイザー派遣事業:各企業を訪問し雇用・定着についての助言・提案 ・障害者雇用啓発事業:企業見学会、セミナー、意見交換会や企業内研修会 ・相談事業:雇用管理・助成制度などに関する専門家による個別相談会や精神障害者の雇用、定着に向けた医学的アドバイス ・在職者セミナー:在職中の方のキャリアアップを支援するセミナー等	京都障害者雇用企業 サポートセンター TEL 075-682-8928 FAX 075-682-8944
京都府障害者雇用 施設整備事業等 事業費補助金	障害者の安定的な雇用確保と就労機会の拡大を図るため、①施設又は設備等の整備 ②定着支援の取組をする事業主に対して、経費の一部を助成します。 <補助対象者> 1 事業完了時、労働者数に法定雇用率2.5%を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)の障害者を雇用する事業主) <例> 労働者数80人の事業主:(80×2.5%=2.0→2人) 2人雇用なら補助対象 労働者数79人の事業主:(79×2.5%=1.98→1人) 2 京都府内に本社があり事業完了時に前項1の要件が未達成の場合は以下の場合に対象となります。 (ア)過去3年間に障害者を雇用していない場合 ⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に補助対象事業主になること (イ)過去3年間に障害者を雇用している場合 ⇒事業完了の年度末までに補助対象事業主になること <対象経費> (ア)設備類の新設 例:スロープや自動ドアの設置 等 (イ)設備類の改修 例:トイレの改修、床の段差解消 等 (ウ)機器の購入 例:パソコン操作補助具、電話音量増幅器 等 (エ)定着支援 例:カウンセラー、臨床心理士等の派遣 等 <助成額> 補助対象経費に次の補助率を乗じて得た額 (上限100万円) ① 従業員1,000人以上の事業主 15% ② 従業員1,000人未満の事業主 30% ※ 国等の類似の制度により助成を受けた金額は補助対象経費から除きます。 ※ その他、特例子会社設立等に関する補助制度があります。	府雇用推進課 TEL 075-682-8913

15. 府営住宅の特定目的優先入居、住宅改修費助成等の制度

制 度	内 容	問い合わせ先
府営住宅への特定目的優先入居	<p>府営住宅の入居基準を満たす方は、特に住宅に困窮する者として、特定目的での優先入居(戸数枠あり)の申請ができる制度があります。</p> <p><対象> 1級～4級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1級～3級の精神障害者及び戦傷病者手帳(恩給法にいう第1款症以上)を有する者が属する世帯</p>	<p>保健所福祉課 (71頁参照)</p> <p>府障害者支援課 TEL 075-414-4599</p>
身体障害者・高齢者向け府営住宅改善事業	<p>障害者、高齢者が居住する府営住宅において、身体障害者等の日常生活をより容易にするため、身体状況に応じた住宅設備等への改善工事を行っています。(毎年6月頃に希望を聴取)</p> <p>また、特定目的による優先募集の入居時にも、希望があった場合、合わせて改善工事を行っています。</p> <p><改善工事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関、浴室、便所への手摺の設置 ・和風便器を洋風便器へ取替 ・段差解消 ・玄関ノブをレバー式に取替 ・回転灯の設置 	<p>■京都府営住宅管理センター 京都地域(京都市西京区を除く) TEL 075-354-1090</p> <p>■乙訓・南丹府営住宅管理センター 乙訓・南丹地域(京都市西京区を含む) TEL 075-382-1091</p> <p>■山城府営住宅管理センター 山城地域 TEL 0774-39-5912※ ※令和8年4月以降</p> <p>■中丹・丹後府営住宅管理センター 中丹・丹後地域 TEL 0773-42-1021</p>
エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)への住み替え	<p>加齢・病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったことにより、エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)の府営住宅等に移転を希望する方について、特定入居による住み替えを行っています。</p>	<p>■京都府営住宅管理センター 京都地域(京都市西京区を除く) TEL 075-354-1090</p> <p>■乙訓・南丹府営住宅管理センター 乙訓・南丹地域(京都市西京区を含む) TEL 075-382-1091</p> <p>■山城府営住宅管理センター 山城地域 TEL 0774-39-5912※ ※令和8年4月以降</p> <p>■中丹・丹後府営住宅管理センター 中丹・丹後地域 TEL 0773-42-1021</p>
住宅改修費給付事業「日常生活用具給付事業」	<p><対象工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便所等への便器の取り替え ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅の改修 <p><対象者> 下肢、体幹又は運動機能障害(乳幼児期以前の病変によるもの)のある身体障害者手帳1・2・3級の者(児)</p>	<p>市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)</p> <p>※市町村によって要件が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。</p>

16. ほっとはあと事業の振興

京都ほっとはあとセンター

名称	京都ほっとはあとセンター	
目的	障害者の社会参加と自立の促進を図るため、府内の授産施設や共同作業所が個々に展開している授産事業の組織化を図り、ほっとはあと(授産)製品の販路拡大や共同受注、製作向上技術事業などを実施することにより、授産事業の振興をめざす。	
創設年度	平成7年4月1日設立	
団体概要	事業所	ハートピア京都7階(〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地)
	会員施設	220施設(障害者就労支援施設等)[令和7.3.末]
事業	1. 販売促進事業 2. 就労支援事業 3. 商品の開発・改良支援 4. 情報提供事業 5. 広報啓発事業	
連絡先	総務部 TEL 075-255-0355 FAX 075-255-0366 ホームページアドレス https://www.kyoto-hoheart.jp/	

「ぶらり嵐山」の常設販売コーナー

名称	ハートプラザKYOTOぶらり嵐山	
設置場所	〒616-8374 京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町18-1	
開設	平成13年4月21日	
営業日	火曜日及び年末年始を除く毎日 10:00~17:00	
連絡先	TEL 075-865-0339	
ぶらり嵐山の施設概要	ほっとはあと(授産)製品販売コーナー以外に名産品・ふるさと産品見本展示コーナー、ギャラリー・多目的展示コーナー、アンテナショップコーナーを設置 土地面積 700.83㎡ 建物面積 398.88㎡ 木造 切妻屋根瓦ぶき一部鋼板ぶき 平屋(一部2階)建て	
面積	展示・販売コーナーの面積 55㎡	

河原町三条名店街常設店舗

名称	ハートプラザKYOTO三条	
設置場所	〒604-8036 京都市中京区三条通寺町東入石橋町14-4	
開設	平成27年10月10日	
営業日	火曜日及び年末年始を除く毎日 10:30~18:30	
面積	136.8㎡(ストックルーム面積を含む)	

ハートピア京都の喫茶コーナー

名称	ハートピア京都喫茶コーナーふれあいサロン喫茶「ぴあ」	
設置場所	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地	
開設	平成13年3月27日	
営業日	土曜・日曜日及び祝日を除く毎日 10:00~16:30	
面積	ハートピア京都1階 ふれあいサロン カウンター6.38㎡	

ひと・まち交流館京都の喫茶コーナー

名称	喫茶ぴあ ひと・まち	
設置場所	〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都	
開設	平成15年6月23日	
営業日	第3火曜日を除く毎日 10:00~17:00	
面積	厨房 17.10㎡ 喫茶 24.15㎡ ほっとはあと(授産)製品販売 31.50㎡	

喫茶 ほっとはあと 御池店

名称	喫茶ほっとはあと 御池店
設置場所	〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町48 西京高校同窓会館1階
開設	平成20年4月29日
営業日	日曜日及び祝日を除く毎日 9:00～18:00
面積	喫茶 180㎡ ほっとはあと製品販売 20㎡

喫茶 ほっとはあと 府庁店

名称	喫茶ほっとはあと 府庁店
設置場所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁職員福利厚生センター1階
開設	平成21年4月23日
営業日	月曜～金曜 11:30～16:00 (開庁日)
面積	喫茶 59.44㎡ 厨房 25.68㎡

17. 障害福祉サービス・障害者支援施設等

(1) 障害福祉サービスの種類

サービスの種類		内 容	問い合わせ先
介護 給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動介護などを総合的にを行います。	
	同行援護	視覚障害により移動がとても困難な方が外出するときに、情報の提供や移動の援護を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出介護を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
訓練 等 給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労選択支援(R7.10.1～)	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、御本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
	就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援などを利用した後に、企業などへ就職した人を対象に、就職後の生活上の課題に対して支援を行います。	
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者に、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	

※ 介護保険の対象となる方(① 65歳以上の者又は②40歳以上で特定の病気により介護が必要になった者)については、原則として介護保険制度の要介護認定(支援)などが必要となります。

◆ 事業所・施設の情報につきましては、下記のホームページにてご確認ください。

京都市内 / 指定障害福祉サービス等事業所一覧

→ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000222003.html>

京都市 保健福祉局障害保健福祉推進室(外部ページ)

京都府内(京都市内含む) / 「障害福祉サービス等情報検索」(ワムネット)

→ <http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E000.do>

(2) 障害児通所・入所支援の種類

支援の種類		内 容	問い合わせ先
通 所 支 援	児童発達支援	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うほか、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対しては、児童発達支援及び治療を行います。	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)
	放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児に対し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
入 所 支 援	福祉型障害児入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。 ・ 肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(重症心身障害児)に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。 	府児童相談所 (71頁参照)
	医療型障害児入所支援		

◆ 事業所・施設の情報につきましては、下記のホームページにてご確認ください。

京都市内 / 指定障害児通所支援事業・入所施設等

→ <http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>

京都市 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課(外部ページ)

京都府内(京都市内含む) / 「障害福祉サービス等情報検索」(ワムネット)

→ <http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

※ ホームページをご覧いただくことができない場合は、市福祉事務所、町村役場、又は京都府健康福祉部障害者支援課までご連絡ください。

18. 身体・知的・精神障害者のための施設サービス、施設等への入所・通所・訓練等

(1) 身体障害者のために

身体障害者のうち、施設に入所(通所)することを希望される方(18歳以上)に、次のような施設があります。入所(通所)を希望される方は、市福祉事務所、町村役場でご相談ください。
なお、施設により入所者本人の収入又は、その主たる扶養義務者の所得により一部負担があります。

1. 身体障害者福祉ホーム

身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対して適した居室等の設備を備え、自立生活を支援することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体 (経営主体)	電話番号 FAX番号
京都福祉ホーム「ひまわり」	京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-2 (〒601-8155)	社会福祉法人(太陽の家)	075-681-1380 075-681-1473
ハイツ竹とんぼ	長岡京市金ヶ原平井24 (〒617-0856)	社会福祉法人(乙訓福祉会)	075-956-1590 FAX共用

2. 身体障害者福祉センター

身体障害者の各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなどの便宜を供与する施設。

名 称	所 在 地	設置主体 (経営主体)	電話番号 FAX番号
京都市洛南身体障害者福祉会館	京都市南区吉祥院西定成町35 (〒601-8321)	京都市社会福祉法人 (京都身体障害者福祉センター)	075-691-2468 075-691-9226
京都市みぶ身体障害者福祉会館	京都市中京区壬生坊城町48-6 (〒604-8804)	京都市社会福祉法人 (京都身体障害者団体連合会)	075-822-0548 075-822-0455
京都市山科身体障害者福祉会館	京都市山科区竹鼻四丁野町34-1 (〒607-8086)	京都市社会福祉法人 (京都身体障害者福祉センター)	075-591-8821 075-591-8831
宇治市総合福祉会館	宇治市宇治琵琶45 (〒611-0021)	宇治市社会福祉法人 (宇治市社会福祉協議会)	0774-22-0600 —
亀岡市総合福祉センター	亀岡市内丸町45-1 (〒621-0864)	亀岡市財団法人 (亀岡市福祉事業団)	0771-24-0294 0771-24-3071
舞鶴市身体障害者福祉センター	舞鶴市字余部下1183-9 (〒625-0083)	舞鶴市	0773-63-3008 0773-62-9546

3. 点字図書館

点字刊行物、視覚障害者用の録音物の貸出及び閲覧等の視覚障害者の利用に供することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体 (経営主体)	電話番号 FAX番号
京都ライトハウス情報ステーション	京都市北区紫野花ノ坊町11 (〒603-8302)	社会福祉法人 (京都ライトハウス)	075-462-4426 075-462-4434
丹後視力障害者福祉センター	京丹後市網野町網野3081 (〒629-3101)	社会福祉法人 (丹後視力障害者福祉センター)	0772-72-0609 FAX共用

4. 点字出版施設

点字刊行物を出版することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体（経営主体）	電話番号 FAX番号
京都ライトハウス情報製作センター	京都市北区紫野花ノ坊町11（〒603-8302）	社会福祉法人 （京都ライトハウス）	075-462-4446 075-462-4449
紫野点字社	京都市西京区大枝東長町1-67（〒610-1111）	社会福祉法人 （京都視覚障害者支援センター）	075-333-0171 075-333-0172

5. 聴覚障害者情報提供施設

字幕(手話)入りビデオカセットの製作及び貸出等の聴覚障害者の利用に供することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体（経営主体）	電話番号 FAX番号
京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2（〒604-8437）	京都市 社会福祉法人 （京都聴覚言語障害者福祉協会）	075-841-8336 075-841-8311
京都府聴覚言語障害センター	城陽市寺田林ノ口11-64（〒610-0121）	社会福祉法人 （京都聴覚言語障害者福祉協会）	0774-30-9000 0774-55-7708

(2)精神障害者のために

1. 精神障害者福祉ホーム

一定程度の自活能力があり、家庭環境等により住居の確保が困難な精神障害者等に対し、一定期間利用させることにより、生活の場を与えるとともに社会復帰のための必要な指導等を行う施設。

名 称	所 在 地	設置主体（経営主体）	電話番号 FAX番号
ひびあらた	京都市伏見区深草泓ノ壺町36-1（〒612-8435）	社会福祉法人（フジの会）	075-645-5050 075-645-5095
聖荘	京都市右京区西院東今田町27-4（〒615-0002）	社会福祉法人 （京都ハチの会）	075-316-4470 FAX共用

※障害者総合支援法第77条に定める市町村の行う地域生活支援事業として実施

2. こころのサポートふれあい交流サロン

障害のある方もない方も地域で共に生活し、集いふれあう場所として、サロンを設置し、精神障害のある方の地域交流の場を確保するとともに、生活情報の提供・交換、日常生活の相談など多様な活動の場を提供しています。
こころの病のある人、地域住民、ボランティア活動を希望する人など、どなたでも利用していただけます。
利用規則（ルール）等は、各サロンにより異なりますので、各サロンにお尋ねください。

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
YOUYOU館	京都市北区小山下初音町14-4（〒603-8173）	075-495-6082 075-495-6095
恒河沙	京都市北区紫野下鳥田町17-1（〒603-8175）	075-493-1953 FAX共用
はんなり上京	京都市上京区丸太町通堀川西入西丸太町185番地 京都二条ハイツ2階 （〒602-8148）	075-755-7017 FAX共用
ここサポ・ルーム	京都市左京区下鴨梅ノ木町7番地1（〒606-0851）	075-201-8073 FAX共用
ふれあいサロン円町	京都市中京区西ノ京北円町10 円町ビル2階（〒604-8462）	075-465-1179 FAX共用
こころのサポートふれあい交流サロン 「なごやかサロン」	京都市中京区壬生東高田町1番地の20 COCO・てらす 4階 （〒604-8845）	075-323-3204 075-323-3220
るまんやましな	京都市山科区東野門口町1番地2（〒607-8154）	075-644-5148 075-591-4679
コミュニティサロンふう	京都市下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町534 ジョイント・ほっと内 （〒600-8033）	075-353-2145 075-353-2165
ふれあい交流サロンてあとろ	京都市右京区常盤窪町18 にしがきビル2階（〒616-8224）	075-873-1776 075-862-4061
ふれあいサロンたんぽぽ	京都市西京区大原野東境谷町2-5-9 洛西センタービル（〒610-1143）	075-333-5802 FAX共用
ふれあい交流サロン「にしきょう」	京都市西京区上桂宮ノ後町39（〒615-8227）	075-392-1088 075-392-0268
ふれあいサロンつばさ	京都市伏見区榎形町458-1（〒612-8075）	075-611-2515 FAX共用

3. 精神科デイケア実施機関(デイ・ナイトケア含む)

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケシ山1 (〒603-8041)	075-781-1131 075-722-9400
なかのうクリニック	京都市北区紫竹上梅ノ木町17-5 (〒603-8179)	075-495-2346 —
つばき医院	京都市上京区上御霊前通烏丸東入上御霊前町410 (〒602-0895)	075-411-1011 075-411-1020
ひろこ心の診療所	京都市上京区烏丸通上立売下る御所八幡町110番地14 烏丸今出川ビル5階	075-415-5151 075-415-5152
京都民医連あすかい病院	京都市左京区田中飛鳥井町89 (〒606-8226)	075-701-6111 075-781-9892
北山通ソウクリニック ※	京都市左京区松ヶ崎小脇町8-2 (〒606-0957)	075-706-8500 —
三幸会第二北山病院	京都市左京区岩倉上蔵町161 (〒606-0017)	075-791-2137 075-702-2631
京都大学医学部附属病院 デイ・ケア診療部	京都市左京区聖護院川原町54 (〒606-8397)	075-751-3111 — 075-751-3393
川越病院	京都市左京区浄土寺馬場町48 (〒606-8412)	075-771-2972 —
上田リハビリテーション診療所 ※	京都市左京区岡崎徳成町20-6 (〒606-8351)	075-751-1141 —
稲門会いわくら病院	京都市左京区岩倉上蔵町101 (〒606-0017)	075-711-2171 075-722-7898
ウエノ診療所	京都市左京区田中上柳町2-1 (〒606-8205)	075-722-6608 —
高木神経科医院	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町546 都ビル2F (〒604-0845)	075-222-0450 075-255-0130
京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30 京都市地域リハビリテーション推進センター建物 内 (〒604-8854)	075-314-0510 075-314-0504
まるいクリニック	京都市中京区室町通三条下る烏帽子屋町493 (〒604-8165)	075-253-1808 —
杉本医院からすま錦メンタルクリニック 復職支援ワークからすま	京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町652 烏丸ハイメディックコート2F (〒604-8152)	075-256-2151 075-256-8417 075-255-7176 (直通)
はせがわこどもクリニック	京都市中京区三条通油小路東入塩屋町49 JSPビル3階	075-254-8626 075-254-8627
竹村診療所	京都市山科区御陵封ジ山町7-71 (〒607-8422)	075-593-1051 075-594-4810
安東医院	京都市下京区間之町通下珠数屋町上る西玉水町279 (〒600-8155)	075-344-6016 075-344-6076
栄仁会京都駅前メンタルクリニック	京都市下京区七条通烏丸東入真苧屋町195 福井ビル5F (〒600-8211)	075-344-5900 —
第二上田リハビリテーション診療所※	京都市南区唐橋堂ノ前町49-2 (〒601-8452)	075-662-6077 —
おくい診療所	京都市右京区嵯峨野開町8-60 (〒616-8313)	075-873-3515 —
三幸会うずまさクリニック	京都市右京区太秦森ヶ西町12-3 (〒616-8106)	075-871-3100 075-871-3101
京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120 (〒612-8416)	075-641-1890 075-641-1819
桜花会醍醐病院	京都市伏見区石田大山町72 (〒601-1433)	075-571-0030 —
里地会クリニック	京都市伏見区醍醐高畑町57-8 (〒601-1375)	075-571-6622 —
長岡ヘルスセンター(長岡病院)	長岡京市友岡4丁目18-1 (〒617-0843)	075-951-9201 —
西山病院	長岡京市今里5丁目1-1 (〒617-0814)	075-955-2211 075-951-7020
桜花会クリニック	京都市伏見区醍醐高畑町30-1-2-23 パセオダイゴロー 西館2階(〒601-1375)	075-575-2121 —
京都ならびがおか病院	京都市右京区常盤古御所町2番地(〒616-8214)	075-881-3186 —

※ 認知症患者のみ

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
京都府立洛南病院	宇治市五ヶ庄広岡谷2 (〒611-0011)	0774-32-5900 FAX共用
宇治おうばく病院	宇治市五ヶ庄三番割32-1 (〒611-0011)	0774-32-8111 —
近藤精神科診療所	宇治市木幡南山畑37-5 (〒611-0002)	0774-33-3691 0774-33-3647
五十嵐こころのクリニック 精神科デイケア リサーチ	京田辺市河原神谷7-1 2F (〒610-0361)	0774-68-2201 — 0774-68-2203
瀬尾医院	亀岡市篠町見晴1丁目8-3 (〒621-0824)	0771-22-0802 —
クリニック「もみじ」	亀岡市余部町清水26番地1 (〒621-0806)	0771-22-7516 0771-22-7666
もみじヶ丘病院 ※	福知山市荒木3374 (〒620-0879)	0773-22-2288 0773-22-0175
クリニック「まほら」	福知山市駅南町2-188 (〒620-0940)	0773-22-6123 0773-22-6212
独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	舞鶴市字行永2410 (〒625-8502)	0773-62-2680 0773-63-5332
東舞鶴医誠会病院	舞鶴市字大波下小字前田765-16 (〒625-0007)	0773-62-3606 0773-63-8107

※ 認知症疾患のみ

19. 相談したいときは

相談したい内容がありましたら、お気軽に下記の機関にお問い合わせください。
次ページに相談窓口の一覧表があります。

内 容	窓 口
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けたいとき 障害者支援施設等への入所や通所について相談したいとき 自立支援医療(更生医療)の公費負担を受けたいとき 特別障害者手当、障害児福祉手当を受けたいとき 補装具や日常生活用具の給付を受けたいとき 障害者のためのホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣を受けたいとき 身体障害者相談員、知的障害者相談員に相談したいとき 知的障害児者の日常生活、進路について相談したいとき 療育手帳の交付を受けたいとき 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたいとき 自立支援医療(精神通院)の公費負担を受けたいとき 通院中の精神障害者の社会適応訓練について相談したいとき 	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(難病患者を含む)に係る補装具の相談をしたいとき (※予約制になっていますので、市福祉事務所又は町村役場を通じてお申し込みください。) 	家庭支援総合センター 障害相談係 (旧 身体障害者更生相談所) TEL 075-531-9608
<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳について相談したいとき 知的障害者の医学的、心理学的、社会学的判定に基づく指導等を受けたいとき (※予約制になっていますので、市福祉事務所又は町村役場を通じてお申し込みください。) 	家庭支援総合センター 障害相談係 (旧 知的障害者更生相談所) TEL 075-531-9608
<ul style="list-style-type: none"> 障害児の福祉について相談したいとき 医学的、心理学的、教育学的、社会学的判定に基づく指導や助言を受けたいとき、18歳未満で施設入所などの相談がしたいとき 	家庭支援総合センター 南部家庭支援センター (宇治児童相談所) (宇治児童相談所京田辺支所) 北部家庭支援センター (福知山児童相談所) (71頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> こころの健康やアルコール関連問題について専門的な相談をしたいとき 	保健所(68頁参照) 精神保健福祉総合センター TEL 075-641-1810 こころの健康相談電話 TEL 075-645-5155
<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりについて相談したいとき 	ひきこもりの相談電話 (家庭支援総合センター) TEL 075-531-5255
<ul style="list-style-type: none"> 児童・思春期、薬物依存症、若年性認知症、重症うつなどの専門的な精神医療に関する相談をしたいとき 	京都府こころのケアセンター TEL 0774-32-5885
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児・者の方の支援について相談したいとき 	発達障害者支援センター 各発達障害者圏域支援センター 各発達障害児支援拠点 (96頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害を含む教育相談及び就学等について相談したいとき 	各府立特別支援学校 地域支援センター 91頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害に関する相談について 	リハビリテーション支援センター TEL 075-221-2611 北部リハビリテーション支援センター TEL 0773-75-7556
<ul style="list-style-type: none"> 障害がある方の仕事について相談したいとき 	各公共職業安定所(72頁参照) 京都障害者職業相談室等 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」 (92頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 財産管理や権利侵害、施設や職場、日常生活上の問題などについて相談したいとき 	京都府障害者相談センター TEL 075-702-1190
<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とした不利益な取扱いや、合理的配慮などに関する相談について 	広域専門相談員 (府障害者支援課内) TEL 075-414-4609 FAX 075-414-4597(課と共通) E-mail: kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp
<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等についてどこに相談したらよいかわからないとき 	京都府医療的ケア児等 支援センター TEL 075-414-5120
<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラー問題についてどこに相談したらよいかわからないとき 	京都府ヤングケアラー 総合支援センター TEL 075-662-2840
<ul style="list-style-type: none"> その他障害児・者の方々の様々な生活相談について 	各障害児・者団体(94頁以降参照) 障害者就業・生活支援センター (74頁参照)

20. 相談窓口一覧

お近くの相談機関へお問い合わせください。

市福祉事務所・町村役場	電話番号		保健所(広域振興局健康福祉部)	児童相談所
	電話番号	FAX番号		
京都市 区役所・支所	—	—	保健福祉センター 障害保健福祉課 ※各区役所・支所の電話番号は P98(21.障害者虐待)を参照	
向日市福祉事務所	075-931-1111	075-932-0800	京都府乙訓保健所 TEL 075-933-1151 FAX 075-932-6910 〒617-0006 向日市上植野町馬立8	京都府家庭支援総合センター TEL 075-531-9600 FAX 075-531-9610 〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185-1
長岡京市福祉事務所	075-955-9710	075-952-0001		
大山崎町	075-956-2101	075-957-4161		
宇治市福祉事務所	0774-22-3141	0774-22-7117	・京都府山城北保健所 TEL 0774-21-2191 FAX 0774-24-6215 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 ・綴喜分室 TEL 0774-63-5745 FAX 0774-62-6416 〒610-0331 京田辺市田辺明田1	京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所) TEL 0774-44-3340 FAX 0774-44-3371 〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻13-1
城陽市福祉事務所	0774-56-4033	0774-56-3999		
久御山町	075-631-9902 0774-45-3902	075-632-5933		
八幡市福祉事務所	075-983-2129	075-972-2520		
京田辺市福祉事務所	0774-64-1372	0774-63-5777		
井手町	0774-82-6165	0774-82-5055	京都府山城南保健所 TEL 0774-72-4300 FAX 0774-72-8412 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所京田辺支所) TEL 0774-68-5520 FAX 0774-65-1500 〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰18-1
宇治田原町	0774-88-6635	0774-88-3231		
木津川市福祉事務所	0774-75-1211	0774-75-2083		
笠置町	0743-95-2303	0743-95-3021		
和束町	0774-78-3006	0774-78-2799		
精華町	0774-95-1904	0774-95-3974		
南山城村	0743-93-0103	0743-93-0444		
亀岡市福祉事務所	0771-25-5031 0771-25-5189	0771-25-5511	京都府南丹保健所 TEL 0771-62-4751 FAX 0771-63-0609 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	京都府家庭支援総合センター TEL 075-531-9600 FAX 075-531-9610 〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185-1
南丹市福祉事務所	0771-68-0007	0771-68-1166		
京丹波町	0771-82-1800	0771-82-0446		
福知山市福祉事務所	0773-24-7017	0773-22-9073	京都府中丹西保健所 TEL 0773-22-5744 FAX 0773-22-4350 〒620-0055 福知山市篠尾新町一丁目91	京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所) TEL 0773-22-3623 福知山市字堀小字内田1939-1
綾部市福祉事務所	0773-42-4254	0773-42-8953	京都府中丹東保健所 TEL 0773-75-0805 FAX 0773-76-7746 〒624-0906 舞鶴市宇倉谷1350-23	
舞鶴市障害福祉・国民年金課	0773-66-1033	0773-62-7957		
宮津市福祉事務所	0772-45-1622	0772-22-8438	京都府丹後保健所 TEL 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	
与謝野町	0772-43-9021	0772-42-0528		
伊根町	0772-32-0504	0772-32-1009		
京丹後市福祉事務所	0772-69-0320	0772-62-1156		

<京都労働局・公共職業安定所(ハローワーク)一覧>

公共職業安定所	管轄区域	所在地	電話番号
京都労働局職業安定部 職業対策課		京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-275-5424
京都労働局助成金センター	京都西陣所及び京都七条所・伏見所・宇治所・京都田辺所の管轄区域	京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階	075-241-3269
京都西陣公共職業安定所	京都市のうち 上京区、北区、左京区 中京区、右京区、 (烏丸御池庁舎) 西京区、亀岡市、 南丹市、船井郡	京都市上京区大宮通中立売下ル和水町 439-1	075-451-8609
(園部出張所)	亀岡市、船井郡、 南丹市、 京都市右京区京北	京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町552 明治安田生命京都ビル1階	0771-62-0246
京都七条公共職業安定所	京都市のうち下京区 南区、東山区、山科区、 長岡京市、向日市、 乙訓郡	京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803	075-341-8609
京都障害者職業相談室	京都西陣、京都七条、伏見、宇治及び京都田辺管内	京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803	075-341-2626
京都ジョブパーク ハローワークコーナー	京都府地域	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階	075-682-8609
京都わかもの ハローワーク			075-278-8609
京都新卒応援 ハローワーク	京都市内及び 京都府南部地域		075-280-8614
伏見公共職業安定所	京都市のうち伏見区、 八幡市	京都市伏見区風呂屋町232	075-602-8609
宇治公共職業安定所	宇治市、城陽市、 久世郡、綴喜郡のうち 宇治田原町	宇治市宇治池森16-4	0774-20-8609
京都田辺公共職業安定所	京田辺市、綴喜郡のうち 井手町、相楽郡、 木津川市	京田辺市田辺中央2丁目1-23	0774-65-8609
(木津出張所)	木津川市、相楽郡のうち 笠置町、和東町、 南山城村	木津川市木津駅前一丁目50番地 木津地方合同庁舎1階	0774-73-8609
福知山公共職業安定所	福知山市、綾部市	福知山市東羽合町37	0773-23-8609
(綾部出張所)	綾部市	綾部市宮代町宮ノ下23	0773-42-8609
舞鶴公共職業安定所	舞鶴市	舞鶴市字西小字西町107-4	0773-75-8609
峰山公共職業安定所	宮津市、京丹後市、 与謝郡	京丹後市峰山町杉谷147-13	0772-62-8609
(宮津出張所)	宮津市、与謝郡	宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階	0772-22-8609

<税務署一覧>

税務署	管轄区域	所在地	電話番号
上京税務署	京都市のうち 北区、上京区	〒602-8555 京都市上京区一条通西洞院東入 元真如堂町358	075-441-9171
左京税務署	京都市のうち 左京区	〒606-8555 京都市左京区聖護院円頓美町18	075-761-5371
中京税務署	京都市のうち 中京区	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075-842-1601
東山税務署	京都市のうち 東山区、山科区	〒605-0914 京都市東山区渋谷通大和大路東入 下新シ町339-5	075-561-1131
下京税務署	京都市のうち 下京区、南区	〒600-8181 京都市下京区間之町五条下ル大津町8	075-351-9161
右京税務署	京都市のうち 右京区、西京区、 向日市、長岡京市、乙訓郡	〒615-0007 京都市右京区西院上花田町10番地1	075-311-6366
伏見税務署	京都市のうち 伏見区	〒612-0084 京都市伏見区鍵屋町	075-641-5111
福知山税務署	福知山市、綾部市	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
舞鶴税務署	舞鶴市	〒624-0913 舞鶴市字上安久240番地	0773-75-0801
宇治税務署	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡	〒611-8588 宇治市大久保町井ノ尻60-3	0774-44-4141
宮津税務署	宮津市、与謝郡	〒626-8571 宮津市字鶴賀2070-14	0772-22-3271
園部税務署	亀岡市、南丹市、船井郡	〒622-8501 南丹市園部町小山東町平成台1号11	0771-62-0340
峰山税務署	京丹後市	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147番地12	0772-62-0460

※ 来署によるご相談は、上記の各税務署に事前予約を行ってください。

<年金事務所一覧>

年金事務所	管轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
上京年金事務所	京都市のうち 北区、上京区、左京区	〒603-8522 京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	075-415-1165	075-441-5038
京都西年金事務所	京都市のうち 右京区、西京区、 亀岡市、向日市、 長岡京市、南丹市、 乙訓郡、船井郡	〒615-8511 京都市右京区西京極南大入町81	075-323-1170	075-314-8638
京都南年金事務所	京都市のうち 伏見区、 宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 木津川市、久世郡、 綴喜郡、相楽郡	〒612-8558 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165	075-641-8738
下京年金事務所	京都市のうち 下京区、南区	〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上る 榎木町308	075-341-1165	075-341-4438
中京年金事務所	京都市のうち 中京区、東山区、山科区	〒604-0902 京都市中京区土手町通竹屋町下る鉾田町 287	075-251-1165	075-223-0238
舞鶴年金事務所	舞鶴市、福知山市、 綾部市、宮津市、 京丹後市、与謝郡	〒624-8555 舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165	0773-76-8938

※ 年金相談・お手続きの際は、事前にご予約のうえ、ご来所ください。
(予約受付専用ダイヤル 0570-05-4890)

<障害者就業・生活支援センター一覧>

圏域	名称	所在地	活動区域	電話番号	FAX番号
京都	京都障害者就業・生活支援センター	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター4階	京都市北区・ 上京区・左京区・ 中京区・東山区・ 山科区・下京区・ 右京区・西京区	075-702-3725	075-702-3732
	しょうがい者就業・生活支援センター はあとふる アイリス	京都市南区東九条下殿田町 70番地 京都テルサ西館3階	京都市 南区・伏見区	075-682-8911	075-682-8943
乙訓	しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	長岡京市神足2丁目3番1号 バンビオ1番館7階	向日市、長岡京市、 大山崎町	075-952-5180	075-952-5175
山城北	障害者就業・生活支援センター はびねす	宇治市宇治蔭山9-11	宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、 宇治田原町	0774-23-0280	0774-23-0281
山城南	しょうがい者就業・生活 支援センター「あん」	木津川市木津駅前1-10	木津川市、笠置町、 和束町、精華町、南 山城村	0774-71-0701	0774-71-0705
南丹	なんたん障害者就業・ 生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑 16-19 総合生活支援センター しょうかえん内	亀岡市、南丹市、 京丹波町	0771-24-2181	0771-20-1246
中丹	障害者就業・生活支援センター Ship	福知山市三和町千束609-3	福知山市、舞鶴市、 綾部市	050-3827-2237	0773-58-2075
丹後	障害者就業・生活支援センター こまち	京丹後市大宮町周枳1-1	宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	0772-68-0005	0772-68-0017

<一般相談支援>

地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行、住居確保、関係機関との調整等を行います。

地域定着支援：居宅において、単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

京都府内の指定相談支援事業者一覧(一般相談支援:地域移行支援、地域定着支援)

圏域	名称	所在地	電話番号	FAX番号
京 都 市	恒河沙相談支援事業所	京都市北区大宮釈迦谷3-22	075-493-4053	075-493-4053
	京都市北部障害者地域生活支援センターほくほく	京都市北区紫野花ノ坊町11番地	075-462-0808	075-462-0885
	相談支援事業所 ヒヤシンス	京都市左京区下鴨前萩町19	075-707-1008	075-706-8017
	相談支援事業所リアン	京都市北区鷹峯木ノ畑町89番地プレステージ 北山103	075-491-5677	075-491-5678
	支援相談 Blossam・ピノ	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町12-1ラフォー レ上賀茂302号	075-606-5297	075-606-5298
	相談支援事業所oasis	京都市北区小山下初音町57番地	075-492-7001	075-492-7002
	京都市中部障害者地域生活支援センター「にしじん」	京都市上京区三軒町71-14	075-417-1630	075-451-3619
	居宅介護サービス 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077	075-494-0066
	相談支援事業所京都市育成会	京都市右京区西京極新明町38-3	075-322-1074	075-322-1071
	相談支援事業所しほふあーれ	京都市上京区東天秤町140-3	075-406-0805	075-406-0855
	こころと暮らしの相談室TOMO	京都市上京区役人町252 ジュネスイン堀川3 02	090-3782-7330	
	京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2番地	075-841-8337	075-841-8312
	暖れん	京都市南区東九条南烏丸町10番地	075-662-2022	075-662-2040

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」	京都市中京区壬生東高田町1番地の20	075-323-3203	075-323-3220
	相談支援事業所おんぶに・だっこ	京都市中京区壬生松原町51-1	075-323-7984	075-323-7983
	陽	京都市中京区下瓦町581番地三原ビル1階	075-821-6501	075-821-6501
	相談支援事業所ピア・クラージュ	京都市伏見区小栗栖小阪町97番地	080-4161-3261	075-468-1536
	相談支援事業所ぱれっと	京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町720 光悦ビル5階南東室	075-708-3354	075-708-3478
	オールマイト	京都市下京区西七条東御前田町13シャリマー 五条101号室	075-950-7177	075-950-7175
	京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」	京都市南区吉祥院西定成町29-2	075-692-1139	075-692-2239
	相談支援事業所エルファ	京都市南区東九条北松ノ木町12	075-644-4177	075-644-4188
	くすり屋のケアショップ	京都市南区東九条烏丸町35番地	075-661-7677	075-661-7714
	Bonds	京都市伏見区桃山町大島25-126	075-366-9791	075-366-9792
	相談支援センターほほえみ	京都市南区東九条南山王町35番地2EVERH OMES京都駅南102号室	090-1646-4575	
	相談支援事業所おてんしあ	京都市南区唐橋高田町31-9クラルテ31 1 階	075-585-6228	075-585-6276
	京都市北部障害者地域生活支援センター「きらリンク」	京都市左京区浄土寺上馬場町117-1ファー イースト白川通 1階中	075-752-0106	075-752-0107
	医療法人三幸会生活サポートセンター・相談支援事業所北 山	京都市左京区岩倉上蔵町158番地	075-791-2277	075-721-1821
	自立生活センタースリーピース	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町 223番地ルシエル三条大橋106号	075-751-2711	075-275-8736
	あゆみ	京都市左京区静市野中町311番地	075-741-1919	075-741-2211
	相談支援事業所 アイル	京都市左京区松ヶ崎雲路町17番地1AIM北山 3-北	075-741-6147	075-741-6157
	京都エッセンシャル・ワークス こころの相談室	京都市左京区松ヶ崎小脇町7番地	050-5472-9545	
	相談支援事業所ななか	京都市左京区岩倉長谷町664番地34	070-1357-2034	075-708-6472
	京都市北部障害者地域生活支援センター「らしく」	京都市左京区高野蓼原町43-1	075-705-2850	075-703-2705
	京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」	京都市右京区山ノ内北ノ口町5番地1ラ・ポー ム田中1階	075-813-1922	075-813-1922
	指定一般・特定相談支援事業所 アルクプラス	京都市右京区太秦安井東裏町8-1	075-201-4321	075-201-4321
	相談支援ステーション宝康	京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町4 63番地	075-551-2345	075-551-2347
	京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-604-6159	075-604-6155
	京都市南部障害者地域生活支援センター「ふかくさ」	京都市伏見区深草石橋町18-1墨染まちとく らしセンター内	075-641-2560	075-642-3893
	京都市南部障害者地域生活支援センター「かけはし」	京都市伏見区両替町9丁目275-1	075-605-5752	075-605-5465
	京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」	京都市伏見区醍醐高畑町30-1パセオ・ダイ ゴロー西館4階	075-634-5568	075-634-5574
	障害児(者)相談支援センター リーふ	京都市伏見区日野西川類4番地2	075-575-2411	075-575-2412
	京都府立桃山学園相談支援事業所	京都市伏見区桃山町遠山50	075-602-2446	075-602-2448
	相談支援事業所ひといろ	京都市伏見区竹田段川原町239番地エミネ ス善405号室	075-634-8703	075-606-7403
相談支援事業所『らふ』	京都市伏見区深草泓ノ壺町17-100	075-642-3884	075-632-9327	
障がい児・者相談支援センター「いまじん」	京都市伏見区桃山町泰長老175番シャルム世 光101号室	075-585-3217	075-585-3218	
相談支援事業所はんなり	京都市伏見区御駕籠町91 伏見ふれあい未来 館2階	075-611-2511	075-611-2509	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	ソーシャルワーク事務所 つむぐ	京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza丹波橋105号室	075-644-7206	075-644-7306
	訪問介護アイナ	京都市南区久世上久世町530-1メゾン桂川1 01号室	075-585-3117	075-585-3118
	もも	京都市伏見区加賀屋町731番地 ノーブル伏 見1階	075-366-9547	075-366-9548
	相談支援事業所スローハンドケア	京都市伏見区阿波橋町414	075-366-9078	075-366-9079
	京都市西部障害者地域生活支援センター「らくさい」	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5-9洛 西センタービル305	075-335-0063	075-331-1612
	京都市西部障害者地域生活支援センター 西京	京都市西京区上桂宮ノ後町39	075-392-1051	075-392-0268
	相談支援事業所ふくにし	京都市西京区大枝南福西町2丁目6-8	075-201-3261	075-201-8952
	計画相談支援事業所ひまわり	京都市西京区桂徳大寺北町57-401	075-382-1205	075-382-1215
	TemTem	京都市西京区嵐山朝月町45-20	075-874-2918	075-874-2928
	京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」	京都市山科区竹鼻外田町8番地エスポワール 京都101号	075-591-8856	075-502-0084
	京都市東部障害者地域生活支援センター「からしだねセン ター」	京都市山科区勸修寺東出町75	075-574-2800	075-574-0025
	道のかけはし	京都市山科区大宅沢町124	075-205-2218	075-593-6885
	訪問看護ステーション ナース原 相談支援センター	京都市山科区勸修寺泉玉町6-3	075-600-9524	075-600-9525
乙 訓	相談支援室 のこのこ	長岡京市今里西ノ口17-9	075-952-0888	075-952-0889
	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	長岡京市神足2-3-1長岡京市総合交流セン ター2F長岡京市総合生活支援センター内	050-7105-8508	050-7105-8508
	相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル	長岡京市調子2丁目5番7号	075-956-2543	075-956-2547
	こらぼねっと	長岡京市長岡1丁目13-9	075-953-4452	075-953-4457
	乙訓ひまわり園 相談支援事業所	向日市上植野町五ノ坪11-1	075-935-0101	075-935-7072
山 城 北	宇治市障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441	0774-32-8459
	宇治市聴覚障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441	0774-32-8459
	社会福祉法人同胞会 指定相談支援センター kokua(コク ア)	宇治市伊勢田町南山49番地2の1	0774-20-4080	0774-20-2230
	医療法人栄仁会 相談支援事業所 おうばく	宇治市六地藏奈良町56番地ヤマムラビル2階C 号	0774-74-8900	0774-74-8906
	相談支援 まきしまてくてく	宇治市伊勢田町南遊田42-1	0774-25-6360	0774-25-7093
	天ヶ瀬寮相談支援事業所	宇治市白川東山15番地	0774-22-2000	0774-24-4444
	障害者支援センターじゃすと	宇治市宇治蔭山9番地11	0774-23-0288	0774-23-0289
	野風	宇治市木幡南山80番11、12合地	0774-74-8148	0774-74-8149
	サポートことのは	綴喜郡宇治田原町郷之口中林13番地1	0774-66-2003	0774-66-2679
	障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981	0774-55-5982
	聴覚障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981	0774-55-5982
	障害児(者)地域療育支援センター ういる	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-54-3109	0774-55-5982

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
山 城 北	相談支援事業所 みんななかま	城陽市寺田垣内後69-1	0774-55-5583	0774-46-9511
	相談支援事業所「TOMO」	城陽市中芦原	0774-56-2902	0774-56-2903
	相談支援事業所 Equal	城陽市観音堂甲畑92番地3	0774-66-4723	0774-66-4724
	相談支援事業所Mahalo	八幡市男山金振6-6	075-874-6759	075-874-6769
	八幡市障がい者生活支援センター803	八幡市八幡女郎花30番地1	075-983-8039	075-971-6011
	相談支援事業所 Tomari	八幡市男山笹谷2番地 A-BOC24	075-972-2028	075-925-8667
	京田辺市障害者生活支援センターふらっと	京田辺市河原食田10-23 福味ビル2階	0774-68-1070	0774-68-1071
山 城 南	相楽聴覚言語障害センター	木津川市木津上戸15番地	0774-75-2030	0774-72-6862
	障害者相談支援センター いづみ	木津川市木津清水27-9	0774-66-3521	0774-66-3531
	しょうがい者生活支援センター「あん」	木津川市山城町平尾横手43番地1	0774-86-2312	0774-86-5377
	ぷわり	木津川市相楽城下18-1	0774-73-3222	0774-73-3304
南 丹	松花苑生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19	0771-20-1262	0771-20-1246
	亀岡市障害者相談支援センターお結び	亀岡市安町釜ヶ前19-1	0771-24-9193	0771-24-9194
	障害者生活支援センターこひつじ	南丹市園部町横田前11番地	0771-68-1567	0771-68-1121
	アットホーム相談支援センター園部	南丹市園部町小山東町西山11-2	0771-68-1221	0771-68-1222
中 丹 西	社会福祉法人みつみ福祉会 生活サポートセンターとも	福知山市堀345番地	0773-23-1245	0773-22-9150
	地域生活支援センターふきのとう	福知山市市中ノ100番地の12	0773-24-1417	0773-24-6233
	障がい児・者地域・家庭相談支援センター【てくてく】	福知山市末広町1丁目1番1中川ビル1階102号室	0773-23-7123	0773-23-7088
中 丹 東	生活支援センター「えがお」	綾部市青野町西青野18番地	0773-43-3553	0773-43-3556
	舞鶴市障害者生活支援センター	舞鶴市余部下1183番地の9	0773-65-4100	0773-62-9546
	障害者地域生活支援センターほのぼの屋	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦202番地56	0773-66-7707	0773-64-0002
	地域生活支援センターみずなぎ	舞鶴市鹿原772番地の1	0773-64-3766	0773-64-3658
丹 後	障害者生活支援センター結 与謝野町障害者相談支援事業所結	与謝郡与謝野町算所18-1	0772-44-1566	0772-42-0614
	障害者生活支援センター結 障害者相談支援事業所結	宮津市字浜町3012番地宮津市福祉・教育総合プラザ内	0772-20-1222	0772-20-4008
	障害者生活支援センターかもめ	宮津市惣397番地 宮津サンホーム内	0772-20-2011	0772-20-2022
	障害者生活支援センター結 京丹後市障害者相談支援事業所結	京丹後市峰山町杉谷987番地の1	0772-69-1040	0772-62-0322
	障害者地域生活支援センターもみの木	京丹後市峰山町新町2015-2	0772-69-5059	0772-62-3059

<特定相談支援>

障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、サービス等利用計画の作成を行います。支給決定後は、一定期間ごとにモニタリングを行います。

京都府内の指定相談支援事業者一覧(特定相談支援:計画相談支援)

圏域	名称	所在地	電話番号	FAX番号
京 都 市	恒河沙相談支援事業所	京都市北区大宮釈迦谷3-22	075-493-4053	075-493-4053
	楓(かえで)	京都市北区北野東紅梅町6番地1	075-462-7621	075-464-2760
	京都市北部障害者地域生活支援センターほくほく	京都市北区紫野花ノ坊町11番地	075-462-0808	075-462-0885
	特定相談支援事業所 コイノニア	京都市北区大宮開町21番地	075-432-8717	075-432-8718
	ひらぎの相談支援事業所	京都市北区上賀茂中山町16番地	075-701-6188	075-701-6388
	相談支援ひろば	京都市北区北野紅梅町85番地弥生マンション内	075-465-4130	075-465-4151
	特定相談支援事業所グループホーム北部支援センター	京都市北区紫野上築山町30-1	075-441-5555	075-441-5555
	特定相談支援事業所 京都市紫野障害者授産所	京都市北区紫野雲林院町44-1京都市北合同福祉センター1F	075-492-8821	075-491-2138
	相談支援 しらかわ	京都市北区鷹峯北鷹峯町1番地	075-492-3609	075-493-5199
	相談支援事業所くじら雲	京都市北区紫野下門前町9-4	075-493-9280	075-463-9280
	西陣工房特定相談支援事業所	京都市北区大將軍東鷹司町109番地の1	075-462-9101	075-468-9122
	相談支援事業所 ヒヤシンス	京都市左京区下鴨前萩町19	075-707-1008	075-706-8017
	相談支援事業所リアン	京都市北区鷹峯木ノ畑町89番地プレステージ北山103	075-491-5677	075-491-5678
	支援相談 Blossam・ピノ	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町12-1ラフォーレ上賀茂302号	075-606-5297	075-606-5298
	計画相談支援室 つづる	京都市北区出雲路立テ本町108Noir et Blanc103号室	090-4298-1767	075-320-1759
	相談支援事業所はーばーらいと	京都市北区紫野西藤ノ森町4-5プチフリーズ1F	090-2205-0986	050-3488-7699
	相談支援事業所oasis	京都市北区小山下初音町57番地	075-492-7001	075-492-7002
	京都市中部障害者地域生活支援センター「にしじん」	京都市上京区三軒町71-14	075-417-1630	075-451-3619
	居宅介護サービス 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077	075-494-0066
	相談支援事業所京都會成会	京都市右京区西京極新明町38-3	075-322-1074	075-322-1071
相談支援事業所 きずな	京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430-3	075-417-3410	075-441-5291	
上京ワークハウス	京都市上京区黒門通下長者町上る南小大門町563番地	075-451-3004	075-354-6180	
相談支援事業所つくしハウス	京都市上京区堀川通丸太町上る上堀川町114	075-366-6064	075-366-6065	
児童発達支援センターうさぎ園	京都市中京区壬生東高田町1番地の20	075-950-1567	075-950-1381	
GIFT	京都市上京区中村町530-1	075-202-2335	075-201-7556	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	相談支援事業所しほふぁーれ	京都市上京区東天秤町140-3	075-406-0805	075-406-0855
	Sign	京都市上京区西今出川町401北野ハイツ1F	075-406-7480	075-406-7518
	相談支援センターまごのて西陣	京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地	075-280-0555	075-431-1580
	相談支援事業所 すまいるパートナーズ	京都市上京区室町通出水上る近衛町40-2御所西ビル1階	075-415-7558	075-415-7568
	こころと暮らしの相談室TOMO	京都市上京区役人町252 ジュネスイン堀川302	090-3782-7330	
	相談支援事業所すずらん	京都市上京区葎屋町通一条上る清明町828番地Vine Oak General 107号	075-384-9500	075-384-9501
	コネクション	京都市上京区西中筋町19番地81	075-406-7498	075-406-7498
	京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2番地	075-841-8337	075-841-8312
	暖れん	京都市南区東九条南烏丸町10番地	075-662-2022	075-662-2040
	京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」	京都市中京区壬生東高田町1番地の20	075-323-3203	075-323-3220
	相談支援事業所「こうさい」	京都市中京区壬生東大竹町34番地ふぁみりあキッチン&salon2階	075-323-3205	075-323-3220
	京都市ヘルパー室	京都市南区西九条南田町9番地	075-606-2330	075-606-1077
	相談支援パーチェ	京都市中京区西ノ京中御門東町51-3セレクション中御門3階	075-813-5737	075-813-5586
	相談支援事業所むろまち	京都市中京区室町通三条下る烏帽子屋町493番地5階	075-253-1808	075-253-1807
	相談支援事業所みらい	京都市中京区壬生相合町25-4デイスターアベニュー301号室	075-803-0390	075-803-0389
	支援相談プロッサム	京都市西京区嵐山上海道町66番地10フェリーチェ嵐山2階	075-874-2541	075-874-2542
	相談支援事業所 結の風	京都市中京区壬生朱雀町6番地2アクシルコート京都二条ウエスト棟1104号	075-286-4410	075-286-4410
	相談支援事業所あけぼの	京都市中京区西ノ京円町4番1	075-463-5280	075-463-5280
	相談支援事業所 KETCHUP	京都市中京区油小路通六角下ル六角油小路町317番地	075-253-1712	075-253-1713
	相談支援事業所おんぶに・だっこ	京都市中京区壬生松原町51-1	075-323-7984	075-323-7983
	陽	京都市中京区下瓦町581番地三原ビル1階	075-821-6501	075-821-6501
	相談室「すまいる」	京都市中京区六角通室町西入玉蔵町121美濃利ビル309号室	075-223-3588	075-256-0500
	京都市児童発達支援センター こぐま園	京都市中京区壬生東高田町1番地2OCOCO・てらす3階	075-950-0584	075-950-0589
	相談支援事業所ピア・クラージュ	京都市伏見区小栗栖小阪町97番地	080-4161-3261	075-468-1536
	銭形企画ケアマネジメント事務所	京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地14 1階	075-343-8818	075-366-4525
	陽なた	京都市下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町534	075-353-2145	075-353-2165
	サポートセンター京都マック	京都市下京区大宮通丹波口下ル大宮三丁目18番地MACビル	075-741-7125	075-741-7126
相談支援事業所ワンハート	京都市下京区綾大宮町60番地シェルハイム中塚103号	075-406-7006	075-320-2774	
社会福祉法人京都福祉サービス協会西七条訪問介護ステーション	京都市下京区西七条八幡町29番地	075-315-7277	075-315-7250	
相談支援事業所swallow's nest	京都市下京区西新屋敷上之町124-1ヴィラパークサイド301号	075-585-4492		
相談支援事業所ぱれっと	京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町720光悦ビル5階南東室	075-708-3354	075-708-3478	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	あおぞら四条大宮	京都市下京区四条大宮東入る立中町502番地 四条ファーストビル6階	075-334-6455	075-432-7566
	相談支援センターまごのて丹波口	京都市下京区中堂寺南町10番地20	075-279-7790	075-278-7789
	Have	京都市下京区七条新町西入ル夷之町686-3 コタニビル4階	075-748-1889	075-748-1889
	オールナイト	京都市下京区西七条東御前田町13シャリマー 五条101号室	075-950-7177	075-950-7175
	京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」	京都市南区吉祥院西定成町29-2	075-692-1139	075-692-2239
	相談支援事業所エルファ	京都市南区東九条北松ノ木町12	075-644-4177	075-644-4188
	ケアサービスセンターあさひ	京都市南区八条内田町36-1	075-682-0093	075-276-1547
	ハニーレモン	京都市南区吉祥院井ノ口町10番地	075-671-8237	075-671-8234
	障がい者相談支援センターひまわり	京都市南区上鳥羽塔の森上河原37-2	075-681-1380	075-681-1473
	吉祥ホーム 特定相談支援事業所	京都市南区吉祥院石原橋上1-4	075-682-8152	075-682-8179
	久世障害相談支援事業所	京都市南区久世上久世町77-1	075-931-2201	075-931-2220
	京都市洛南障害者授産所(特定相談支援事業)	京都市南区吉祥院西定成町35番地	075-671-8439	075-661-0894
	京都市洛南身体障害者福祉会館(特定相談支援事業)	京都市南区吉祥院西定成町35番地	075-691-2468	075-691-9226
	日本自立生活センター相談支援事業所	京都市南区東九条松田町63-6	075-682-7950	075-682-7951
	相談支援事業所 アンドュー	京都市南区唐橋堂ノ前町15番地9	075-694-6770	075-694-6775
	相談支援事業所 セキレイ	京都市南区東九条南烏丸町36-23	075-682-0455	075-682-0456
	西寺育成苑	京都市南区唐橋平垣町64番地3	075-693-3300	075-693-3400
	洛南障害者デイサービスセンター「あすなろ」	京都市南区上鳥羽高島町29番地	075-694-1576	075-694-1575
	特定相談支援事業所 成望	京都市南区上鳥羽山ノ本町232番地	075-205-5053	075-200-7110
	しょうがい者生活支援センター 若杉	京都市南区東九条下殿田町24番地	075-694-1607	075-694-1611
	相談支援事業所 夢彩	京都市南区東九条西明田町48-3	075-585-8949	075-585-9153
	ノラベル(特定相談支援)	京都市南区久世川原町115番地	075-921-3338	075-921-5055
	相談支援事業所 フラワー	京都市南区西九条東柳ノ内町43番地	075-682-6787	075-574-7088
	相談支援事業所LA-GOM	京都市南区吉祥院御池町6	075-693-1550	075-693-1552
	Bonds	京都市伏見区桃山町大島25-126	075-366-9791	075-366-9792
	相談支援センターほほえみ	京都市南区東九条南山王町35番地2EVERH OMES京都駅南102号室	090-1646-4575	
	スマイルウィズ株式会社	京都市南区東九条南烏丸町34-9	075-748-6304	075-748-6344
	相談支援事業所クローバー	京都市南区唐橋堂ノ前町1番地	075-280-0035	075-280-0016
	相談支援事業所くおん	京都市南区吉祥院内河原町3番地2サクシード 吉祥院100号室	075-286-8183	075-286-8182
	相談支援事業所おてんしあ	京都市南区唐橋高田町31-9クラルテ31 1 階	075-585-6228	075-585-6276
相談支援事業所たまねぎ西大路	京都市南区吉祥院前田町12-2セレーノ塔南 401号室	075-606-8118	075-320-1789	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	京都市北部障害者地域生活支援センター「きらリンク」	京都市左京区浄土寺上馬場町117-1ファースト白川通 1階中	075-752-0106	075-752-0107
	医療法人三幸会生活サポートセンター・相談支援事業所北山	京都市左京区岩倉上蔵町158	075-791-2277	075-721-1821
	自立生活センタースリーピース	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町223番地ルシエル三条大橋106号	075-751-2711	075-275-8736
	あゆみ	京都市左京区静市野中町311番地	075-741-1919	075-741-2211
	修光学園ディアコニアセンター 相談サポート「まあるく」	京都市左京区山端滝ヶ鼻町3	075-702-7991	075-702-7992
	ゆいまある相談支援事業所	京都市左京区静市市原町723	075-724-5126	075-707-8530
	京都府立視力障害者福祉センター	京都市左京区下鴨森本町21番地	075-722-8203	075-702-2972
	特定相談支援事業所「花水木」	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター内	075-702-1205	075-702-3509
	相談支援 ポラリス	京都市左京区岩倉西宮田町52-2	075-711-2118	075-711-2118
	特定相談支援事業所 葵	京都市左京区岡崎北御所町21番地の1	075-771-3882	075-761-2654
	株式会社 光輝	京都市左京区岩倉長谷町1257番地2	075-202-8784	075-202-8784
	よしだ	京都市左京区吉田近衛町26番地の72	075-761-2250	075-761-4940
	テnderハウス+α	京都市左京区新柳馬場通仁王門下る菊鉾町316番地	075-752-4636	075-761-0955
	特定相談支援事業所 コスモス	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター内	075-702-1187	075-702-1197
	特定相談支援事業所 ポップ	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター内	075-702-3699	075-702-1197
	相談支援事業所 なないろ	京都市左京区静市静原町1144	075-705-6123	075-705-6124
	つるの家	京都市左京区静市野中町172-1	075-744-6932	075-744-6934
	相談支援事業所 アイル	京都市左京区松ヶ崎雲路町17番地1AIM北山3-北	075-741-6147	075-741-6157
	社会福祉法人京都福祉サービス協会高野訪問介護ステーション	京都市左京区高野西開町5番地京都市左京合同福祉センター3階	075-724-1231	075-724-1186
	相談支援センター友愛	京都市左京区下鴨松原町28番地4	075-701-5025	075-708-6338
	障害児相談支援事業所 bridge	京都市左京区一乗寺弘殿町6番地1	075-708-3760	075-708-3761
	京都エッセンシャル・ワークス こころの相談室	京都市左京区松ヶ崎小脇町7番地	050-5472-9545	
	相談支援事業所ななか	京都市左京区岩倉長谷町664番地34	070-1357-2034	075-708-6472
	相談支援事業所 くるみ	京都市左京区岩倉上蔵町60番地	075-711-2022	075-711-2205
	京都市北部障害者地域生活支援センター「らしく」	京都市左京区高野蓼原町43-1	075-705-2850	075-703-2705
	みらい	京都市左京区高野蓼原町43-3	075-722-8308	075-722-8308
相談支援はあとの会	京都市左京区田中里ノ前町80	075-722-7597	075-722-7597	
相談支援事業所 PLATEAUX	京都市左京区浄土寺東田町67番地1メゾンユーコーク102号	075-771-6701	075-771-6701	
地域生活支援ライフサポートあかり	京都市左京区一乗寺門口町19番地	090-6665-0212	075-463-8946	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」	京都市右京区山ノ内北ノ口町5番地1ラ・ポー ム田中1階	075-813-1922	075-813-1922
	相談支援事業所とも	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3番地の4	075-864-6302	075-864-6303
	独立行政法人国立病院機構宇多野病院	京都市右京区鳴滝音戸山町8	075-461-5121	075-464-0027
	相談支援せせらぎ	京都市右京区西京極葛野町2	075-321-6905	075-321-6903
	相談支援事業所なづな	京都市中京区西ノ京桑原町8	075-802-2700	075-802-2750
	相談支援事業所 加音	京都市右京区西京極堤町24	075-313-5528	075-200-5210
	京都希望の家	京都市右京区西院西寿町14 大和ビル2階3階	075-322-5075	075-312-5790
	NPO法人 ほっと・サービス ゆめ	京都市右京区太秦面影町5番地サントピア太 秦1F	075-864-5066	075-606-6202
	京北やまぐにの郷	京都市右京区京北大野町菖蒲ヶ回互10番地 の2	075-853-0571	075-853-0372
	キャビック相談支援事業所 つばさ	京都市右京区梅津段町8	075-861-4141	075-861-9100
	ぱれっと	京都市右京区花園土堂町14番地4	075-463-0580	075-463-0581
	相談支援 ぱすてる	京都市右京区太秦桂ヶ原町9-20	075-862-1580	075-862-1580
	社会福祉法人京都福祉サービス協会太秦訪問介護ステー ション	京都市右京区常盤一ノ井町8番地の3カリオン 大町1階	075-873-2945	075-873-2947
	相談支援センターまごのて右京	京都市右京区常盤西町18番地グランドールト キ1階102号室	075-288-3232	075-280-6263
	相談支援事業所グレース	京都市右京区西京極西池田町13-7豊成ビル 2F	075-963-6901	075-963-6902
	特定相談支援事業所UP TO	京都市右京区西院乾町70番地1JO-INジェミ ニビル405号室	075-325-0607	075-325-0608
	指定特定相談支援事業所 いっけんや	京都市右京区西院乾町48番地6	075-950-0680	075-874-5263
	ケアプランナーイーズ	京都市右京区梅津尻溝町8番地 タウンハイツ 嵐山104号室	075-812-9991	075-812-9992
	相談支援センター花咲み	京都市右京区梅津南上田町2番地段町ビル	075-873-0930	075-873-0932
	京都市うずまさ学園(特定相談支援事業)	京都市右京区太秦森ヶ前町21番地の10	075-873-5353	075-864-4753
	ヘルパーステーションルイ	京都市右京区太秦帷子ノ辻町11-72	075-406-0518	075-406-0528
	指定一般・特定相談支援事業所 アルクプラス	京都市右京区太秦安井東裏町8-1	075-201-4321	075-201-4321
	ケアサービスあかり	京都市東山区本町十二丁目224番2	075-533-4935	075-533-4939
	らいす	京都市東山区清閑寺山ノ内町28番3号	075-551-3811	075-551-3811
	むくの木園	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林 下町400番地の3	075-551-2116	075-551-2116
	大照学園 若草	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林 下町402番地	075-531-0138	075-531-0139
相談支援ステーション宝康	京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町4 63番地	075-551-2345	075-551-2347	
京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-604-6159	075-604-6155	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	京都市南部障害者地域生活支援センター「ふかくさ」	京都市伏見区深草石橋町18-1 墨染まちとくらしセンター内	075-641-2560	075-642-3893
	有限会社ビーオブエス相談支援事業部	京都市伏見区竹田北三ツ杭町51番地	075-641-1661	075-641-1665
	京都市南部障害者地域生活支援センター「かけはし」	京都市伏見区両替町9丁目275-1	075-605-5752	075-605-5465
	京都市東部障害者地域生活支援センター「だいが」	京都市伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館4階	075-634-5568	075-634-5574
	障害児(者)相談支援センター リーフ	京都市伏見区日野西川類4番地2	075-575-2411	075-575-2412
	有限会社アシスト	京都市伏見区深草直達橋3丁目382-4	075-641-3717	075-644-8081
	のぞみ相談支援センター	京都市伏見区深草向川原町50-19	075-644-4353	075-644-4539
	なるたき	京都市伏見区竹田桶ノ井町15番5	075-646-2282	075-646-2282
	相談支援事業所ハーモニーきょうと	京都市伏見区深草瓦町47 フェリーチェ47 1階	075-748-6196	075-748-6197
	特定相談支援事業所えのき	京都市伏見区桃山町西町8	075-623-6910	075-623-6912
	京都いたはし学園(特定相談支援事業)	京都市伏見区聚楽町672番地	075-605-4800	075-605-4801
	京都市伏見障害者デイサービスセンター(特定相談支援事業)	京都市伏見区紙子屋町544番地	075-603-1290	075-603-1292
	相談支援事業所 ココロ	京都市伏見区竹田北三ツ杭町17番地	075-646-3903	075-646-3638
	愛隣デイ特定相談支援事業	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-621-3849	075-621-1579
	福祉工房P&P	京都市伏見区風呂屋町256-8 桃山サニーハイツ1階	075-605-8777	075-605-8777
	洛和ヴィラ桃山Ⅱ 番館	京都市伏見区桃山町大島38-530	075-622-2181	075-622-2182
	特定相談支援事業所 モーツァルト七瀬川つつみ	京都市伏見区深草泓ノ壺町16-3	075-645-2204	075-645-3405
	京都市だいが学園(特定相談支援事業)	京都市伏見区醍醐辰巳町15番地	075-571-7216	075-571-7217
	京都市ふしみ学園(特定相談支援事業所)	京都市伏見区紙子屋町544番地	075-603-1288	075-603-1289
	京都府立桃山学園相談支援事業所	京都市伏見区桃山町遠山50	075-602-2446	075-602-2448
Link-up Powers	京都市伏見区竹田内畑町269-2	075-642-6322	075-642-8077	
空の鳥幼稚園相談支援事業所	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-622-8545	075-622-8546	
ゆうりん相談支援事業所	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-612-6165	075-612-6169	
相談支援事業所 ぐんぐんハウス	京都市伏見区向島津田町215	075-602-3390	075-612-7441	
特定相談支援事業所 きらきら園	京都市伏見区深草西浦町6丁目65番地	075-646-3818	075-647-2656	
相談支援事業所ひといろ	京都市伏見区竹田段川原町239番地エミネンス善405号室	075-634-8703	075-606-7403	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	相談支援事業所『らふ』	京都市伏見区深草泓ノ壺町17-100	075-642-3884	075-632-9327
	障がい児・者相談支援センター「いまじん」	京都市伏見区桃山町泰長老175番シャルム世光101号室	075-585-3217	075-585-3218
	相談支援事業所はんなり	京都市伏見区御駕籠町91 伏見ふれあい未来館2階	075-611-2511	075-611-2509
	特定非営利活動法人四つ葉	京都市伏見区深草鞍ヶ谷13-75鞍ヶ谷ハイツ101号	075-643-5713	075-202-7932
	社会福祉法人京都福祉サービス協会伏見訪問介護ステーション	京都市伏見区大宮町577番地の1ルミエール丹波橋1階101A	075-611-2100	075-611-0900
	相談支援事業 空	京都市伏見区竹田七瀬川町1-6	075-748-6233	075-748-6887
	相談支援事業所 楽プラス	京都市伏見区羽束師志水町165-190	075-925-9625	075-925-9635
	ライフケアサポート綾風	京都市伏見区海老屋町1010番地プレミール丹波橋1階	075-606-2225	075-606-2226
	ソーシャルワーク事務所 つむぐ	京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza丹波橋105号室	075-644-7206	075-644-7306
	訪問介護アイナ	京都市南区久世上久世町530-1メゾン桂川101号室	075-585-3117	075-585-3118
	コンサルテーションサポートセンターC&B	京都市伏見区向島立河原町54番地1	075-622-3280	075-622-3290
	もも	京都市伏見区加賀屋町731番地 ノーブル伏見1階	075-366-9547	075-366-9548
	ケアフリー伏見	京都市伏見区両替町14丁目176	075-748-6734	075-748-6744
	ブルーデージー	京都市伏見区京町3-200-1メゾンブランシュ1階	075-644-6629	075-644-6639
	相談支援事業所 Lico Lico	京都市伏見区深草北新町627番地墨染コーポ205	075-606-1703	075-634-4884
	相談支援事業所スローハンドケア	京都市伏見区阿波橋町414	075-366-9078	075-366-9079
	カラフル伏見稲荷相談支援所	京都市伏見区深草平田町7-3メイズツイン303	075-634-9403	075-634-9473
	京都市西部障害者地域生活支援センター「らくさい」	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5-9洛西センタービル305	075-335-0063	075-331-1612
	京都市西部障害者地域生活支援センター 西京	京都市西京区上桂宮ノ後町39	075-392-1051	075-392-0268
	障害者相談支援事業所 スマイルサポート	京都市西京区大枝東長町1-67	075-333-0171	075-333-0172
	指定特定相談支援事業所 京都市桂授産園	京都市西京区桂徳大寺北町81番地	075-393-2044	075-393-2098
	特定相談支援事業所グループホーム西部支援センター	京都市西京区榎原平田町14番8	075-382-3301	075-382-3302
	特定相談支援事業所洛西ふれあいの里授産園	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21番地20	075-331-4150	075-331-6163
	ワークハウスせいらん	京都市西京区川島滑樋町31-7	075-382-1355	075-382-1331
	たんぽぽ	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5の9洛西センタービル	075-333-5802	075-333-5802
	特定相談支援事業所 洛西ふれあいの里療護園	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21番地20	075-332-3111	075-332-3206
特定相談支援事業所 洛西ふれあいの里更生園	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21番地20	075-333-3660	075-333-3655	
特定相談支援事業所 京都市大原野の杜	京都市西京区大原野上里南ノ町38-2	075-335-3764	075-332-1949	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
京 都 市	特定相談支援事業所 洛西ふれあいの里デイサービスセンター	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21番地20	075-332-3111	075-332-3206
	洛西愛育園	京都市西京区榎原百々ヶ池23番地	075-391-7793	075-391-8024
	特定相談支援事業所 すずかけ	京都市西京区大枝北福西町三丁目2-15	075-335-0230	075-335-0231
	ヘルパーステーション結愛	京都市西京区御陵大枝山町5丁目30-4	075-205-5348	075-205-5349
	相談支援事業所ふくにし	京都市西京区大枝南福西町2丁目6-8	075-201-3261	075-201-8952
	アドナース京都相談支援事業所	京都市右京区太秦垣内町9-2	075-950-8821	075-406-1166
	貝	京都市西京区大枝沓掛町9-137奥村ビル1F	075-874-4727	075-874-4222
	計画相談支援事業所ひまわり	京都市西京区桂徳大寺北町57-401	075-382-1205	075-382-1215
	TemTem	京都市西京区嵐山朝月町45-20	075-874-2918	075-874-2928
	京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」	京都市山科区竹鼻外田町8番地エスポワール 京都101号	075-591-8856	075-502-0084
	京都市東部障害者地域生活支援センター「からしだねセンター」	京都市山科区勸修寺東出町75	075-574-2800	075-574-0025
	オリーブ相談支援事業所	京都市山科区東野中井ノ上町3-2	075-591-4669	075-591-4679
	京都市山科障害者デイサービスセンター(特定相談支援事業)	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地1	075-591-8843	075-591-8842
	京都市山科身体障害者福祉会館(特定相談支援事業)	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地1	075-591-8821	075-591-8831
	京都市山科障害者授産所(特定相談支援事業)	京都市山科区竹鼻四丁野町34-1	075-591-8771	075-591-8772
	京都市やましな学園(特定相談支援事業所)	京都市山科区竹鼻四丁野町34-1	075-591-8841	075-591-8842
	funwari	京都市山科区榎辻東漬27サンユ-2 1階	075-644-9902	075-644-9902
	社会福祉法人京都福祉サービス協会山科訪問介護ステーション	京都市山科区榎辻平田町184番地	075-583-6692	075-583-6693
	デイスポット楽(特定相談支援事業)	京都市山科区東野中井ノ上町1番地17	075-595-7676	075-595-7678
	相談支援事業所スパークリング	京都市山科区御陵大津畑町16-6	075-502-1122	075-501-9780
道のかけはし	京都市山科区大宅沢町124	075-205-2218	075-593-6885	
相談センターこより	京都市山科区榎辻西漬21番地2	075-585-6166	075-582-8112	
訪問看護ステーション ナース原 相談支援センター	京都市山科区勸修寺泉玉町6-3	075-600-9524	075-600-9525	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
乙 訓	大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所	乙訓郡大山崎町円明寺小字百々10番地2	075-957-4100	075-954-4400
	相談支援室 のこのこ	長岡京市今里西ノ口17-9	075-952-0888	075-952-0889
	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	長岡京市神足2-3-1長岡京市総合交流センター2F長岡京市総合生活支援センター内	050-7105-8508	050-7105-8509
	相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル	長岡京市調子2丁目5番7号	075-958-6671	075-956-2547
	こらぼねっと相談支援センター	長岡京市長岡1丁目13-9	075-953-4452	075-953-4457
	乙訓ポニーの学校	長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8	075-952-5000	075-953-5200
	相談支援センターみちくさ	長岡京市井ノ内広海道42番3	075-953-9213	075-953-9215
	乙訓若竹苑	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	075-954-6501	075-954-6588
	相談支援事業所ぱれっと	長岡京市一文橋二丁目25-26	075-957-5350	075-957-5350
	晨光苑相談支援事業所	長岡京市井ノ内朝日寺27番地2	075-955-0055	075-959-3311
	相談支援事業所 かな	長岡京市今里三ノ坪4-1 コモト長岡京311号室	075-874-4823	075-874-4823
	相談支援事業所 テラス	長岡京市開田2丁目14番9号	075-950-0071	075-874-6260
	ドリトル相談室	長岡京市竹の台15番地12	075-925-8915	075-925-8925
	アスハレ相談支援センター	長岡京市馬場見走り5-55	075-956-4780	
	社会福祉法人 向陵会 乙訓ひまわり園相談支援事業所	向日市上植野町五ノ坪13-1	075-935-0101	075-935-0113
	向日市社協 障がい者地域生活支援センター	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	075-932-1960	075-933-4425
	相談支援事業所ビー・アライブ	向日市上植野町馬立2番地の3メゾンサンフラワ-303	075-285-2074	075-285-2074
相談支援事業所 con te	長岡京市馬場2丁目2番28号	070-5669-1245		
山 城 北	相談支援事業所 わお	久世郡久御山町森村東221	075-632-1576	075-874-5510
	ネクストサワキ	久世郡久御山町佐山新開地206-3	0774-46-6601	0774-46-6602
	宇治市障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441	0774-32-8459
	宇治市聴覚障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441	0774-32-8459
	相談支援事業所つなぎ	宇治市五ヶ庄平野12番地43	0774-31-4837	0774-31-4837
	社会福祉法人同胞会 相談支援センター kokua(コクア)	宇治市伊勢田町南山49番地2の1	0774-20-4087	0774-20-2233
	医療法人栄仁会 相談支援事業所 おうばく	宇治市六地藏奈良町56番地ヤマムラビル2階C号	0774-74-8900	0774-74-8906
	相談支援 まきしまてくてく	宇治市伊勢田町南遊田42-1	0774-25-6360	0774-25-7093
	天ヶ瀬学園相談支援事業所	宇治市白川東山15番地	0774-23-2000	0774-23-9933
	天ヶ瀬寮相談支援事業所	宇治市白川東山15番地	0774-22-2000	0774-24-4444

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
山 城 北	宇治市福祉サービス公社 障害者相談支援センター	宇治市宇治琵琶1-3	0774-28-3111	0774-28-3190
	子ども発達さぼーとセンターあゆみ 相談支援室	宇治市槇島町藪場14-8	0774-24-1233	0774-24-1717
	ケアセンターうさかめ	宇治市伊勢田町砂田144-2	0774-23-3337	0774-23-3387
	雪風	宇治市木幡南山80番11、12合地	0774-74-8148	0774-74-8149
	相談支援センターみつば	宇治市宇治天神12-3	0774-23-2129	0774-23-2130
	障害者支援センターじゃすと	宇治市宇治蔭山9番地11	0774-23-0288	0774-23-0289
	相談支援事業所かえるぱんだ	宇治市大久保町井ノ尻39-3中川ビル203 205号室	0774-32-0556	0774-32-5568
	相談支援センターSUN	宇治市五ヶ庄梅林44-8	0774-79-0242	0774-74-8389
	ひとりじゃないの	宇治市小倉町西山70番8	0774-20-5409	0774-23-3615
	サポートセンター五ヶ庄	宇治市木幡南端11番地	0774-31-8773	0774-31-8780
	相談支援事業所make	宇治市五ヶ庄折坂21-120 松村化成ビル1階	0774-32-3112	0774-32-3113
	相談支援事業所ゆい	宇治市小倉町蓮池1番地5	0774-66-1234	0774-66-1212
	相談支援事業所 空 伊勢田店	宇治市羽拍子町76-19 ダイカイプラザ2-D	0774-34-0148	0774-34-0149
	相談支援事務所 レジリエンス	宇治市大久保町久保23番地16 メイクス久保101号	0774-66-4548	0774-66-4554
	サポートことのは	綴喜郡宇治田原町郷之口中林13番地1	0774-66-2003	0774-66-2679
	障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981	0774-55-5982
	聴覚障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981	0774-55-5982
	障害児(者)地域療育支援センター ういる	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-54-3109	0774-55-5982
	障害者生活支援センター プラム	城陽市寺田水度坂15-186	0774-56-6661	0774-34-0049
	相談支援事業所 みんななかま	城陽市寺田垣内後69-1	0774-55-5583	0774-46-9511
	特定相談支援事業所あんびしゃ	城陽市市辺石原1-2	0774-52-1362	0774-52-1042
	相談支援事業所TOMO	城陽市中芦原	0774-56-2902	0774-56-2903
	相談支援センター 城陽作業所	城陽市奈島川原口12番地	0774-54-2424	0774-54-0414
	相談支援事業所リーフ	城陽市寺田水度坂88-179	0774-56-2277	0774-56-2270
青谷学園相談支援事業所	城陽市中芦原14番地	0774-55-6800	0774-55-8804	
ふたば園	城陽市久世北垣内137-5	0774-54-1966	0774-54-1966	
相談支援センター 空色	城陽市枇杷庄島ノ宮80番地127	0774-26-3007	0774-26-8182	
野の花	城陽市寺田樋尻48番地の26	0774-55-1532	0774-55-1532	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
山 城 北	相談支援事業所 Equal	城陽市観音堂甲畑92番地3	0774-66-4723	0774-66-4724
	サニーサイド	城陽市枇杷庄鹿背田72トライアングルプラザ 内	0774-34-0715	050-1095-8595
	わいわい相談支援事業所	城陽市寺田乾出北46-1TタウンD棟101号室	0774-66-2650	0774-66-6826
	アトリエ野ばら	城陽市寺田今堀121-162	0774-56-6255	0774-56-6255
	相談支援事業所あいらす	城陽市長池北清水50-2Fビル403号	0774-39-5968	0774-39-5969
	障がい者生活支援センター やまびこ	八幡市八幡東浦5番地 八幡市立福祉会館2 階	075-972-2880	075-971-9196
	相談支援事業所Mahalo	八幡市男山金振6-6	075-874-6759	075-874-6769
	きろろん はじめ	八幡市八幡小松75	075-982-5136	075-201-7443
	相談支援事業所 SoL	八幡市上津屋浜垣内121番2、121番1	075-971-2350	075-971-2350
	Joint Joy プランニングサービス	八幡市男山竹園2-1 A03-110	075-981-2111	075-981-2277
	相談支援事業所 Tomari	八幡市男山笹谷2番地 A-BOC24	075-972-2028	075-925-8667
	八幡市障がい者生活支援センター803	八幡市八幡女郎花30-1	075-983-8039	075-971-6011
	障がい児者・相談支援事業所 いつき	八幡市八幡土井80番地3	075-983-5511	075-950-1161
	相談支援事業所 Veleta	八幡市下奈良野神30-1	070-8492-2621	075-200-1621
	京田辺市障害者生活支援センターふらっと	京田辺市河原食田10-23 福味ビル2階	0774-68-1070	0774-68-1071
	相談支援事業所 りあん	京田辺市三山木中央六丁目5番地8	0774-29-5707	0774-26-1868
	京鈴相談支援事業所	京田辺市宮津西浦1番地	0774-64-8705	0774-29-5933
	京都府立こども発達支援センター 相談支援事業所「はあとらっぶ」	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1内	0774-64-6141	0774-64-6151
	相談支援センターSAP	京田辺市河原御影30-4	0774-68-1811	0774-68-1817
	障がい者生活支援センター 緑の風	京田辺市田辺興戸御垣内92番地	0774-63-7892	0774-63-0044
相談支援スロープ	京田辺市飯岡南原39	0774-39-5072	0774-39-5074	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
山 城 南	障害者相談支援センター いづみ	木津川市木津清水27-9	0774-66-3521	0774-66-3531
	相楽地域障害者生活支援センター	相楽郡精華町祝園榊ヶ坪26番地4	0774-93-3936	0774-93-3937
	いろいろな子どもと家族のための相談センター そら	相楽郡精華町祝園西一丁目8-1 ほうその共生ビル3階	0774-93-3814	0774-93-3826
	しょうがい者生活支援センター「あん」	木津川市山城町平尾横手43-1	0774-62-6510	0774-63-8007
	相楽聴覚言語障害センター	木津川市加茂町里中森101 加茂青少年センター内	0774-34-6611	0774-34-6616
	きづがわ福祉会	木津川市山城町平尾東古川74-3	0774-29-9053	0774-29-9054
	ぷわり	木津川市相楽城下18-1	0774-73-3222	0774-73-3304
	相談支援センター かたらひ	木津川市木津駅前一丁目23番地フロント木津2F	0774-75-2777	0774-75-2778
	相談支援 シナプス	木津川市梅美台三丁目22番地6	090-5259-3517	
	相談支援事業所HOOP	木津川市州見台6丁目1-5木津南パークサイドヴィレッジ218号	090-6905-0388	0743-20-8363
	相談支援事業所 けせらせら	木津川市山城町平尾東黒部8番地3	0774-39-3277	0774-39-3288
げんき	木津川市木津南後背100-11	090-8197-5506	0774-75-2401	
ほしぞら	木津川市木津宮ノ裏36番地126 ※令和8年4月1日付移転予定	0774-26-2692		
南 丹	相談支援センターみずほ	船井郡京丹波町和田大下33番地	0774-26-2692	0771-86-0091
	相談支援センターにじ	船井郡京丹波町須知鍋倉11番地3	0771-82-0126	0771-82-2206
	松花苑生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19	0771-20-1262	0771-20-1246
	花ノ木医療福祉センター	亀岡市大井町小金岐北浦37-1	0771-23-0701	0771-22-8348
	亀岡市障害者相談支援センターお結び	亀岡市安町釜ヶ前19-1	0771-24-9193	0771-24-9194
	地域活動支援センター”圭”	亀岡市篠町馬堀南垣内41-23	0771-25-8623	0771-25-8623
	相談支援センター ふれあいハート	亀岡市余部町清水88番地2	0771-25-7090	0775-25-7095
	相談支援事業所 はび・ねっと	亀岡市河原町227番地	0771-56-9841	0771-56-9841
	相談支援事業所 LINK'S	亀岡市大井町土田二丁目11番20号	0771-56-8517	0771-56-8518
	計画相談支援事業所あかり	亀岡市曾我部町寺広畑29番地1	0771-20-6556	0771-20-9036
	障害者生活支援センターこひつじ	南丹市園部町横田前11番地	0771-68-1567	0771-68-1121
	相談支援事業所てのひら	南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4	0771-72-0950	0771-72-3222
	ふない聴覚言語障害センター	南丹市園部町上本町南2-22 南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」2階	0771-63-6447	0771-63-6448
アットホーム相談支援センター園部	南丹市園部町小山東町西山11-2	0771-68-1221	0771-68-1222	
えんじゅ相談支援事業所	南丹市日吉町田原殿垣内73番地1	080-7652-7288	050-3457-8700	
中 丹 西	社会福祉法人みつみ福祉会 生活サポートセンターとも	福知山市堀345番地	0773-23-1245	0773-22-9150
	福知山市障害者生活支援センター「青空」	福知山市内記100番地ハピネスふくちやま2階	0773-24-4439	0773-45-8585
	福知山市聴覚言語障害センター	福知山市内記10-18福知山市総合福祉会館内	0773-45-3025	0773-24-4459
	地域生活支援センターふきのとう	福知山市字中ノ100番地の12	0773-24-1417	0773-24-6233
	障がい児・者地域・家庭相談支援センター【てくてく】	福知山市末広町1丁目1番1中川ビル1階102号室	0773-23-7123	0773-23-7088

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
中 丹 東	就労生活支援センターいかるが	綾部市味方町アミダジ11	0773-40-1355	0773-40-5390
	生活支援センター「えがお」	綾部市青野町西青野18番地	0773-43-3553	0773-43-3556
	あやべ生活サポートセンター・相談支援事業所	綾部市新宮町91番地 綾部市ハート交流センター内	0773-45-4520	0773-45-4521
	綾部市聴覚言語障害者支援センター	綾部市青野町西青野18番地	0773-40-1260	0773-40-1261
	舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	舞鶴市字余部下1167 中総合会館内	0773-64-3911	0773-64-3912
	舞鶴市障害者生活支援センター	舞鶴市余部下1183番地の9	0773-65-4100	0773-62-9546
	障害者地域生活支援センターほのぼの屋	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦202番地56	0773-66-7707	0773-64-0002
	地域生活支援センターみずなぎ	舞鶴市鹿原772番地の1	0773-64-3766	0773-64-3658
	京都府立舞鶴こども療育センター	舞鶴市字行永2410番地37	0773-63-4865	0773-63-4867
	(福)舞鶴市社会福祉協議会さくらんぼ園	舞鶴市余部上821番地	0773-64-5798	0773-62-9171
	どんぐりひろば	舞鶴市余部上186 大橋医院2階	0773-77-5631	0773-77-5641
	相談支援事業所 もくもくハウス	舞鶴市万願寺97 コーポ藤 I-101・102	080-2412-5547	0773-60-1991
	ケア・オフィス 夢咲	舞鶴市字引土小字河原田470番 他	0773-78-3131	0773-78-2233
	生活支援センター ここ	舞鶴市小倉300番地71	0773-77-6255	0773-77-8108
丹 後	障害者生活支援センター結 与謝野町障害者相談支援事業所結	与謝郡与謝野町算所18-1	0772-44-1566	0772-42-0614
	こども発達支援相談室ぶんぶん	与謝郡与謝野町石川5833	0772-44-0003	0772-44-0003
	障害者生活支援センター結 障害者相談支援事業所結	宮津市字浜町3012番地宮津市福祉・教育総合プラザ内	0772-20-1222	0772-20-4008
	障害者生活支援センターかもめ	宮津市惣397番地 宮津サンホーム内	0772-20-2011	0772-20-2022
	児童発達支援センターすずらん	宮津市字須津950-120	0772-46-0216	0772-46-6470
	障害者生活支援センター結 京丹後市障害者相談支援事業所結	京丹後市峰山町杉谷987番地の1	0772-69-1040	0772-62-0322
	あおぞら	京丹後市久美浜町栄町868	0772-82-9090	0772-84-0858
	障害者地域生活支援センターもみの木	京丹後市峰山町新町2015-2	0772-69-5059	0772-62-3059
	特定相談支援事業所「あゆみ」	京丹後市大宮町延利200	0772-68-0770	0772-68-0772
	児童発達相談支援事業所さつき園	京丹後市峰山町五箇12-1	0772-62-8023	0772-62-7665
ももやま	京丹後市網野町島津3021-1	0772-72-2201	0772-72-2772	

<府立特別支援学校・地域支援センター一覧(発達障害を含む教育相談)>

府立特別支援学校に併設の地域支援センターでは、関係機関と連携して地域の発達障害を含む障害のある子どもへの教育相談や学校に対して適切な教育支援について助言を行っています。

地域支援センター名	学校	所在地	電話	FAX番号
京都府視覚支援センター	盲学校	〒603-8231 京都市北区紫野大徳寺町27(幼小中)	075-492-6733	075-492-6920
		〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1(高)	075-462-5083	075-462-5770
	舞鶴分校(休校中)	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83	0773-75-1094	0773-76-2711
京都府聴覚支援センター	聾学校	〒616-8092 京都市右京区御室大内4	075-461-8121	075-461-8122
京都府北部聴覚支援センター	舞鶴分校	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83	0773-75-1094	0773-76-2711
京都府南部視覚・聴覚支援センター	南山城支援学校	〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	0774-71-8333	0774-72-7256
向日が丘相談・支援センター	向日が丘支援学校	〒617-0814 長岡京市今里南平尾8-1 (改築工事終了後、所在地変更予定)	075-951-8361	075-951-8362
地域支援センターうじ	宇治支援学校	〒611-0031 宇治市広野町丸山10	0774-41-3701	0774-45-2220
地域支援センター「サポートJOYO」	城陽支援学校	〒610-0113 城陽市中芦原1-4	0774-53-7100	0774-53-4044
井手やまぶき相談・支援センター	井手やまぶき支援学校	〒610-0302 綴喜郡井手町大字井手小字大塚40-1	0774-82-7010	0774-82-7011
地域支援センターやわた	八幡支援学校	〒614-8236 八幡市内里柿谷16-1	075-982-7321	075-982-7361
南山城相談支援センター	南山城支援学校	〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	0774-72-7255	0774-72-7256
たんば地域支援センター	丹波支援学校	〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田118	0771-42-5185	0771-42-5186
たんば地域支援センター	亀岡分校	〒621-0045 亀岡市千代川町湯井巽筋38	0771-23-7847	(FAX共用)
中丹教育支援センター	中丹支援学校	〒620-0003 福知山市大字私市小字打溝8	0773-32-0011	0773-32-0012
舞鶴支援学校トータルサポートセンター(TSC)	舞鶴支援学校	〒624-0812 舞鶴市字堀4-1	0773-78-3133	0773-78-3135
舞鶴支援学校トータルサポートセンター 病弱支援部門(TSC)	行永分校	〒625-0052 舞鶴市字行永2510-17	0773-63-6700	0773-63-6701
丹後地域教育支援センター よさのうみ	与謝の海支援学校	〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山945	0772-46-2770	0772-46-2771

各地域支援センターの拠点として教員への研修の実施や府全域を支援するより専門的な教育相談を行う	京都府スーパーサポートセンター	〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 (京都府総合教育センター)	075-606-2480	075-612-3267
--	-----------------	--	--------------	--------------

●京都府総合教育センター

京都市伏見区桃山毛利長門西町(〒612-0064)
TEL 075-612-3266(FAX 075-612-3267)

●京都府総合教育センター北部研修所

綾部市川糸町堀ノ内(〒623-0012)
TEL 0773-43-2934(FAX 0773-43-2935)

<更生相談所等>

- 京都府障害者相談センター
(京都障害児者親の会協議会)
京都市左京区下鴨北野々神町26番地(〒606-0846)
北山ふれあいセンター内
TEL 075-702-1190(FAX共用)
- 社会福祉法人京都府社会福祉協議会
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375(〒604-0874)
京都府立総合社会福祉会館内
TEL 075-252-6291(FAX 075-252-6310)
- 京都府家庭支援総合センター
京都市東山区清水4丁目185-1(〒605-0862)
TEL 075-531-9600(FAX 075-531-9610)
- 京都障害者職業相談室
京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803(〒600-8235)
TEL 075-341-2626(FAX 075-341-2612)
- 京都障害者職業センター
京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803(〒600-8235)
TEL 075-341-2666
- 京都ジョブパークはあとふるコーナー
(はあとふるジョブカフェ)
京都市南区東九条下殿田町70(〒601-8047)
京都テルサ西館3F
TEL 075-682-8029(FAX 075-682-8043)
- 京都府精神保健福祉総合センター
京都市伏見区竹田流池町120(〒612-8416)
TEL 075-641-1810(FAX 075-641-1819)
- 京都府立京都障害者高等技術専門校
京都市伏見区竹田流池町121-3(〒612-8416)
(市営地下鉄くいな橋駅下車)
TEL 075-642-1510(FAX 075-642-1520)
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
京都支部 高齢・障害者業務課
長岡京市友岡1丁目2番1号(〒617-0843)
京都職業能力開発促進センター内
TEL 075-951-7481(FAX 075-951-7483)

<視覚障害者に関して>

- 公益社団法人京都府視覚障害者協会
京都市北区紫野花ノ坊町11(〒603-8302)
京都ライトハウス内
TEL 075-462-2414(FAX 075-462-4402)
- 社会福祉法人京都ライトハウス
京都市北区紫野花ノ坊町11(〒603-8302)
TEL 075-462-4400(FAX 075-462-4402)
- 社会福祉法人京都視覚障害者支援センター
京都市西京区大枝東長町1-67(〒610-1111)
TEL 075-333-0171(FAX 075-333-0172)
- 社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター
京丹後市網野町網野3081(〒629-3101)
TEL 0772-72-0609(FAX共用)

<聴覚障害者および難聴者・中途失聴者に関して>

- 一般社団法人京都府聴覚障害者協会
京都市中京区西ノ京東中合町2(〒604-8437)
京都市聴覚言語障害センター内
TEL 075-432-7705(FAX 075-841-8433)
- 京都府中途失聴・難聴者協会
城陽市寺田林ノ口11-64(〒610-0121)
京都府聴覚言語障害センター内
メールアドレス: hunankyojyoyo1@gmail.com
(電話、FAXなし)
- 京都府聴覚言語障害センター
城陽市寺田林ノ口11番64(〒610-0121)
TEL 0774-30-9000(FAX 0774-55-7708)
- 京都市聴覚言語障害センター
京都市中京区西ノ京東中合町2(〒604-8437)
TEL 075-841-8337(FAX 075-841-8312)
- 京丹後市聴覚言語障害センター
京丹後市峰山町荒山328(〒627-0004)
TEL 0772-62-5529(FAX共用)
- 与謝郡聴覚言語障害センター
与謝郡与謝野町字岩滝2112-3(〒629-2262)
TEL 0772-46-5390(FAX共用)
- 相楽聴覚言語障害センター
木津川市木津上戸15 相楽会館内(〒619-0214)
TEL 0774-75-2030(FAX 0774-72-6862)
- ふない聴覚言語障害センター
南丹市園部町上本町南2-22
南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」2階(〒622-0014)
TEL 0771-63-6447(FAX 0771-63-6448)
- 福知山市聴覚言語障害センター
福知山市内記10-18(〒620-0035)
福知山市総合福祉会館内
TEL 0773-45-3025(FAX 0773-24-4459)
- 福知山市聴覚言語障害センター
(天田事務所)
福知山市大江町河守285(〒620-0301)
TEL 0773-56-5333(FAX共用)
- いこいの村聴覚言語障害センター
綾部市十倉名畑町久瀬谷2(〒629-1242)
TEL 0773-46-0101(FAX 0773-46-0610)
- 舞鶴市聴覚言語障害者支援センター
舞鶴市字余部下1167(〒625-0087)
中総合会館内
TEL 0773-64-3911(FAX 0773-64-3912)
- 綾部市聴覚言語障害者支援センター
綾部市青野町西青野18(〒623-0011)
TEL 0773-40-1260(FAX 0773-40-1261)
- 社会福祉法人全国手話研修センター
京都市右京区嵯峨天竜寺広道町3-4(〒616-8372)
TEL 075-873-2646(FAX 075-873-2647)

<障害者スポーツに関して>

- 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会
京都市左京区高野玉岡町5(〒606-8106)
京都市障害者スポーツセンター内
TEL 075-712-7010(FAX 075-712-7015)
- 京都市障害者スポーツセンター
京都市左京区高野玉岡町5(〒606-8106)
TEL 075-702-3370(FAX 075-702-3372)
- 京都市障害者教養文化・体育会館
京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-4(〒601-8155)
TEL 075-682-7140(FAX共用)
- サン・アビリティーズ城陽
(城陽勤労身体障害者教養文化体育館)
城陽市中芦原(〒610-0113)
(京都府立心身障害者福祉センター敷地内)
TEL 0774-53-6644(FAX共用)

<障害者の芸術活動に関して>

- きょうと障害者文化芸術推進機構
(art space co-jin)
京都市上京区河原町通荒神口上る宮垣町83レ・フレール1階(〒602-0853)
TEL 050-1110-7655(FAX共用)

<障害者団体等>

- 一般社団法人京都手をつなぐ育成会
京都市右京区西京極新明町38番地3(〒615-0864)
TEL 075-322-1070(FAX 075-322-1071)
- 京都障害児者親の会協議会
京都市左京区下鴨北野々神町26番地(〒606-0846)
北山ふれあいセンター内
TEL 075-702-1180(FAX 075-702-1190)
- 一般社団法人京都府身体障害者団体連合会
(京都府障害者社会参加推進センター)
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375(〒604-0874)
京都府立総合社会福祉会館内
TEL 075-251-6454(FAX 075-251-6438)
- 公益社団法人
京都精神保健福祉推進家族会連合会
京都市中京区壬生坊城町48-6 京都社会福祉会館3F(〒604-8804)
TEL 075-384-0296(FAX 075-384-0297)
- きょうされん京都支部
京都市右京区西京極西池田町50 1F(〒615-0851)
TEL 075-323-5321(FAX 075-315-7281)

<身体障害者補助犬に関して>

- 京都介助犬聴導犬トレーニングセンター
京都市北区上賀茂北大路町2番16号(〒603-8071)
TEL 075-705-3230
- 京都アシスタントドッグ育成協会
京都市左京区北白川仕伏町3-13(〒606-8283)
TEL 090-1968-1380
- 特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション
長岡京市友岡西畑25(〒617-0843)
TEL 075-956-9191(FAX 075-953-3070)
- 公益財団法人関西盲導犬協会
亀岡市曾我部町犬飼未ヶ谷18-2(〒621-0027)
TEL 0771-24-0323(FAX 0771-25-1054)

<肢体障害者に関して>

●京都府肢体障害者協会

京都市南区吉祥院西定成町35(〒601-8321)
京都市洛南身体障害者福祉会館内
TEL 0772-32-0297(FAX共用) 会長 亀井 耕之助

<喉頭摘出者に関して>

●京都喉友会

長岡京市奥海印寺大見坊5-17(〒617-0853)
TEL075-951-5609(FAX共用)

<吃音者に関して>

●京都言友会

京都市中京区西ノ京東中合町2(〒604-8437)
京都市聴覚言語障害センター内
TEL 075-841-0845(FAX共用)

<内部障害に関して>

●公益社団法人日本オストミー協会京都府支部

京都府宇治市広野町尖山32-12(〒611-0031)
TEL (0774)-46-5225

●京都腎臓病患者協議会

京都市上京区藁屋町536-1(〒602-8144)
元待賢小学校3階 304号
TEL 075-801-3383(FAX 075-366-6720)

<呼吸器障害者に関して>

●京都府患者同盟

京都市上京区東堀川通中立売下る一丁目17-1(〒602-8064)
TEL 075-451-5606

<難病者に関して>

●特定非営利活動法人京都難病連

京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1(〒602-8144)
TEL 075-822-2691(FAX 共用)

●京都難病相談・支援センター

京都市上京区下立売通新町西入藁ノ内町(〒602-8570)
京都府庁2号館6階
TEL 075-414-7830(FAX 075-414-7832)

<高次脳機能障害者に関して>

●京都府リハビリテーション支援センター
(高次脳機能障害支援拠点)

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465(〒602-8566)
京都府立医科大学内
TEL 075-221-2611

●京都府北部リハビリテーション支援センター
(高次脳機能障害支援拠点)

舞鶴市字倉谷1350-23 京都府中丹東保健所内 (〒624-0906)
TEL 0773-75-7557

●中丹高次脳機能障害者と家族の会「さくら」

(丹後)京丹後市網野町浅茂川2137-1 野村方(〒629-3104)
TEL 0772-72-2326
(舞鶴)舞鶴市字十倉153-6 大槻方(〒624-0825)
TEL 0773-76-4733
(福知山)福知山市駅南町1-157 上原方(〒620-0940)
TEL 0773-22-7859
(綾部)綾部市物部町東物部11-8 山本方(〒623-0362)
TEL 0773-49-0584

<発達障害者に関して>

- 京都府発達障害者支援センター はばたき
京都市伏見区竹田流池町120(〒612-8416)
京都府精神保健福祉総合センター内
TEL 075-644-6565(FAX 075-644-6567)

- 発達障害者圏域支援センター
 - ◇乙訓圏域(向日市、長岡京市、大山崎町)
乙訓ひまわり園 地域連携室
向日市上植野町五ノ坪11-1(〒617-0006)
TEL 075-935-0101(FAX 075-935-0113)

 - ◇山城北圏域
(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)
障害児(者)地域療育支援センター ういる
城陽市枇杷庄中奥田49-1(〒610-0117)
TEL 0774-54-3109(FAX 0774-55-5982)

 - ◇山城南圏域
(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)
しょうがい者生活支援センター 「あん」
木津川市木津駅前1-10(〒619-0214)
TEL 0774-71-0706(FAX 0774-71-0705)

 - ◇南丹圏域(亀岡市、南丹市、京丹波町)
花ノ木医療福祉センター
亀岡市大井町小金岐北浦37-1(〒621-0018)
TEL 0771-23-0701(FAX 0771-22-8348)

 - ◇中丹圏域(福知山市、舞鶴市、綾部市)
福知山市障害者生活支援センター 「青空」
福知山市字内記100(〒620-0035)
ハピネスふくちやま2階
TEL 0773-24-4439(FAX 0773-45-8585)

 - ◇丹後圏域(宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)
障害者生活支援センター 結
宮津市浜町3012(〒626-0012)
宮津市福祉・教育総合プラザ内
TEL 0772-20-1222(FAX 0772-20-1555)

<発達障害児に関して>

- 発達障害児支援拠点
 - ◇中丹及び丹後圏域
(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)
京都府立舞鶴こども療育センター内 はぐくみ
舞鶴市字行永2410番地37(〒625-0052)
TEL0773-63-4870

 - ◇南丹圏域(亀岡市、南丹市、京丹波町)
花ノ木医療福祉センター
亀岡市大井町小金岐北浦37-1(〒621-0018)
TEL 0771-23-0701(FAX 0771-22-8348)

 - ◇乙訓及び山城北、山城南圏域
(向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)
京都府発達障害者支援センター 相談支援・連携課
京田辺市田辺茂ヶ谷186-1(〒610-0331)
京都府立こども発達支援センター内
TEL 0774-64-6000(FAX 0774-64-6025)

- 一般社団法人京都府自閉症協会
京都市中京区壬生坊城町48番地6(〒604-8804)
京都社会福祉会館3階
TEL 075-813-5156(FAX 075-813-5157)
ホームページ: <https://as-kyoto.com/>
メール: askyoto@shirt.ocn.ne.jp

●認定特定非営利活動法人ノンラベル

京都市南区久世川原町115番地(〒601-8201)
TEL 075-921-3338(FAX 075-921-5055)
ホームページ: <http://nonlabel.net/>
メール: non-label@mist.ocn.ne.jp

●ONLY ONEの会 — 高機能自閉スペクトラム症等
発達障がい 京都親の会 —

ホームページ: <https://www.only1-kyoto.net/>
メール: info@only1-kyoto.net

<アルコール関係回復支援施設・自助団体>

●京都MAC(マック)

京都市下京区大宮通丹波口下ル大宮三丁目18(〒600-8363)
MACビル
TEL 075-741-7125

●特定非営利活動法人京都府断酒連合会

京都市伏見区醍醐中山町39-2 19棟102号(〒601-1373)
TEL 070-5667-9362

●AA

大阪市西区北堀江3丁目6-28 乳業センタービル307号室(〒550-0014)
AA関西セントラルオフィス
TEL 06-6536-0828

<薬物関係回復支援施設>

●京都DARC(ダルク)
(きょう薬物をやめたい人へのホットライン)

京都市伏見区深草西浦町6-1-2(〒612-0029)
サンリッチ西浦1F
TEL 075-645-7105

<障害者の就職に関して>

●京都精神保健福祉施設協議会

京都市中京区壬生東高田町1番地の20(〒604-8845)
COCO・てらす4F 京都市朱雀工房内
TEL 075-813-0501

●京都障害者職業相談室

京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803(〒600-8235)
TEL 075-341-2626

●京都ジョブパークはあとふるコーナー
(はあとふるジョブカフェ)

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内(〒601-8047)
TEL 075-682-8928(FAX 075-682-8043)

<企業の障害者雇用に関して>

●京都障害者雇用企業サポートセンター

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内(〒601-8047)
TEL 075-682-8928(FAX 075-682-8944)

<結婚相談>

身体障害者の結婚に関する各種相談に応じ、
必要な助言、指導を行います。

京都身体障害者結婚相談所
TEL 075-682-1593

<障害者専門相談事業>

障害者及びその家族の金銭トラブル、人権侵害・虐待、
成年後見制度等生活全般に関し、弁護士等による
専門相談を実施しております。

京都府障害者相談センター
京都障害児者親の会協議会
TEL 075-702-1190(FAX共用)

21. 障害者虐待

障害者が虐待されていることに気付いた方は、次の窓口へ通報をお願いします。

● 市町村障害者虐待防止センター [養護者からの虐待、福祉施設等、雇用先での虐待の通報・届出]

【京都市】

市区	窓口名称	電話番号	FAX番号
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室(※1)	075-222-4161	075-251-2940
	京都市専門相談員(保健福祉局障害保健福祉推進室内)(※2)	075-222-4565	075-251-2940
	子ども若者はぐみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課(※2)	075-746-7625	075-251-1133
北区	北区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-432-1285	075-451-0611
上京区	上京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-441-5121	075-432-2025
左京区	左京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-702-1131	075-791-9616
中京区	中京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-812-2594	075-822-7151
東山区	東山区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-561-9130	075-531-2869
山科区	山科区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-592-3479	075-592-3059
下京区	下京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-371-7217	075-351-9028
南区	南区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-681-3282	075-691-1397
右京区	右京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-861-1451	075-861-4678
	京北出張所 保健福祉第一担当(※3)	075-852-1815	075-852-1814
	京北出張所 保健福祉第二担当(※4)	075-852-1816	075-852-1800
西京区	西京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-381-7666	075-393-0867
	洛西支所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-332-9275	075-332-8186
伏見区	伏見区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-611-2392	075-611-1166
	深草支所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-642-3574	075-641-7326
	醍醐支所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-571-6372	075-571-2973

- (※1) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉施設等、雇用先での虐待通報窓口
- (※2) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉施設、精神科病院従事者等の虐待通報窓口
- (※3) 児童福祉法に基づく障害児福祉施設等での虐待通報窓口
- (※4) 養護者からの虐待通報窓口(身体障害者・知的障害者への虐待)
- (※5) 養護者からの虐待通報窓口(精神障害者への虐待)

【府内市町村(京都市除く)】

市 町 村	窓 口 名 称	電話番号	FAX番号
福知山市	福知山市障害者虐待防止センター	0773-24-7089	0773-22-9073
舞鶴市	舞鶴市障害者虐待防止センター	0773-66-1033	0773-62-7957
綾部市	綾部市障害者虐待防止センター	0773-42-4318	0773-42-8953
宇治市	宇治市障害者虐待対応窓口	0774-21-0419	0774-22-7117
宮津市	宮津市障害者虐待防止センター	0772-45-1622	0772-22-8438
亀岡市	亀岡市障がい者虐待対応窓口	0771-25-5189	0771-25-5511
城陽市	城陽市障がい者虐待防止センター	0774-56-4033	0774-56-3999
向日市	乙訓障がい者虐待防止センター	075-959-9085	075-959-9086
長岡京市	乙訓障がい者虐待防止センター	075-959-9085	075-959-9086
八幡市	八幡市障がい者虐待防止センター	075-983-1952	075-981-8080
京田辺市	京田辺市障害者虐待防止センター	0774-64-1372	0774-63-5777
京丹後市	京丹後市障害者虐待対応窓口	0772-69-0320	0772-62-1156
南丹市	南丹市障害者虐待対応窓口	0771-68-0007	0771-68-1166
木津川市	木津川市障害者虐待防止センター	0774-75-1211	0774-75-2083
大山崎町	乙訓障がい者虐待防止センター	075-959-9085	075-959-9086
久御山町	久御山町障害者虐待対応窓口(福祉課内)	075-631-9902 0774-45-3902	075-632-5933
井手町	井手町障害者虐待防止センター	0774-82-6165	0774-82-5055
宇治田原町	宇治田原町福祉課	0774-88-6635	0774-88-3231
笠置町	相談支援センターいづみ	0774-66-3521	0774-66-3531
和束町	相談支援センターいづみ	0774-66-3521	0774-66-3531
精華町	精華町虐待防止センター	0774-95-1904 0774-93-3936	0774-95-3974 0774-93-3937
南山城村	相談支援センターいづみ	0774-66-3521	0774-66-3531
京丹波町	京丹波町福祉支援課	0771-82-1800	0771-82-0446
伊根町	伊根町虐待防止センター	0772-32-0504	0772-32-1009
与謝野町	与謝野町DV・虐待防止センター	0772-43-9033	0772-42-0528

● 都道府県障害者権利擁護センター [雇用先での虐待の通報・届出]


都 道 府 県	窓 口 名 称	電話番号	FAX番号
京都府	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	075-414-4607	075-414-4597

22. 障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

ヘルプマーク		京都府内において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするマークです。	京都府健康福祉部 障害者支援課 TEL 075-414-4598 FAX 075-414-4597
障害者のための国際シンボルマーク		障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク		視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885
身体障害者標識		肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。	運転免許試験場 または 各警察署
聴覚障害者標識		聴力が基準に達しないことを理由に運転免許に条件を付されている方が必ず車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。	運転免許試験場 または 各警察署
耳マーク		聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ヒアリングループマーク		補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促します。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる目印となるマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	京都府健康福祉部 障害者支援課 TEL 075-414-4601 FAX 075-414-4597

オストメイトマーク		オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。 オストメイト対応トイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ 財団 TEL 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294
ハート・プラスマーク		身体内部に障害がある方を表すマークです。 心臓や腎臓などの内部障害や内臓疾患は外見からわかりにくいいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本視覚 障害者団体連合推奨 マーク)		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。	岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613
障害者雇用支援マーク		公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の就労支援及び在宅就労支援を認め、前向きに取り組む企業・団体に対して付与する認証マークです。	公益財団法人ソーシャル サービス協会 ITセンター TEL 052-218-2154 FAX 052-218-2155
京都是あとふる企業 認証マーク		京都府内において、障害のある方を積極的に雇用している企業等で、京都府障害者雇用推進企業(愛称:京都是あとふる企業)として府の認証を受けた企業を表すシンボルマークです。	京都府商工労働観光部 雇用推進課 TEL 075-682-8913 FAX 075-682-8924
筆談マーク		ろう者等(手話でコミュニケーションを行う聴覚障害者)、音声言語障害者、知的障害者、外国人など相互に紙に書くことによるコミュニケーションを必要としている人のために作られたマークです。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449
手話マーク		ろう者等(手話でコミュニケーションを行う聴覚障害者)、手話を必要としている人が、コミュニケーションの配慮を求めるときまた、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、お店など手話対応できるところで提示することができます。 手話ができる人、緊急災害時の支援者が身に着けるビブスなどにも提示されています。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449


「京都府福祉のまちづくり」シンボルマーク		京都府では、平成7年に「京都府福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりを推進しています。 このマークは、長寿社会を迎え、障害者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し、地域社会で日常的に交流している姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。	京都府健康福祉部 地域福祉推進課 TEL 075-414-4551 FAX 075-414-4615
----------------------	---	--	---

気づいてください。 ヘルプのサイン。



ヘルプマークは、
外見からは分からなくても
援助が必要な方が
身につけるマークです。



 京都府

このマークの配布先等の詳細については、
<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/helpmark.html> を御覧ください。

助け合いのしるし
ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、
内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助
や配慮を必要としていることが外見からは分からない方
が、周囲から援助を得やすくなるよう身に付けていただ
くマークです。

- 冊子名 障害者福祉のてびき
- 発行 令和8年3月
- 発行者 京都府健康福祉部障害者支援課
電 話 075-414-4598
F A X 075-414-4597

ホームページアドレス
<http://www.pref.kyoto.jp/shogaichien>